

多摩川水系河川整備計画 フォローアップレポート

平成 2 0 年度版（案）

～ 平成 2 0 年度の実施状況をふまえて～

平成 2 2 年 3 月 1 9 日

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所

多摩川水系河川整備計画 フォローアップレポート平成 20 年度版 目次

1 . 多摩川水系河川整備計画フォローアップの意義	1
2 . 多摩川水系河川整備計画の背景	2
3 . 計画の内容	
計画の特徴～3つのポイント	4
計画の内容～5つのアクション	7
4 . 平成 20 年度における社会状況・自然状況等の変化のモニタリング	14
5 . 事業費の推移	17
6 . 平成 20 年度の実施状況	18
平成 20 年度の実施内容	18
平成 20 年度までの実施項目一覧表	41
平成 20 年度の実施状況の評価	45
7 . 多摩川流域懇談会	66
《巻末資料》	
平成 20 年度の環境データ（概要版）	巻末-1

多摩川水系河川整備計画 フォローアップの意義

【フォローアップの意義】

『多摩川水系河川整備計画』【直轄管理区間編】は、約2年の歳月をかけて様々な立場の人々が議論を重ね、平成13年3月に策定された、河川法に基づく計画です。

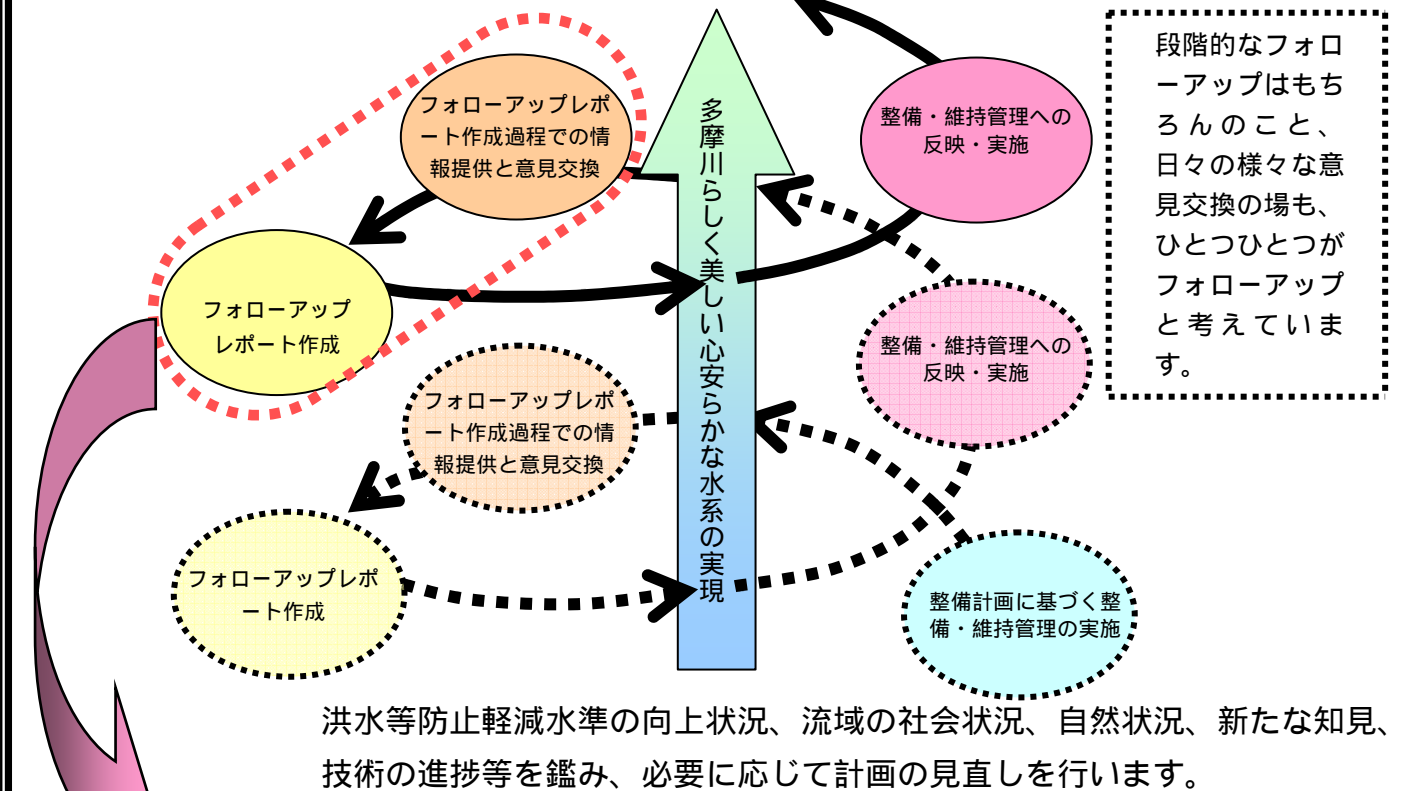
多摩川の整備・維持管理は、この河川整備計画に沿って実施しており、その状況については、これまでも、多摩川流域懇談会が主催する多摩川流域セミナーや多摩川流域懇談会運営委員会での意見交換、ホームページを利用した情報の提供と意見の収集等を通じて、随時、フォローアップしてきました。

京浜河川事務所では、河川整備計画に対するフォローアップの意義とその仕組みを次のように考えます。

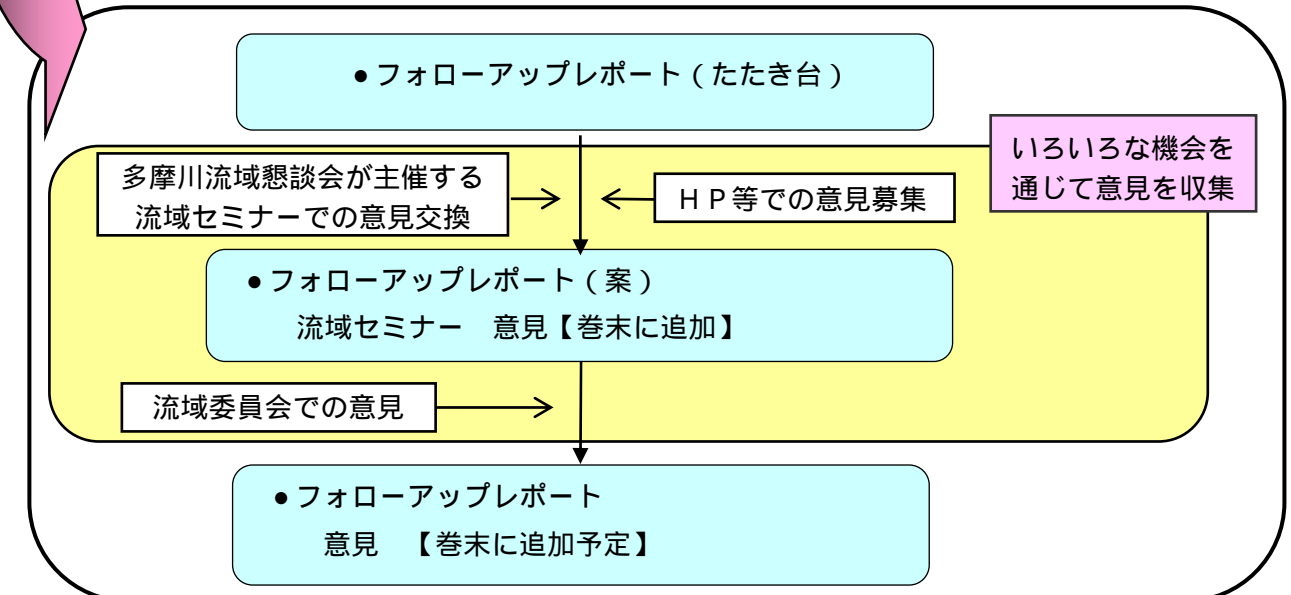
- 1 河川整備計画が目指す目標を具体化する施策の達成度や達成の方法等を点検することで、その達成に向け責任を持って進捗させていく仕組みをつくる。
- 2 河川整備計画の策定プロセス時と同様に、点検の結果を市民に対し幅広く説明し透明性を確保するとともに、多摩川流域セミナーなどいろいろな機会を通じ市民と意見交換し、さらに多摩川流域委員会での意見を聴きながら点検することで、よりよい河川整備計画の達成を進める仕組みをつくる。
- 3 洪水等防止軽減水準の向上状況、流域の社会状況、自然状況などの変化や、新たな知見、技術の進捗等は、河川整備計画の内容そのものにかかわるため、絶えず監視を行い、その変化によっては必要に応じ河川整備計画の見直しにつなげる仕組みをつくる。
- 4 フォローアップは持続させてこそ意味があり、継続してフォローアップすることで改善につながる仕組みをつくる。なお、フォローアップはまだ完成されたものではないため、試行錯誤を重ねながらよりよい仕組みをつくる。
- 5 フォローアップの成果を積み上げていくため、適宜「多摩川水系河川整備計画フォローアップレポート」を、河川整備計画の策定者である河川管理者が、前項を踏まえて作成する。

このフォローアップは、市民と行政との活発な意見交換の成果を反映することで、より充実したものになると考えます。

フォローアップの流れ



洪水等防止軽減水準の向上状況、流域の社会状況、自然状況、新たな知見、技術の進捗等を鑑み、必要に応じて計画の見直しを行います。



1 フォローアップレポートの構成

- ・多摩川水系河川整備計画 フォローアップレポートの意義
- ・多摩川水系河川整備計画の背景
- ・計画の内容
- ・平成20年度における社会状況・自然状況の変化のモニタリング
- ・事業費の推移
- ・平成20年度の実施状況
- ・多摩川流域懇談会
- ・多摩川水系河川整備計画の今後の方向性
- ・巻末資料

多摩川水系河川整備計画の背景（１）

「治水」「利水」「環境」の調和を図った法定計画です

【河川法の歴史】

平成 9 年の河川法改正によって、「治水」「利水」「環境」を総合的にとらえた「河川整備計画」を策定することが義務づけられました。

河川に関する法律である「河川法」は、それまでは、右の図のように、「治水」のみを取り扱っていた時代、「治水」に「利水」が加わった時代と変化していき、平成 9 年に「環境」が加わり、現行の法律になりました。

【河川法改正のポイント】

河川法改正で大きく変わった点は 2 点あります。

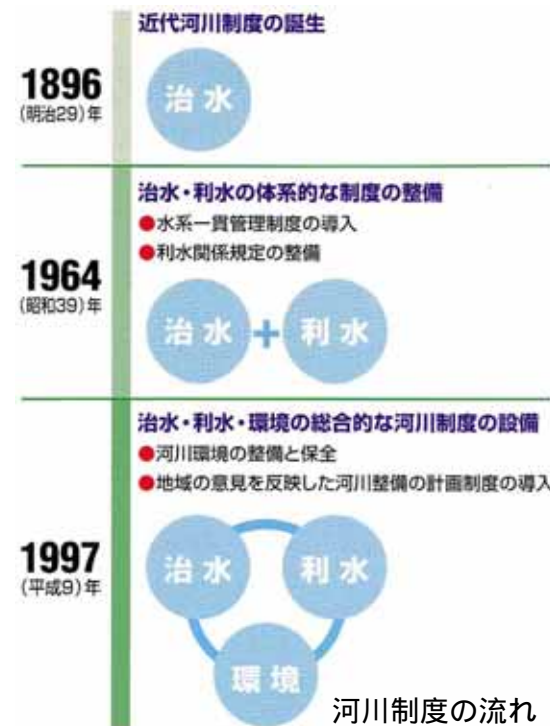
「河川環境の整備と保全」が河川法の目的として位置づけられました。

「河川整備計画」を作るときには、「地域の意見を反映させること」が義務づけられました。

【多摩川での河川法改正の意味】

多摩川における河川整備は、これまで治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「工事実施基本計画」(法定計画)に基づき、実施されてきました。また、環境面においては、昭和 55 年に策定された「多摩川河川環境管理計画」に基づき、多摩川の自然環境の保全、秩序ある利用が図られてきました。

平成 9 年の河川法改正を受けて、行政と市民が約 2 年の歳月をかけて議論を重ね、関東でトップを切って平成 13 年 3 月に策定されたのが「多摩川水系河川整備計画」です。



ステップ バイ ステップ みんなで創った計画です

多摩川では行政と住民が一体となり、よりよい川づくり、まちづくりを推進してきたという歴史があります。多摩川水系河川整備計画の策定にあたっては、こうした背景のもと、市民も参加しながら、計画づくりが進められました。

整備計画は、市民、行政、河川管理者など多摩川に関わる様々な立場の人たちと情報を共有し、意見交換を重ねながら、ステップ バイ ステップで策定されました。

この計画は、多摩川を愛する多くの人々によって支えられ、つくられてきたものです。立場の違う人達が集まり、同じ目線で話し合う形式は多摩川で初めて取り入れられました。



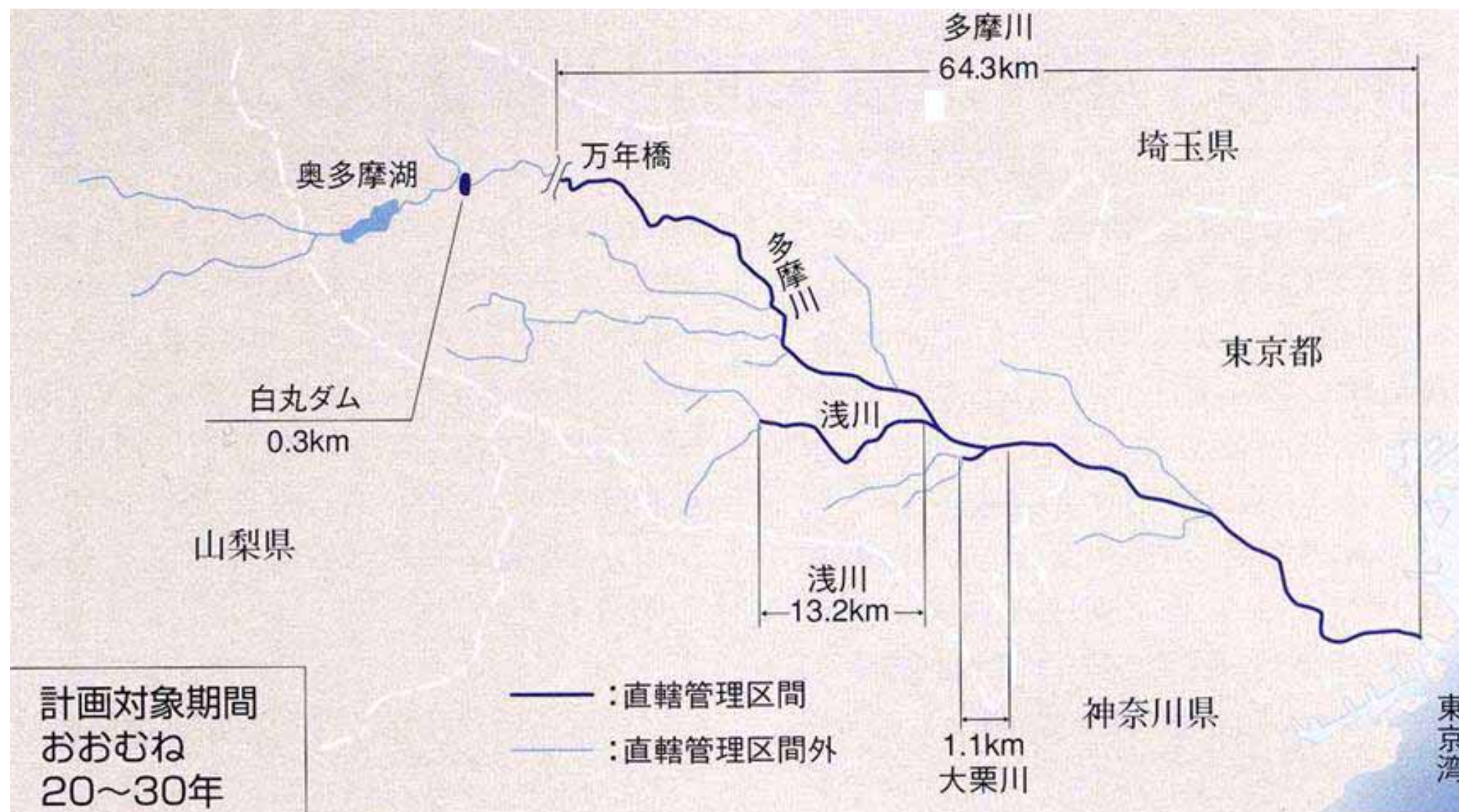
多摩川水系河川整備計画の背景（２）

計画の対象区間と期間

計画の対象区間は、多摩川の河口から最上流端までの区間のうち、国（国土交通省）が管理を行っている「直轄管理区間」としています。下の地図の濃いブルーで示している部分であり、多摩川河口から万年橋までの約 64km の区間です。

ただし、上下水道、地下水、氾濫流など、多摩川水系の河川水に関わる地域も計画対象区間としています。

計画対象期間は、およそ 20 年～30 年としています。



計画対象区間と期間

白丸ダムについては、平成 14 年 4 月に事業を完了し、管理を東京都に移管しました。

計画の特徴～point1

河岸維持管理法線(防護ライン)を設定し、自然な川の流を最大限尊重しました

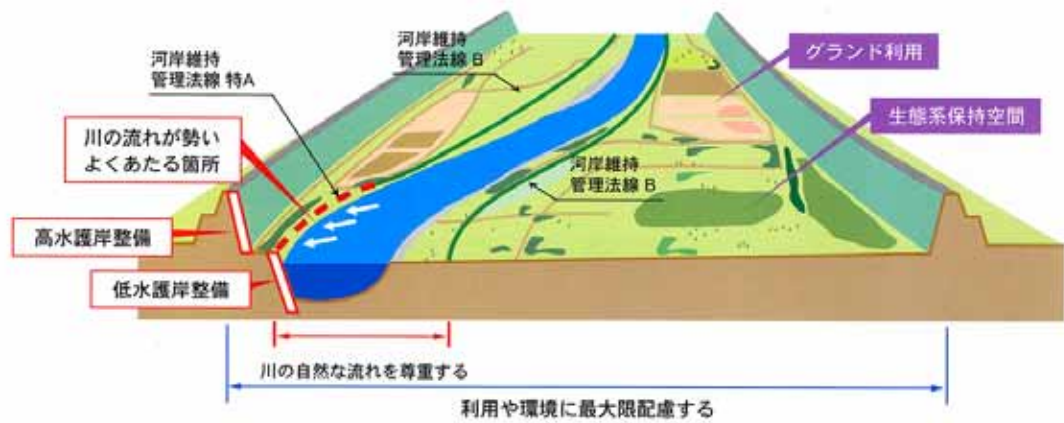
多摩川の自然な流れを生かします。

多摩川の自然な流れや環境、河川敷の利用状況等に配慮しつつ、洪水を安全に流せるように整備を行う目安となるのが、河岸維持管理法線(防護ライン)です。

「水の流れる場所はできるだけ堤防から遠ざけて、川を中心にあるべきである」というこれまでの考え方にとらわれず、河道断面に洪水を安全に流せるだけの深さや幅が確保できる場合は、多摩川の自然な流れを生かした計画にしています。

河岸維持管理法線の設定のポイント

自然な川の流を最大限尊重
現況の河川の流況や河川敷の利用状況等に配慮
河川整備基本方針での規模の洪水を安全に流下できるよう配慮



堤防の重要度に応じて整備を実施します。

防護ラインは堤防に近いところ、離れているところがあるため、それぞれの状態に応じて「重要度」を定めています。

下の表のように、防護ラインの位置と併せて、河川敷の幅や河川敷の利用状況など、その場所の現状に応じて維持管理の重要度を示しています。

重要度	重要度の設定条件および対策方針		
A	堤防計画区間	原則として堤防法尻から40m未満 ○設定した防護ラインが堤防に近い場合、計画的な防護が必要な場所 ○設定した防護ラインが堤防に近くはない(堤防からの距離が、40m以上の場合)が、堰や橋梁等の周辺で堤防の防護が必要な場所とその周辺 ●原則として早急に必要な防護を実施	
(特A)		原則として堤防法尻から20m未満 ○設定した防護ラインが堤防により近い場合、計画的に強固な防護が必要な場所 ○設定した防護ラインが堤防に近く(堤防からの距離が、20m以上で40m未満の場合)、堰、橋梁等の周辺でもあるため堤防への影響を勘案し計画的に強固な防護が必要な場所 ○規模の大きい水門や樋管の設置されている場所 ●原則として早急に強固な防護を実施	
B		堤防法尻から40m以上 ○河川敷が公園・グラウンド等に利用されている場所 ○河川敷の利用はないが、治水上の観点から低水路平面形状を維持する必要がある場所(浅川合流点付近など) ●原則として河岸が削られてきた場合に防護を実施	
C		堤防法尻から40m ○河川敷の利用がなく、当面は低水路平面形状を維持する必要がある場所 ●原則として河岸が削られてきた場合に対策を実施	
D	堤防計画がない区間	河川敷がない場合は河岸の上部。 河川敷があり利用がある場合はその前面とし、利用がない場合は河岸の上部。 ○侵食による河岸の崩落の防止及び崩落による河道埋塞等を回避するための維持が必要な場所 ●原則として河岸の侵食により崩落の危険性が発生した場合に対策を実施	
区分にあたってのその他の留意事項		○重要度が著しく変化する箇所では、短い区間での重要度設定を行わずに、連続する一連区間として重要度を設定する。	

計画の特徴～point2

機能空間区分を設定し、河川の利用と保全のルールを定めました

「多摩川河川環境管理計画」の基本方針

多摩川の“自然環境の保全”と“秩序ある利用”を規定したものが「多摩川河川環境管理計画」(略称「環管計画」)です。自然環境の保全と利用の調和を目指し、人と川とがよりよい関係を結ぶために、3つの基本方針を定めています。

1. 多摩川と市民とのふれあいの場を提供する。
2. 多摩川らしさを維持する。
3. 多摩川らしさを活用する。

河川敷、水面、水際の空間を、機能に応じて区分しました

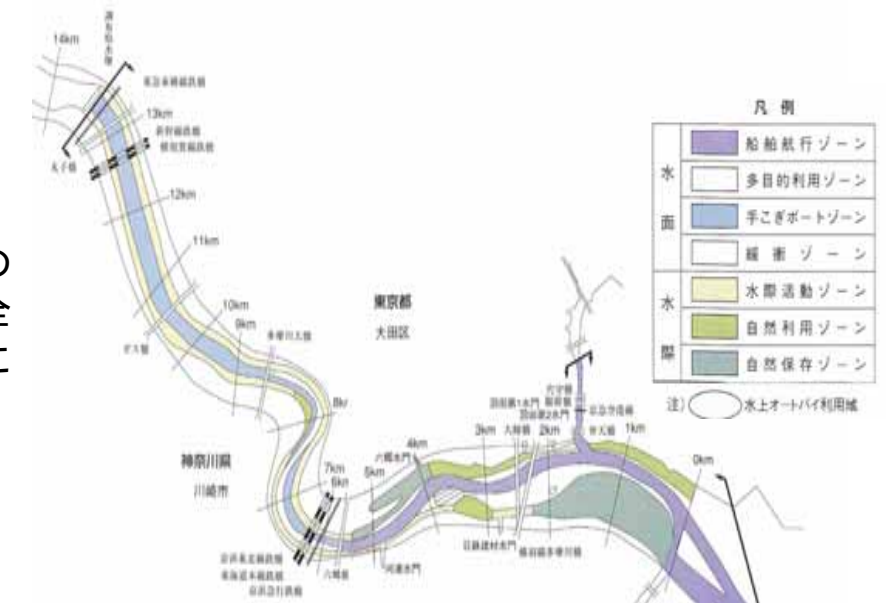
昭和55年に、市民のみなさんとの対話を踏まえて「多摩川河川環境管理計画」が策定されました。「環管計画」では、多摩川の河口から万年橋までの区間を5つのゾーンに分け、さらにそのゾーンごとの特性や市民の要望によって8つの機能空間区分に分けて、利用と保全のルールを定めています。

「環管計画」は、河川整備計画の策定にあたって、その内容が時代の変化に対応したものに見直され、法定計画である河川整備計画の中に位置づけられました。その中で従来5:5であった自然系空間と人工系空間の比率は、6:4と改められ、より自然を重視した空間区分となりました。また、下流部について、水面、水際部を対象として管理区分を設定しました。

水面・水際の区分

河口から調布橋の間は、ボート遊びや釣りが盛んな区間です。

そのため、利用する人の安全確保と自然環境の保全を図るために、水面と水際についてそれぞれ区分を設定しています。



水面・水際の区分の設定図

河川敷の区分

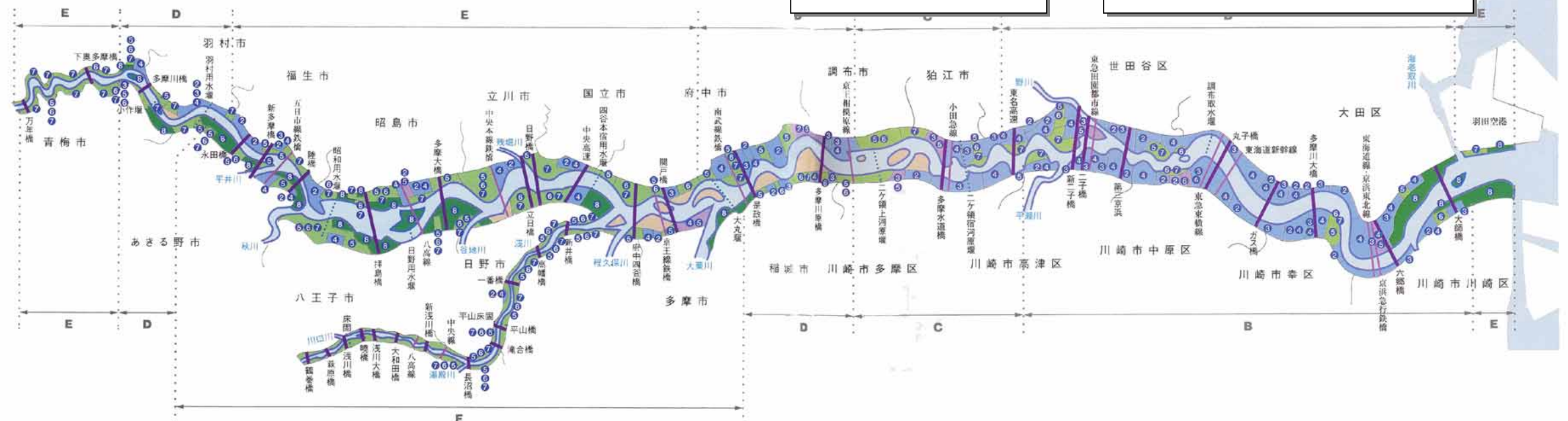
河川敷については、河口から万年橋までの区間を5つのゾーン、8つの機能空間区分に分けて、利用と保全のルールを定めています。

5つのゾーン

- A 人工整備ゾーン
- B 施設利用ゾーン
- C 整備・自然ゾーン
- D 自然利用ゾーン
- E 自然保全ゾーン

8つの機能空間区分

- 避難空間
- 地先施設レクリエーション空間
- 広域施設レクリエーション空間
- 運動・健康管理空間
- 自然レクリエーション空間
- 文教空間
- 情操空間
- 生態系保持空間



計画の特徴～point3

川づくり全般の計画を定めました

多摩川水系河川整備計画は、維持管理も含めた計画です

多摩川水系河川整備計画には、施設の整備などの「ハード面」の対策だけではなく、日々の管理や利用のルールづくり、情報提供システムの構築などの「ソフト面」の対策も含まれています。

川づくりでは、整備したものがきちんと機能することも重要だからです。そのために必要なことに対し、継続して取り組むことが維持管理です。

河川に関連する情報の提供

水位、流量、雨量、水質、地震等の河川に関連する情報の収集を行い、その情報を地域住民の方々に正確かつ迅速に伝えるシステムを整えていきます。



空間利用のルールづくり

たとえば point.2 に示した「機能空間区分」では、人工系空間、自然系空間のそれぞれについて、次のようなルールを作りました。

人工系空間

人工系空間（ 、 、 空間）については、施設の管理者に対して、次のような審査、指導を行います。

- 1) 万人が利用できる日が適切に確保されていること
- 2) 裸地化を極力避けること
- 3) 生態系および水質への悪影響が懸念される化学物質等は極力使用しないこと
- 4) 多くの市民の要望を受けていること

自然系空間

自然系空間（ 、 、 空間）については、人や車の出入りについて、管理方針を指導します。

この他にも秩序ある利用のために、次のような行為を防ぐ対策を推進します。

- 1) 不法利用
- 2) 不法行為
- 3) 秩序ある水面利用
- 4) 水難事故
- 5) 不法放置船舶等
- 6) ホームレス（河川敷の野宿生活者）の居住

計画の内容～ action1

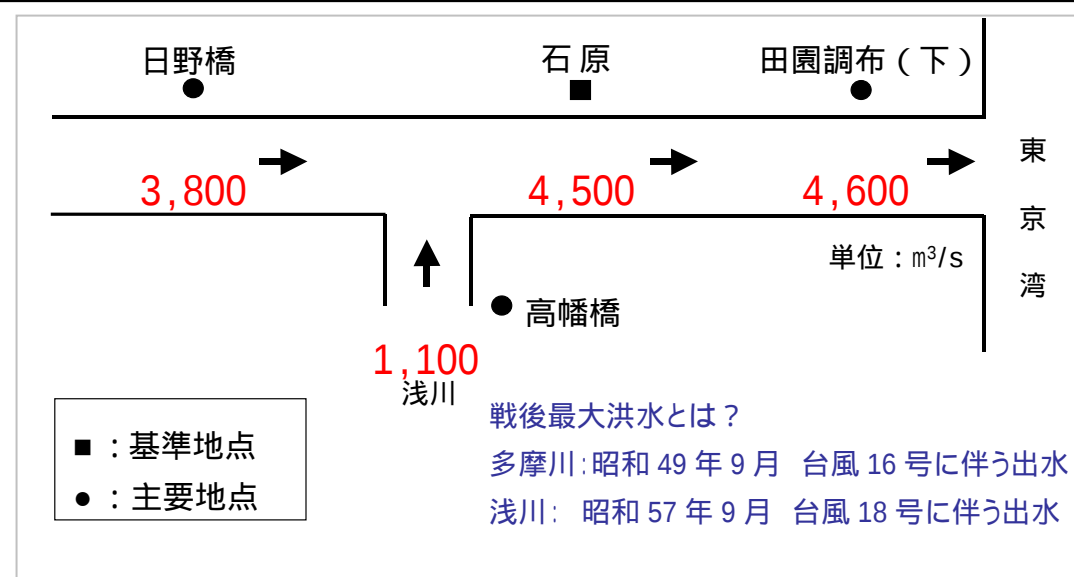
戦後最大規模の洪水を治水の目標にします（1）

戦後最大規模の洪水を安全に流せるような整備を行い、人々の生命・暮らし・財産を守ります。



洪水対策には、洪水の流量を安全に流すことのできる河道の整備や調整池の整備などを行うこと（ハード対策）と、洪水がおこった場合にも被害を最小限に抑えるようなしくみをつくること（ソフト対策）の2つがあります。

治水整備を実施するにあたっては、ハード対策とソフト対策をそれぞれ組み合わせて、効率的、効果的に洪水対策が図れるよう取り組んでいます。



流量配分図

河道断面を確保します

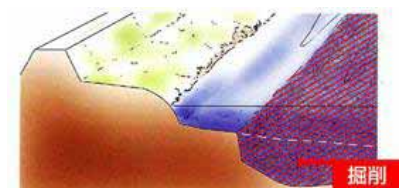
● 堰対策

堰による流れの阻害によって河床に溜まった土砂を掘削し、本来の河道断面に戻す工事を行います。また抜本的な対策として、堰自体の改築等についても検討を行います。



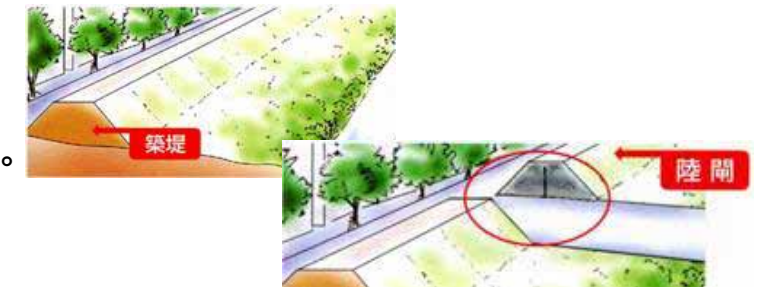
● 河道掘削

多摩川本川では、各堰の対処を行い、堰上流部の河道を広げ、溜まった土砂を掘削します。



● 築堤対策と陸閘の解消

堤防の必要な高さや幅が不足している区間については、それを確保するよう努めます。陸閘については解消し、築堤を行います。



● 樋門対策

築堤の整備が必要な箇所に樋門がある場合には、築堤にあわせて、この樋門の機能を保持できるような樋門対策を行います。



● 床止め対策

浅川では老朽化した床止めが阻害となり、土砂が溜まっている箇所などがあるため、床止めの改築・撤去・新設を実施します。



● 高潮対策

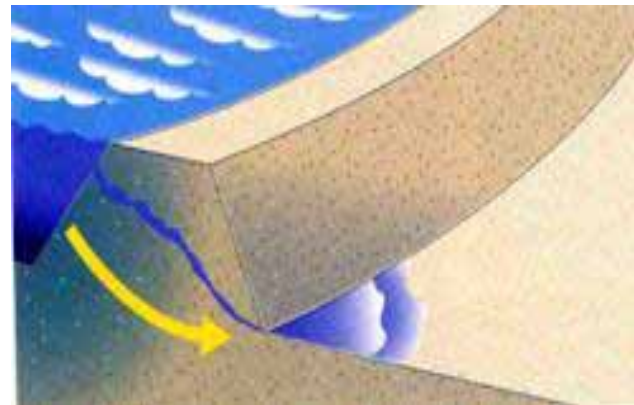
河口から六郷橋（大田区仲六郷）までの区間では、高潮に対応した堤防の整備等を実施します。

計画の内容～ action1

戦後最大規模の洪水を治水の目標にします（ 2 ）

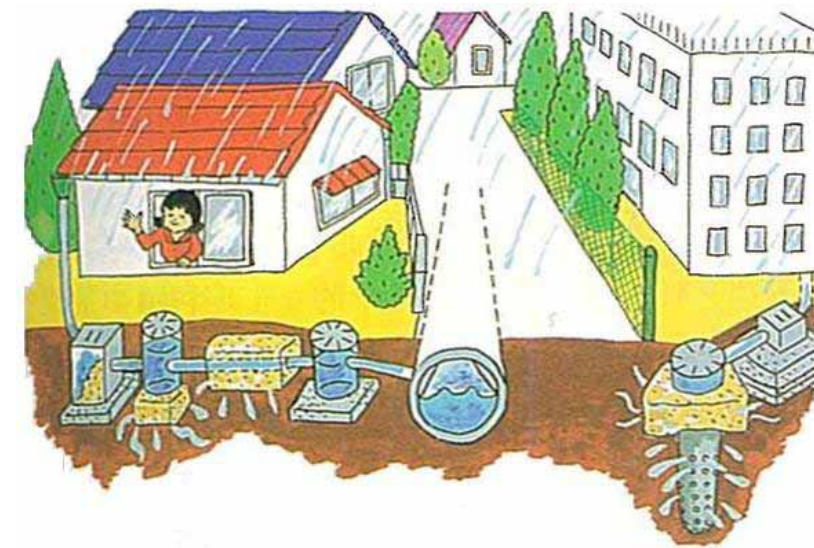
堤防の安全性を向上させます

- 堤防強化対策
堤防等の安全性向上対策として、流水による浸透・侵食から、堤防等を保護します。
- 漏水対策
漏水は堤防の決壊につながります。そのため、漏水のおそれのある箇所の補強を行います。
- 水衝部対策
水衝部（蛇行の外側など、流水が河岸に強く当たる箇所）では堤防が崩壊する危険があるので、コンクリート護岸にするなどの補強を行います。



総合的な治水対策を行います

流域の保水・遊水機能を増進するとともに、緊急時の被害を最小にするようなソフト対策を行います。



地面の下にある浸透施設のイメージ図

超過洪水対策（高規格堤防）を行います

action5 参照

広域防災対策を行います

震災発生時に防災施設や被災地域等との確実な連絡を図るための緊急的な輸送路として、緊急用河川敷道路の整備を行います。

また、震災時の拠点ともなる地域防災活動拠点（洪水・高潮災害時には、水防拠点及び河川防災ステーションとして機能）を東西方向の主要道路と緊急用河川敷道路に整備します。



川崎市 幸町緊急用船着場



緊急河川敷道路

計画の内容～action1

戦後最大規模の洪水を治水の目標にします（３）

- 洪水、高潮等による災害を防止、または被害を最小限におさえるために～治水に関する維持管理

災害時の情報（国土保全管理情報）を的確に集めます。



水位・流量観測施設



雨量観測所



水質自動監視装置

河川巡視、モニタリング活動により、異常の早期発見に努め、機動的な維持管理を行います。



河川巡視

河川管理施設の適切な操作を行い、機能を維持していきます。

被災時における二次災害の防止に努めるため、平常時から被害軽減のための洪水、高潮体制の充実を図っていきます。



水防訓練の様子

関係機関と連携して広域防災機能を強化します。



防災ステーションのイメージ図

災害時の情報提供体制の充実を図っていきます。



京浜河川事務所内の災害対策室の様子

計画の内容～action2

「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します

多摩川への理解を深め価値を共有するため、多摩川流域リバーミュージアム計画を実現します。

多摩川流域リバーミュージアムとは、多摩川に対する理解不足から発生する環境や景観の破壊、利用者同士の揉め事等を防ぐために、自然環境、生態系、川にまつわる歴史や文化など、多摩川の持つ価値を広く啓発していくために、多摩川水系全体を博物館ととらえ、万人が多摩川の持つ価値を学習し、認識できるようにするものです。



3つの柱

多摩川を学習や活動のフィールドに

多摩川と もっとも っとふれあいたい

多摩川をもっと 知りたい、知らせたい

多摩川流域リバーミュージアム（TRM）の実現に向けて、生態系の回復、人と川のふれあい、福祉、歴史、文化などのそれぞれの視点から、整備や支援を行っています。

TRMを進めるにあたっては、市民のみなさんや流域自治体との連携により「多摩川らしさ」を共有し、ひとつひとつの取り組みを協働の精神で行っていくことが大切と考えています。

豊かな自然を守るために～生態系保全回復関連対策

多摩川の生態系を回復させることを目的にして、環境整備に取り組みます。

- ・ワンドの整備
- ・魚道の整備
- ・リバーバイオコリドーの整備

きれいな水、安全な水をもとめて～水環境関連対策

action4 参照

憩い、遊び、学べる川をめざして～人と川のふれあい関連対策

多摩川が人と自然、人と人とのコミュニケーション空間となるような環境整備に取り組みます。

- ・水辺の楽校
- ・水辺再発見プロジェクト
- ・岸辺の散策路
- ・川の一里塚
- ・水と緑のネットワーク
- ・渡し
- ・TRM情報拠点

多摩川をバリアフリーに～福祉関連対策

高齢者や障害者の方にも、気軽かつ安全に多摩川を訪れてもらうため、バリアフリー化を推進します。

- ・緩傾斜坂路（スロープ）
- ・点字ブロック

文化を育んできた川だから～歴史文化関連対策

多摩川の歴史や文化を多くの方に知ってもらうために、多摩川や流域の歴史、文化の情報を収集し、多摩川への来訪者などへ積極的に提供していきます。

河川環境を保全するために～河川環境に関する維持管理

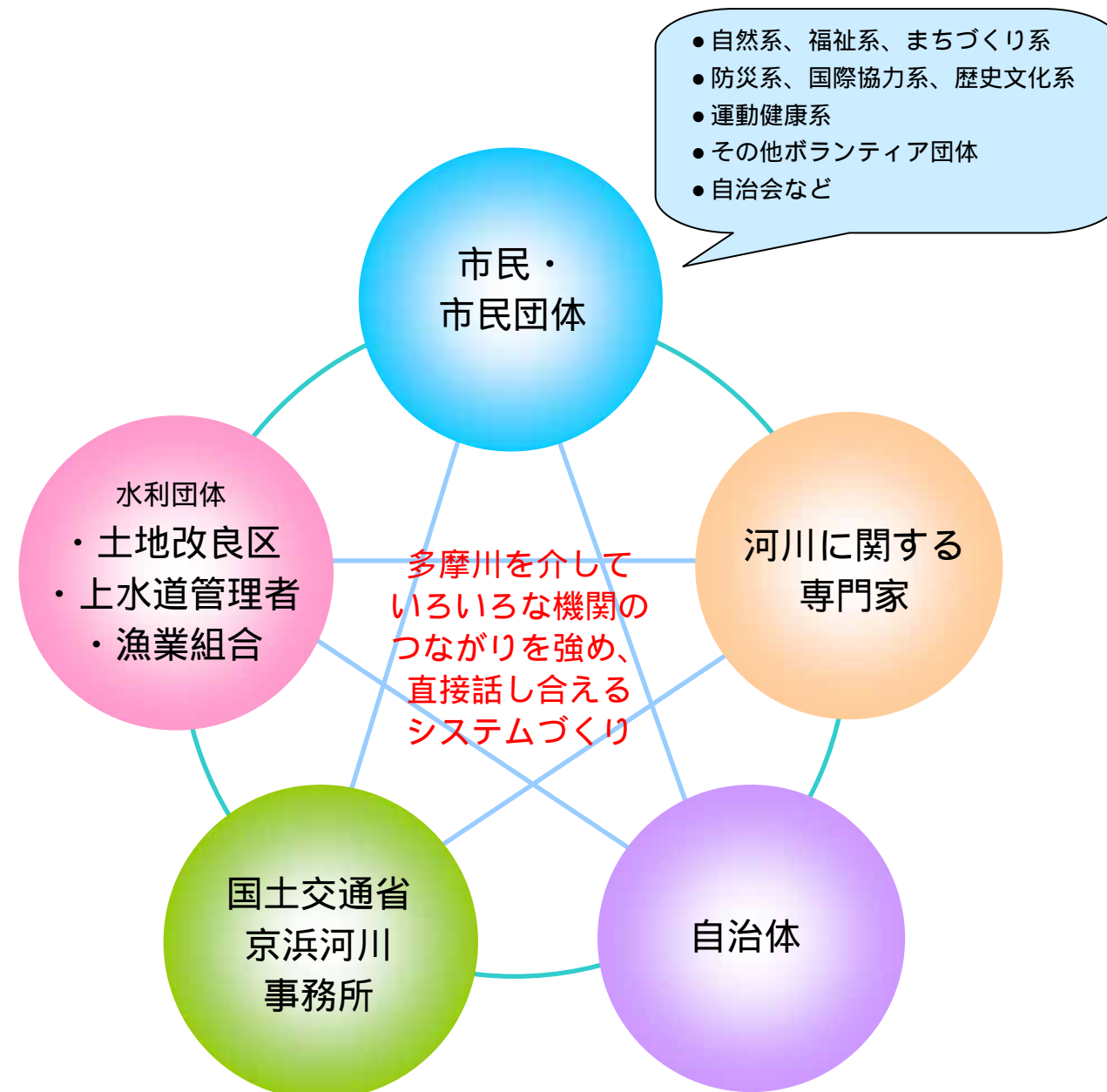
- ・河川環境の秩序ある保全と利用を推進し、人と川とのふれあい機能を維持していきます。
- ・多摩川流域の各主体が連携を図り、きめ細かな河川管理をめざします。
- ・河川環境管理計画を尊重した河川管理を行います。

協働の維持管理をめざします

行政と住民が協力しあい、自然豊かな川づくりをめざします

多摩川流域の自治体・市民団体などさまざまな主体をリンクアップしながら市民参加を支援します。

河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、それぞれの役割を認識して有機的な連携を図りながら、河川管理を行います。



河川整備計画は、住民や流域自治体と河川管理者が「協働」でつくりあげました。

維持管理も、多摩川のよき伝統である「協働」の精神で行い、また、維持管理は、平常時・非常時ともに適切かつ機動的な対応をとることを努めています。

「協働」の実現例

< 多摩川下流部水面利用者協議会 >

現在多摩川の下流部では、不法な栈橋の設置や不法係留など、無秩序な利用状態となっている箇所が見られます。そのため、秩序ある水面・水際の実現に向けて、学識者・水面利用関係者・関係行政機関で構成する『多摩川下流部水面利用者協議会』を設立し、不法係留問題等の解決策について協議・提案を行っています。



不法係留船対策『行政代執行』実施の様子

< 水辺の楽校 >

川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身ともにたくましい子供を育てるプロジェクトで地域の住民やボランティア団体が中心となって進める活動を、京浜河川事務所が支援します。



活動の様子

計画の内容～action4

水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います

多摩川流域の水の循環を解明するため「水流実態解明プロジェクト」を推進します。

「水流実態解明プロジェクト」は、現在の多摩川の水量・水質の変化や、水の利用状況等を調査・研究し、その実態を明らかにする目的で行われています。

多摩川の水を今後も利用し続けていくためには渇水時の対策や、雨水の地下への浸透による保水、地下水の保全、湧水の保全等の対策が必要です。それを円滑に行うには、森林保護・育成等により、できる限り地表面が水分を吸収できる環境をつくるとともに、都市部や住宅地においては、透水性舗装や浸透マス・浸透トレンチ等を設置することで、地下への雨水の浸透を促すような対策が必要です。

本プロジェクトでは、次のような調査が予定されています。

河川流量の挙動調査

支川・水路の流量調査及び湧水実態調査

水利用の実態調査

地下水の水位の実態調査

本支川浄化機能の総合的評価に係る調査

面源負荷状態挙動調査

有害化学物質、病原性微生物の実態調査

生物生息状況調査

処理水流下状態挙動調査

これらの調査結果に基づいて、多摩川を本来の豊かで清らかな流れに戻すための整備や管理が行われます。

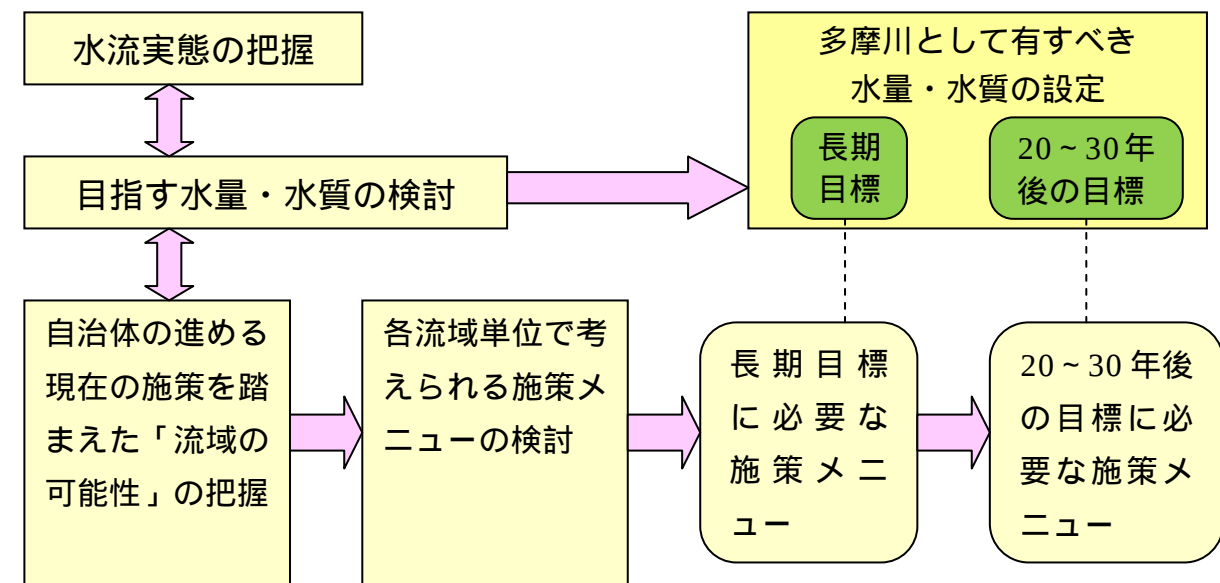
また、「総合的流水管理対策」を、地域住民、関係自治体、関係機関等と一体となり、推進します。

流域の雨水浸透機能の保全・回復、地下水の保全、湧水の保全・回復、異常渇水に対する備え、地震発生後等における防災用水としての河川水の有効利用、及び水路網の復活などを総合的に考慮した対策を実施します。

「水流実態解明プロジェクト」では、水流の実態を明らかにするとともに、多摩川の水に対する地域住民のみなさんの要望にできる限り応えることも重要と考えています。

ここでも「協働」の精神にのっとり、アンケート調査や水流解明キャラバンなどの取り組みを地域住民や流域自治体と協力して行っています。

水流実態解明プロジェクトの進め方



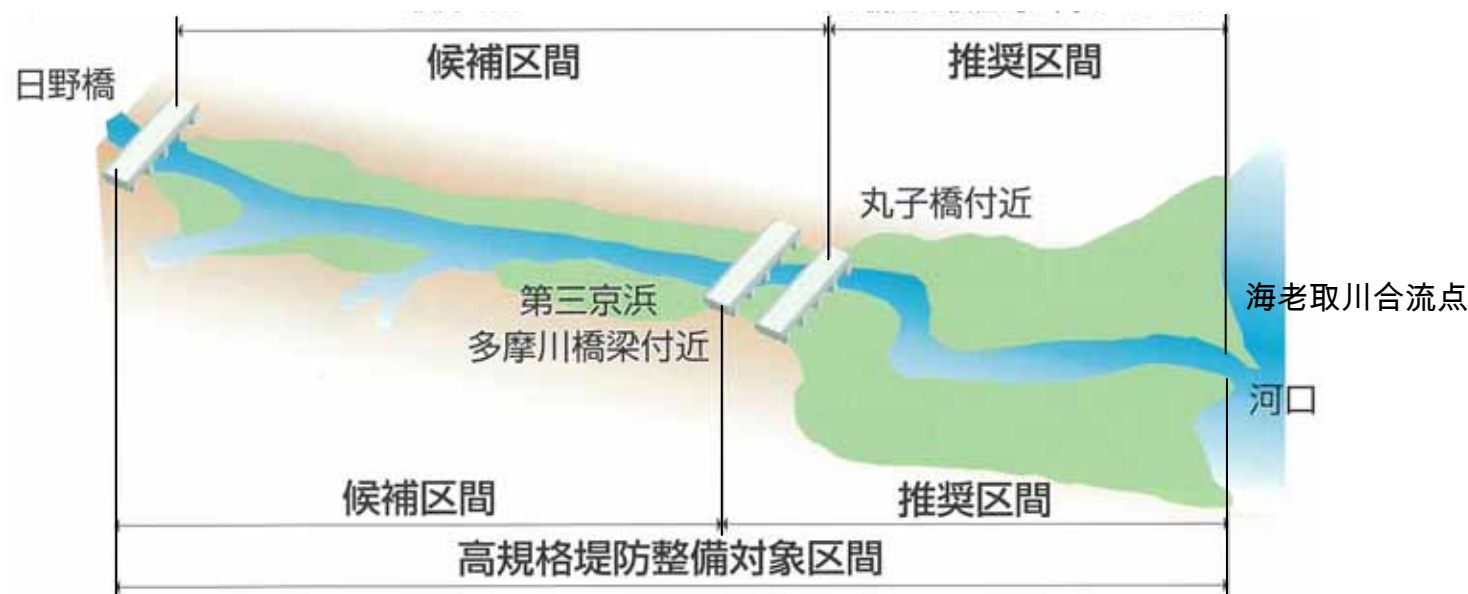
産・官・学・民一体となって取り組みます

スーパー堤防の整備を進めます

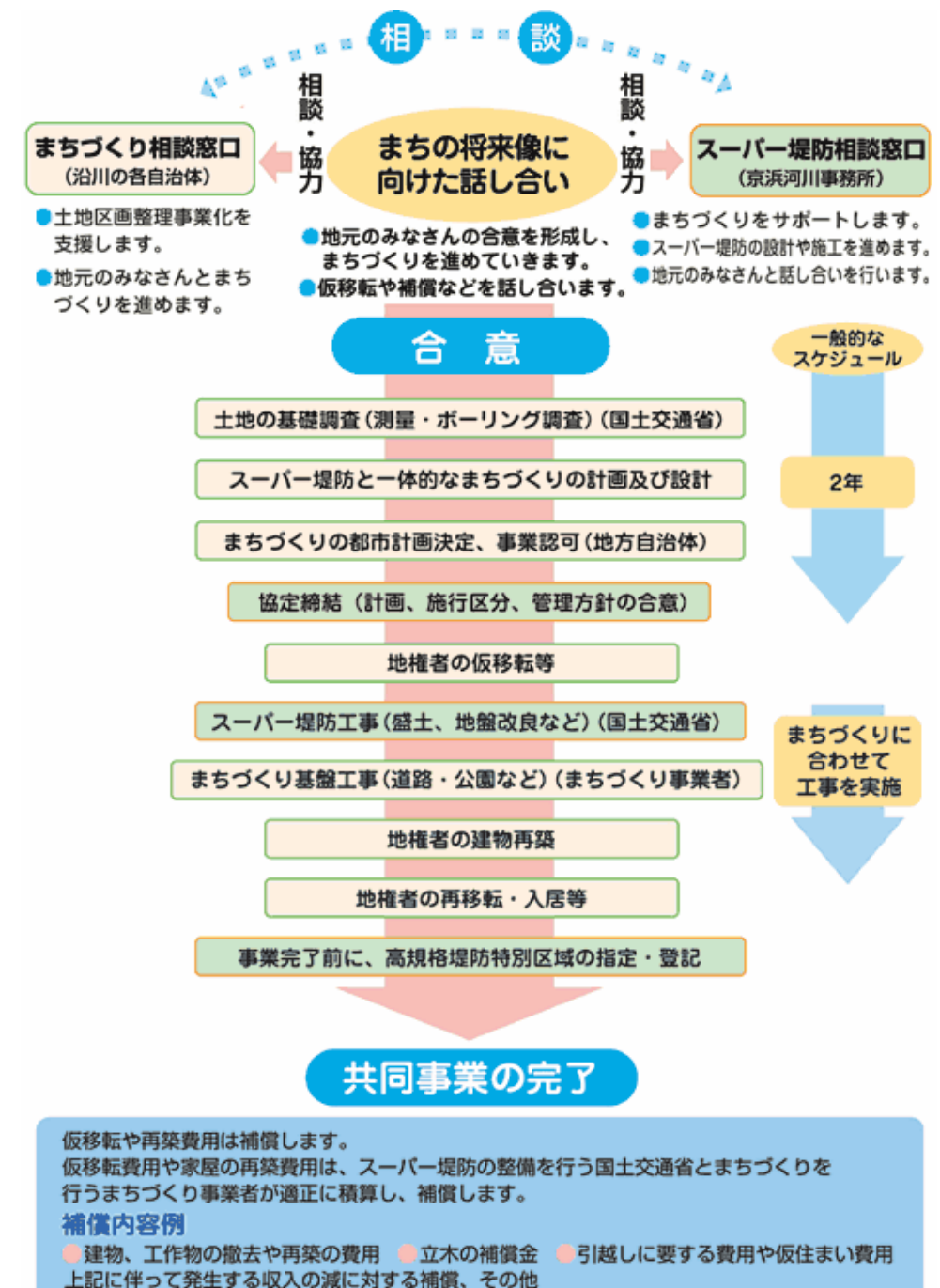
超過洪水対策（高規格堤防）を行います。

超過洪水とは、計画の規模を上回る洪水のことで、洪水によるはん濫を防止する対策の一つとして高規格堤防（スーパー堤防）の整備があげられます。

首都圏を壊滅的な浸水被害から守ることを目的としたスーパー堤防の整備は、左岸：海老取川合流点～丸子橋、右岸：河口～第三京浜多摩川橋梁付近までを推奨区間として、まちづくりとの一体的整備について提案や検討を進めていきます。また、その上流から日野橋までは候補区間として、地域のまちづくりの機運などを勘案し、検討を進めます。



平成13年2月に策定された『多摩川沿川整備基本構想』に示されている「推奨区間」と「候補区間」で、洪水や地震に強く、また水と緑に親しむことのできる水辺空間を創出することができるスーパー堤防の整備を進めています。

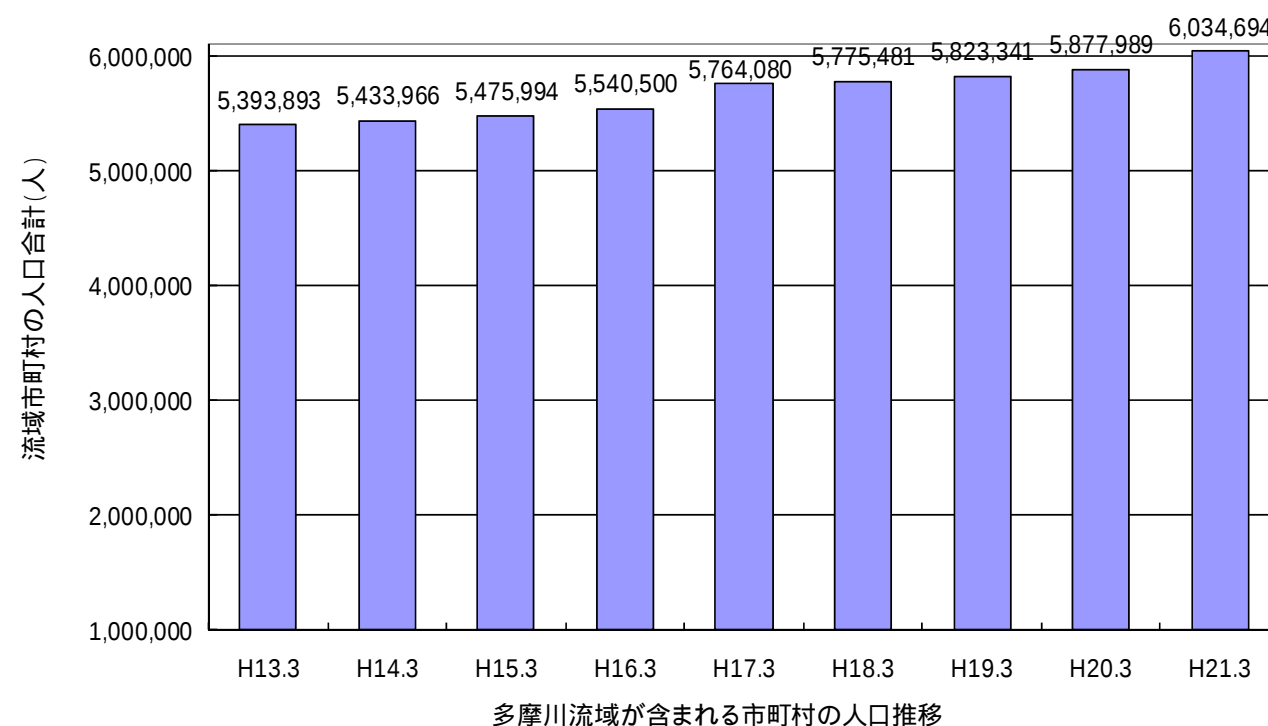


平成 20 年度における社会状況・自然状況等の変化のモニタリング（１）

社会状況の変化のモニタリング

人口の推移

多摩川の流域は、東京都の 26 市区町村、神奈川県川崎市の 6 区、山梨県の 1 市 2 村にまたがっています。多摩川流域が含まれる市区町村の人口総数は、昭和 50 年までは急増しましたが、高度成長期が終わった昭和 50 年代以降は穏やかな伸びを続けています。多摩川水系河川整備計画が策定された平成 13 年 3 月から平成 21 年 3 月までの 7 年間で、人口は約 11% 増加しています。



資料：「全国市町村要覧」各年 3 月 31 日現在の値

国土交通省をはじめとした社会の動き

- 答申「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」（2008.6.19）

地球温暖化による気候変化によって、海面水位の上昇、豪雨や台風の強度の一層の増大、渇水の深刻化による水災害の激化が懸念されるため、気候変動に適応する治水施策のあり方について、まとめられました。

- 指針「揚排水機場設備点検・整備指針（案）」（2008.6.27）

揚排水機場設備の信頼性を確保しつつ効率的な維持管理を実現するための、点検・整備の標準的な指針が制定されました。

- 提言「ユビキタス情報社会における次世代の河川管理のあり方」（2008.8.27）

ユビキタス情報社会の到来する今日において、河川管理が抱える課題への対応策として、ユビキタスネットワークを活かした河川管理の姿及びそれを実現する施策の方向性が提言としてとりまとめられました。

- 「中小河川における局地的豪雨対策WG報告書」及び「中小河川における水難事故防止策検討WG報告書」がまとまる（2009.1.6）

地球温暖化に伴う気候変化の影響と考えられる中小河川の水害や水難事故に対し「犠牲者ゼロ」を確実なものとするため、中小河川の管理のあり方と水難事故防止の2つの課題について検討が行われ、報告書がまとめられました。

- 「大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関する提言」（2009.3.27）

国内ではこれまで数多くの天然ダムが形成されており、中には決壊により甚大な被害を生じた例も少なくありません。そこで、今後国内において天然ダムが複数形成される事態に備え、危機管理を行うために必要な事項について、提言がまとめられました。

- 「溪流における局地的豪雨に対する警戒避難対策に関する提言」（2009.3.25）

地球温暖化に伴い増加していると考えられる局地的豪雨による被害が多発しています。中でも溪流は、川幅が狭く、勾配も急であるため、局地的豪雨に対する対策がより重要となるため、警戒避難対策に関する提言がまとめられました。

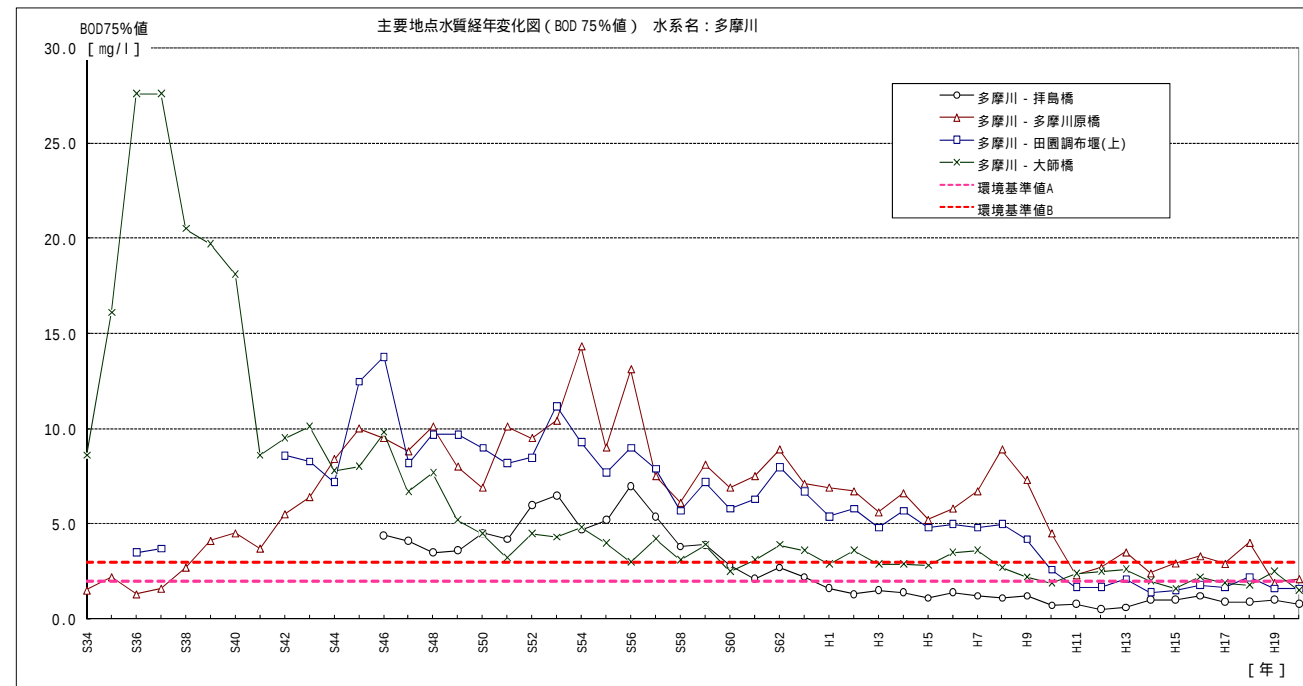
- その他（国土交通省以外の動き）

- ・改正風景づくり条例施行(世田谷区)（2008.4.1）
- ・景観条例・景観条例施行規則施行(府中市)（2008.4.1）

平成 20 年度における社会状況・自然状況等の変化のモニタリング（ 2 ）

自然状況の変化のモニタリング

水質（BOD）の状況



- ・平成 11 年以降は、ほとんどの地点で BOD の環境基準値を満足しています。

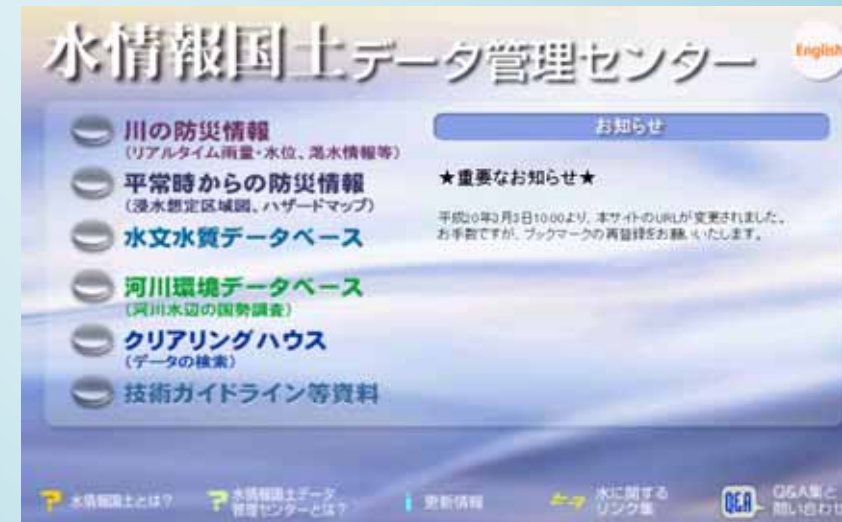
動植物の状況

- ・平成 20 年度には両生類・爬虫類・哺乳類の調査を実施しました。
- ・多摩川での底生動物の確認状況は、最新データ（平成 14 年度から平成 20 年度の調査結果）では、次のとおり確認しております。

分類	確認種
魚類	66 (H18)
底生動物	322 (H19)
植物	812 (H17,18)
鳥類	123 (H16)
両生類	9 (H20)
爬虫類	8 (H20)
哺乳類	13 (H20)
陸上昆虫等	988 (H15)

各調査の最新データ

巻末資料に、平成 20 年度の両生類・爬虫類・哺乳類調査結果のデータを添付しました。



国土交通省河川局のホームページ

<http://www.mlit.go.jp/river/index.html> における、水情報国土 <http://www5.river.go.jp/> では、自然状況に関する以下の情報を公開しています。

- 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/> :
全国のリアルタイムの水質データを提供しています。
- 水文水質データベース <http://www1.river.go.jp/> :
雨量、水位、流量、水質、底質、地下水位、地下水質、積雪深、ダム堰等の管理諸量、海象のデータを公表しています。
- 河川環境データベース <http://www5.river.go.jp/database/databasetop.html> :
河川水辺の国勢調査の調査結果について、調べることができます。

（注）平成 20 年 3 月 3 日 10:00 より、本サイトの URL が変更されました。

京浜河川事務所のホームページ <http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp> でも、動植物図鑑 http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/illustrated_book/index.htm にて、多摩川（鶴見川・相模川）の鳥類図鑑・魚類図鑑・植物図鑑を見ることができます。

平成 20 年度における社会状況・自然状況等の変化のモニタリング（ 3 ）

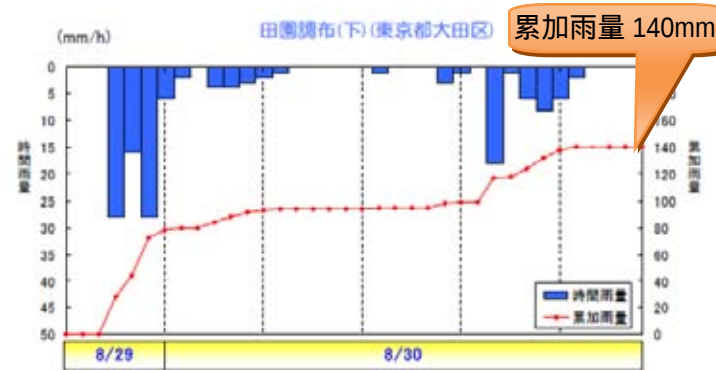
主な出水

平成 20 年 8 月末豪雨

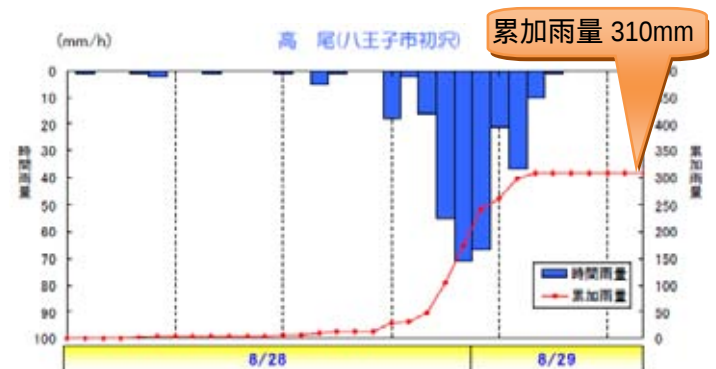
・前線の影響により京浜管内に激しい降雨がもたらされ、多摩川および浅川で、はん濫危険水位を超える水位を記録しました。

【8 月末豪雨の概要】

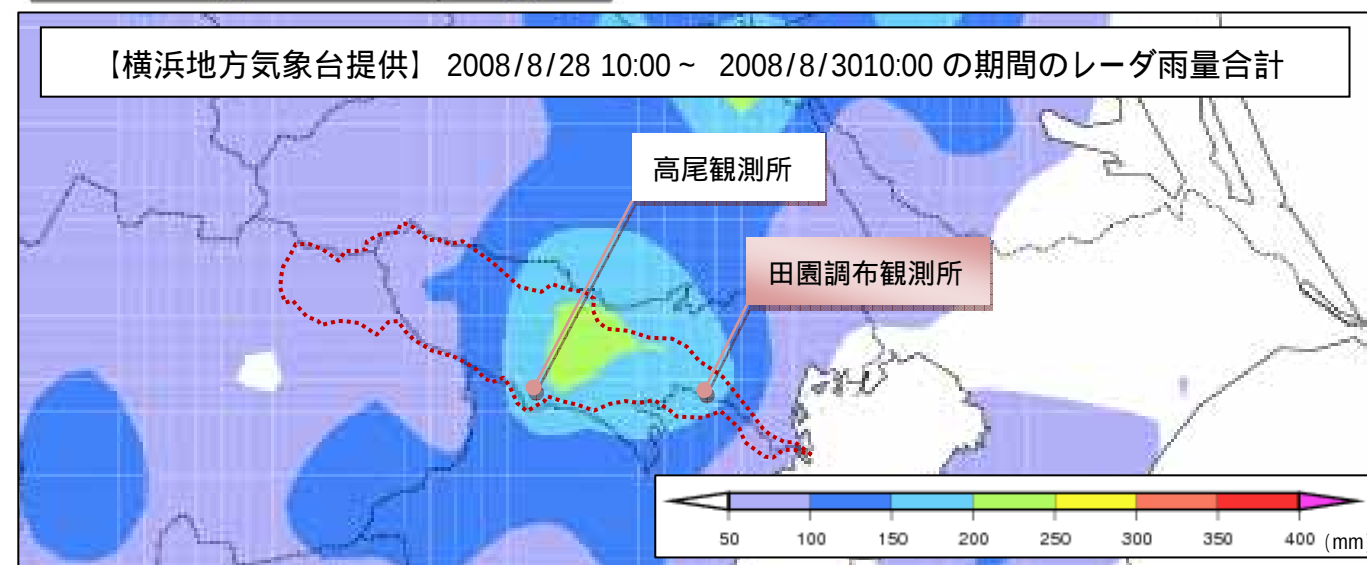
< 雨量 >



・多摩川流域の田園調布観測所では、1 時間あたりの最大雨量が **58mm** 降り始めからの累加雨量が **140mm** を記録しました。

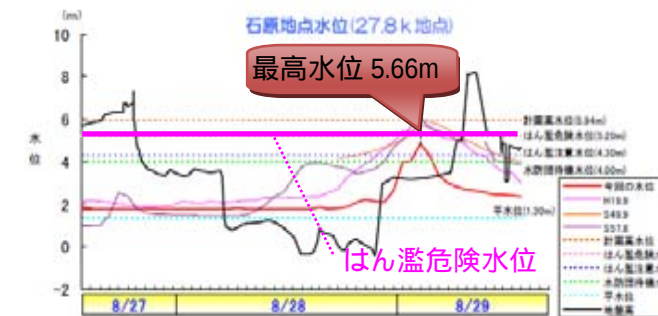


・多摩川の支川浅川流域の高尾観測所では、1 時間あたりの最大雨量が **71mm** 降り始めからの累加雨量が **310mm** を記録しました。

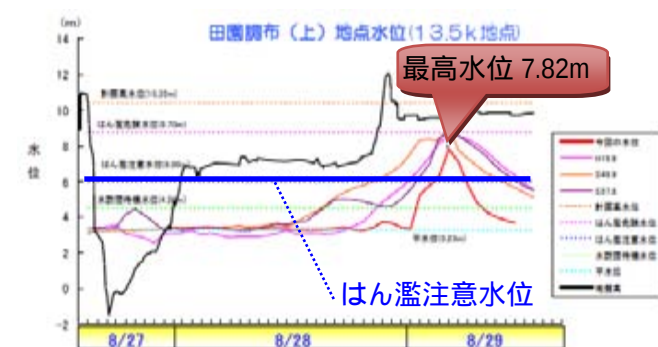


雨量の時間推移（多摩川：田園調布(下)観測所，浅川：高尾観測所）

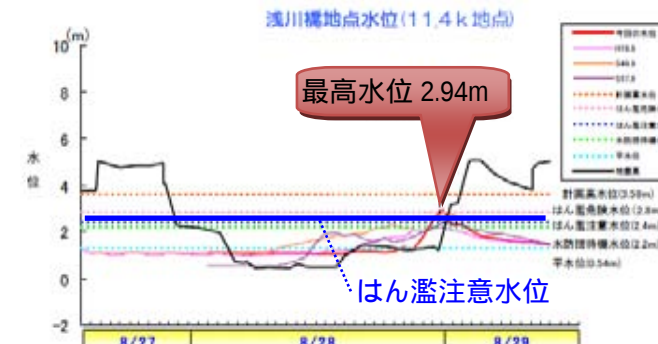
< 水位 >



・石原水位観測所では、8/29 3 時 40 分にはん濫危険水位（5.20m）を超える水位（**5.66m**）を記録しました。
*グラフは毎正時における水位を基にしているため、ピークは 5.66m より低くなっています。



・田園調布（上）水位観測所では、8/29 5 時 10 分にはん濫注意水位（6.00m）を超える水位（**7.82m**）を記録しました。



・浅川橋水位観測所では、8/28 23 時 50 分にはん濫危険水位（2.80m）を超える水位（**2.94m**）を記録しました。

< 出水状況 >



多摩川左岸 17.6 k 付近
世田谷区二子玉川地区



浅川右岸 11.4 k 付近
八王子市元横山地区

多摩川関連事業費の推移

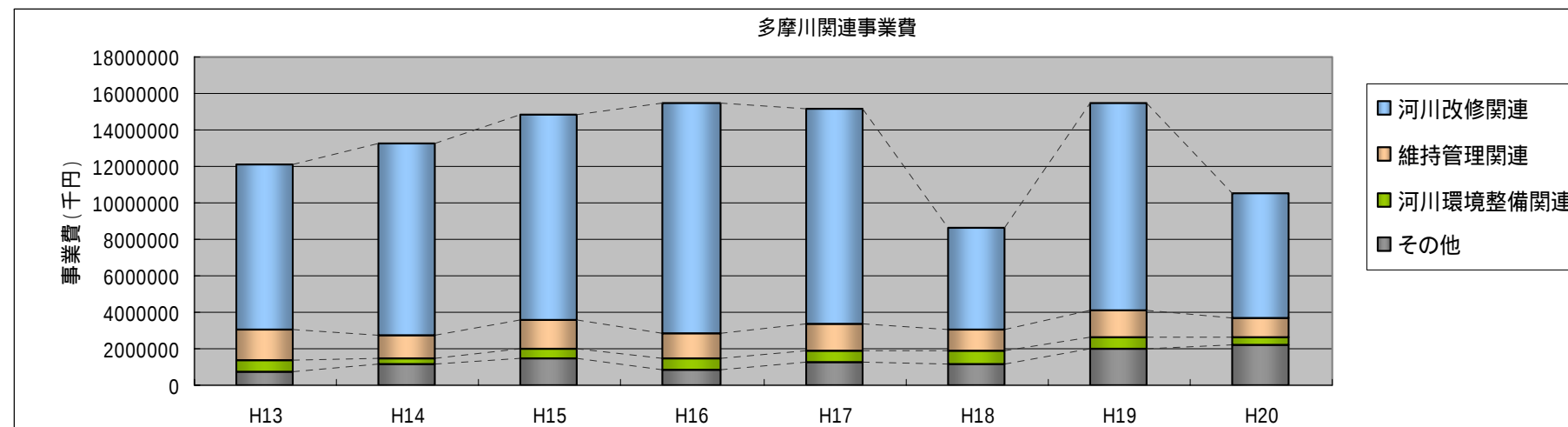
- 多摩川水系河川整備計画策定以降の多摩川関連事業費の年ごとの推移は次のとおりです

< 多摩川関連事業費の費目別内訳 >

多摩川事業費内訳	分類	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
直轄河川改修費	河川改修関連	9083440	10543780	11321174	12598389	11750205	5510416	11428503	6822243
直轄河川維持修繕費	維持管理関連	1616239	1263896	1495065	1406890	1510349	1223164	1402760	1096533
直轄河川環境整備事業費	河川環境整備関連	608137	330000	574775	581000	532605	644130		
直轄総合水系環境整備事業費	河川環境整備関連							709011	451545
直轄河川総合開発事業費	その他	314000	15850						
直轄河川都市基盤整備事業費	その他				321495	722000	1097652	1689248	1969983
受託工事費	その他	467733	1130000	1466392	548000	590823	110000	262469	198000
合計		12089549	13283526	14857406	15455774	15105982	8585362	15491991	10538304

< 多摩川関連事業費の分類別内訳 >

分類	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
河川改修関連	9083440	10543780	11321174	12598389	11750205	5510416	11428503	6822243
維持管理関連	1616239	1263896	1495065	1406890	1510349	1223164	1402760	1096533
河川環境整備関連	608137	330000	574775	581000	532605	644130	709011	451545
その他	781733	1145850	1466392	869495	1312823	1207652	1951717	2167983
	12089549	13283526	14857406	15455774	15105982	8585362	15491991	10538304



< 多摩川関連事業費の内訳 >

経年変化を見ると、各年とも河川改修関連費が大部分を占めていますが、平成 18 年度と平成 20 年度において大きく減少しています。
その他の費目については、ほぼ横ばいの推移が続いています。

平成20年度の実施状況

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
災害の発生防止又は軽減のための河川整備については、流域の社会情勢、気候の変化を踏まえた 継続的な流域と河道のモニタリング を実施しながら、その結果を踏まえて、要対策箇所や対処方策を見直しつつ、 整備計画目標流量を安全に流下させるための対策及び高潮対策 を実施する。	継続的なモニタリングの実施と整備計画流量の安全な流下への対策	・河道内の形状をモニタリングするため直轄管理区間の定期縦横断測量を実施している。 (基本的に、大きな出水がなければ2年に1度実施。次回：平成21年度実施予定) ・空中写真による河道現況の把握を行っている。 (基本的に、大きな出水がなければ2年に1度実施。次回：平成21年度実施予定)	-
これらの対策にあたっては、地震防災のため 構造物の耐震化 等を図る。	地震災害に対する対策	-	・河川整備計画では『整備計画目標流量を安全に流下させる』ことを優先的に整備することとし、構造物の耐震劣化等は、『河川構造物の耐震性能照査指針(案)』に基づき、適宜照査を行いつつ、新たに構造物を設置する場合または、照査結果や老朽化等による改築等を行う場合に考慮する。
また、整備計画目標流量が安全に流下することが可能な河道断面積が確保されている場合については、原則として低水護岸等の河川工事は行わないこととする。			
さらに必要に応じ、河川工事を行う場合については、 水際の多様な環境に十分配慮 した対策を行う。	環境に配慮した対策	・護岸工事などを実施する際には、かごマット、長尺土嚢群、木工沈床の採用や、現地の河床材料を利用した護岸への覆土などに取り組んだ。 ・今後は「多自然川づくり基本指針」に基づき、河川工事を実施する予定。	-
加えて、堤防については、 既設の堤防及び護岸の構造、質的状况等を調査 するとともに、築堤や堤防強化対策が必要となる場合には、堤防法面を表のり裏のりとも一枚のりとし、浸透、侵食、越水及び地震に対する技術検討を加え、 安全性を向上させた信頼性の高い構造 とする。	現況施設の評価とその対策	・河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討、実施。	-
整備途上段階での安全度の向上を図るため、小河内ダム等の 既存施設の有効利用 を図るとともに、 流域内の洪水調節施設の設置 についても調査・検討を行う。	既存施設の活用と流域の総合的治水対策	-	・河川整備計画の治水の目標である戦後最大規模の洪水を安全に流すための整備を優先的に行い、洪水調節施設等については今後検討を進める予定。

(1)多摩川本川
河道断面の確保対策

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
戦後最大規模(整備計画目標流量規模)の洪水を安全に流下させるため施設管理者と連携して <u>堰の対処及び堰上流部の河道掘削・浚渫等を行う河道断面確保対策</u> を推進する。	堰対策及び河道掘削・浚渫	・多摩川全川の土砂移動を勘案した河道の管理の観点から学識者や専門家を交え、助言等を頂き、調査・検討を実施。	-
特に、多摩川本川の中で、氾濫域が大きく、狭窄部で土砂の堆積により河道断面積が不足している石原地点周辺の流下能力を確保するために、直下流の <u>二ヶ領上河原堰の対策</u> を早急に行い、 <u>当該区間の河道掘削・浚渫等</u> を行う。	二ヶ領上河原堰の対策及び当該区間の河道断面確保対策	二ヶ領上河原堰改築に向けた検討を実施 (事業計画書(案)の作成、対策効果の検討 等)	-
また、その他の堰については、阻害率、治水効果、上下流のバランスを総合的に勘案し順次その対処を行う。		多摩川中流域の河道断面積不足区間にある大丸用水堰の対策に向けた現地調査、概略検討を実施。	-
なお、予期しない災害が発生した場合には、その堰の対策を緊急に講じる。		-	必要性に応じて行う
堤防の必要な幅や高さが不足している調布市多摩川地先等の区間においては、 <u>河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤</u> を実施する。	河川管理施設等構造令を踏まえた築堤の実施	-	・周辺の利用状況や緊急性を踏まえ、他の対策との優先順位などを考慮しつつ地域との調整を図りながら整備を行う予定。
また、 <u>上丸子陸開等の陸開については、その解消を図る。</u>	陸開の解消	-	・上丸子以外の陸開の解消について、交通路の確保等の様々な課題に対し、解決を図りながら引き続き検討を行う。
洪水を安全に流下させる観点から <u>著しく治水上の支障となる橋梁や、老朽化等により機能に不安のある樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導</u> する。	治水上の支障となる許可工作物の改善指導	・出水期前に従前どおり、占有者と履行検査を行い、改善等の必要があれば指導を行う。	-
また、高潮の発生による災害の防止又は軽減のため、河口から六郷橋までの高潮区間において <u>高潮堤防の整備等必要な対策</u> を実施する。	高潮災害の防止・軽減に必要な対策	-	・背後地の利用状況などを考慮し、他の対策との優先順位を考えながら適宜整備を行う。

堤防等の安全性向上対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川の流況等により堤防防護に必要な河川敷幅が確保できない川崎市戸手地先や、高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある稲城市大丸地先等においては、水衝部・洗掘対策として強固な低水護岸等の対策を行う。	堤防防護に必要な水衝部・洗掘対策	・河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討。 ・多摩川全川の土砂移動を勘案した河道の管理の観点から学識者や専門家を交え助言等を頂き、調査・検討を実施。 ・二子玉川地区における無堤部解消プロジェクトの一環として、堤防基礎地盤および低水護岸を整備 ・多摩川堤防侵食集中対策プロジェクトの対策地区である是政（左岸33k付近）地区については、近年の状況から河岸前面の土砂が堆砂傾向であり、引き続きモニタリングを行い、適切なタイミングで対策を行う。	-
また、国立市谷保地先など過去の洪水の実績等により漏水のおそれがある箇所及び浸透・侵食等に関する堤防の点検により対策が必要となる区間については、堤防強化対策や漏水対策を実施する。	漏水実績及び堤防点検結果を踏まえた堤防強化対策・漏水対策	・河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討。 ・多摩川堤防侵食集中対策プロジェクトの対策地区である是政（左岸33k付近）地区については、近年の状況から河岸前面の土砂が堆砂傾向であり、引き続きモニタリングを行い、適切なタイミングで対策を行う。	-
なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性、緊急性、利用面、景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。	全川にわたる堤防強化対策の必要性の検討及び整備	・河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討。	-

総合的な治水対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
人口、資産が極めて高度に集積し都市化の進展した本川流域の特性に鑑み、 流域の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援 を行うとともに、 警戒避難体制や情報伝達の充実、土地利用の適正化誘導、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策 及び 防災教育 等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。	ソフト対策を含む総合的な治水対策	・平成20年4月 青梅市ハザードマップ公表 ・平成20年4月 立川市ハザードマップ公表 ・平成20年6月 大田区ハザードマップ公表	-
超過洪水対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
破堤による流域の壊滅的な被害を回避するなど危機に備えたまちづくりを積極的に支援するため、 超過洪水対策を推進 する。	超過洪水対策の推進	・超過洪水対策として、高規格堤防を促進。	-
特に、首都圏の壊滅的な被害の防止のため設定した河口から日野橋までの高規格堤防整備対象区間(支川背水区間を含む)に関しては、河口から左岸・丸子橋、右岸・第三京浜多摩川橋梁付近までを「推奨区間」として、 高規格堤防整備とまちづくりの一体的整備について、まちづくりの構想を提案や検討 を進める。	高規格堤防整備推奨区間における整備構想の提案及び検討	【推奨区間】 ・4箇所では整備を継続。 (殿町第一地区・東古市場地区・戸手地区・港町地区) ・1 箇所では整備完了。(小向仲野地区)	-
その上で、整備に向けての機運を高めていくとともに、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。		・新規地区について関係機関等と高規格堤防整備に向けた協議、調整を実施。	-
また、その上流から日野橋までは「候補区間」とし、地域のまちづくりの機運や諸動向を勘案し、 まちづくりとの一体的な整備の検討 を進める。	高規格堤防整備候補区間における整備構想の提案及び検討	・高規格堤防整備の可能性の高い地区について抽出・検討を実施。	-
その上で、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。	高規格堤防整備候補区間における整備の推進	-	・関係機関等との調整後、実施。
なお、高規格堤防の整備にあたっては、市街地整備との綿密な連携を図るために、計画づくりのための連絡調整を図る「 多摩川沿川整備協議会 」の設立運営や まちづくりボランティア活動との連携を図るとともに減災型まちづくり対策の支援 を行う。	「多摩川沿川整備協議会」設立運営及び減災型まちづくり対策の支援	「多摩川沿川整備基本構想策定委員会」における作業部会を開催し、沿川自治体と高規格堤防及び沿川整備に係わる情報交換、連絡調整を実施。	-

広域防災対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川流域では、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定される。また、多摩川流域のほとんどは「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模な地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。			
このため、震災発生時に防災施設や被災地域等との確実な連絡を図るための緊急的な輸送路として、 河川環境に配慮しつつ緊急用河川敷道路の整備 を行う。	緊急用河川敷道路の整備	-	
また、洪水、高潮時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる 地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）を整備 する。	地域防災拠点の整備	-	
なお、地域防災活動拠点の整備にあたっては、関係自治体と連携を図るとともに、東西方向の主要道路と緊急用河川敷道路の結節点周辺部等を候補地とし、 高規格堤防の整備等に併せた効率的な整備 を推進する。	高規格堤防等の整備等に併せた効率的な地域防災活動拠点の整備	-	
さらに、緊急車両が堤防上を往来可能とするための 車西交換場所等の整備 を推進するとともに、海上から多摩川を通じた物資の搬入・荷揚げを可能とする 緊急用船着場の整備 や、航空輸送を行うための 河川敷ヘリポートなど陸上輸送の代替手段確保のための施設整備 を推進する。	車輦交換場所の整備、緊急用船着場の整備、河川敷ヘリポートの整備	-	
越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、 樹林帯を整備 する。	減災対策としての樹林帯整備	-	・堤防背後地の利用状況、他の対策との優先順序等を考慮しながら対策を行う予定。
また、八王子市高月地先及び羽村市羽中地先から羽村市羽地先においては、霞堤により遊水する地区として、 遊水機能の確保を前提とした土地利用誘導等の施策 を関係自治体と連携して行う。	遊水機能の確保を前提とした土地利用誘導	-	・他の対策との優先順序等を考慮しながら、具体的な施策について検討を進める予定。
河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期から的確かつ迅速な対応を可能とするため、 光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備 するとともに 高度情報機器を配備し、防災機関、沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報収集提供体制の充実 を図る。	情報通信機器の整備、高度情報機器の配備による情報収集提供体制の充実	多摩川においてCCTVカメラを37台設置 一部の区間において光ファイバケーブルを敷設	-

(2)浅川

河道断面の確保対策

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
戦後最大規模（整備計画目標流量規模）の洪水を安全に流下させるため、石田床固や長沼床固等の 河川管理施設の改築・撤去 、及び長沼床固上流部等での 河道掘削 を行う。	床固め等の河川管理施設の改築・撤去及び河道掘削	長沼改築後の土砂移動、河道状況について、定期横断測量を行い、モニタリングを実施。	-
また、流域の地層は上総層群の分布により、河道においていわゆる土丹の露出している箇所が見られるため、これを考慮した 河床変動調査による将来河床の予測や侵食、剥離、水跳ね等を考慮した河床安定対策等を検討 し、適切な対処を行う。	将来河床の変動状況の予測及び河床安定対策等の検討	・河道内の形状をモニタリングするため直轄管理区間の定期縦横断測量を実施。 （基本的に2年に1度、または大きな出水後に実施。次回は平成21年度実施予定） ・8月末出水後に、定期縦横断測量、空中写真による稼働状況のモニタリングを実施。（横断工作物周辺での河道の侵食、土丹露出の拡大が確認された。） ・今後は、モニタリングや現地事件等により、河床高の回復、土丹層の被覆の検討を行う。	-
堤防の必要な幅や高さが不足している日野市新井地先等の区間においては、 河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤を実施するとともに、築堤に伴って改築が必要な樋門については、施設管理者と協議の上、新設、改築又は撤去 する。	河川管理施設等構造令を踏まえた築堤とそれに伴う樋門の新設・改築・撤去	-	・築堤に伴って改築が必要な樋門の残りの箇所について、適宜管理者と協議を実施する必要がある。
洪水を安全に流下させる観点から著しく 治水上の支障となる橋梁や老朽化等により施設の安全性が確保できない樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導 する。	治水上の支障となる許可工作物の改善の指導	・出水期を前に従前通り、占有者と履行検査を行い、必要があれば指導を実施。	-

堤防等の安全性向上対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある日野市石田地先等において、 水衝部洗掘対策として強固な低水護岸等の対策 を行う。	強固な低水護岸等による水衝部洗掘対策	・ 7箇所（大和田町、高幡橋下、長沼、平山橋上、滝合橋下、明神町4丁目、元横山町）で完了。	-
また、築堤に伴い、日野市高幡地先等の区間において 高水護岸の整備 を行う。	築堤に伴う高水護岸の整備	・ 1箇所（八王子市大和田）で完了	-
なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性・緊急性・利用面・景観及び環境面等を総合的に判断して必要な 堤防強化対策 を行う。	全川にわたる堤防強化対策の必要性の検討及び整備	河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討。平成20年度は浅川特殊防護プロジェクトを引き続き実施。	-
さらに、湯殿川合流点上流の特殊防御区間については、特に洪水時の堤防の安全性の確保が十分ではない箇所において、 河川敷造成等必要な対策 を行う。	河川敷造成等による堤防の安全性確保対策	・ 3箇所（大和田町、元横山、明神町4丁目）で完了。	-

総合的な治水対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
急勾配で洪水が一気に流下するうえ、市街地が中・下流域に集中している浅川流域の特性に鑑み、 上流域の開発に伴う土砂等の流出抑制対策や、雨水の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援、土地利用の適正化誘導 を行う。	土砂流出抑制対策及び雨水の保水・遊水機能の保全・改善対策支援、土地利用の適正化誘導	-	・ 沿川の自治体や関係機関等と連携を図りながら、具体的な対策について検討を進めていくとともに、それぞれの役割分担や支援方法等について調整を図っていく予定。
また、中・下流域においては、 住まい方の工夫等、破堤・越水による被害を最小限にする対策 、及び洪水到達時間が短いことを念頭に置いた 警戒避難体制や情報伝達の充実 等を関係機関や地域住民等と連携して行う。	破堤、越水被害を最小限にする対策及び警戒避難体制・情報伝達の充実	ホームページ・マルチコールなどITを活用した災害情報の提供を引き続き実施。	-

広域防災対策

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
浅川流域でも本川流域同様、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定されるとともに、流域全体が「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。			
このため、洪水時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる 地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション） を関係自治体と連携して整備を推進する。	地域防災活動拠点の整備	-	・他の対策との優先度を勘案しつつ、浅川における地域防災活動拠点のあり方を今後検討予定。
また、緊急車両が堤防上を往来可能とするための 車両交換場所等の整備 を推進するとともに、越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、 樹林帯を整備 する。	車両交換場所等の整備及び樹林帯の整備	-	・背後地の利用状況などを考慮し、他の対策との優先順位を考えながら整備を行う予定。
さらに、河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期からの確かつ迅速な対応を可能とするため、 光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備 するとともに 高度情報機器を配備 し、 情報収集提供体制の充実 を図る。	情報通信機器の整備、高度情報機器の配備による情報収集提供体制の充実	浅川においてCCTVカメラを5台設置 一部の区間において光ファイバケーブルを敷設	-

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保に関する事項			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、 <u>多摩川の流量の挙動や本支川浄化機能の総合的評価、面源負荷状態の挙動、地下水状態の挙動、雨水状態、有害化学物質・病原性微生物の実態、生物の生息・生育等の状況、下水道処理水の流下状態の挙動等</u> について関係機関等と一体となって調査・研究を行う。	多摩川水流実態解明のための調査・研究	・水流実態解明キャラバンを実施（行政1回）	-
その結果を踏まえ、多摩川の水流として有すべき水量とその変動及び水質などを明らかにし、流域自治体、関係機関及び地域住民と連携を図りながら <u>目標値の決定</u> を行うとともに、 <u>河川整備計画の見直し</u> を行って必要な施策を講じる。	水量・水質の目標値の決定及び河川整備計画の見直し	・正常流量の検討 ・現地感覚調査結果をもとに目標流量の検討を実施。	-
また、 <u>河川水の適正な利用を図るための技術・システムの研究・開発</u> を行うとともに、 <u>水源の手当についても必要な調査</u> を行うほか、異常渇水時や河川とのふれあい時も含めた河川水の利用価値や平常時の環境用水及び危機時の防災用水としての河川水の存在価値など水に関する経済的検討を含めた調査を行う。	河川水の適正利用に関する技術・システムの調査・研究及び水源手当のための調査	・「水流実態解明データベース」を用いて各自治体による水流施策状況などを整理	-
さらに、諸外国の流域における水循環系の管理実態を参考としつつ、 <u>健全な水循環系の実現に向けた統合的流水管理対策を立案</u> し適切な施策を講じる。	健全な水循環系実現に向けた総合的流水管理対策の立案及びそれに係わる支援	・水流実態解明プロジェクト「行動指針/計画」に基づき、各自治体における具体的行動計画を検討。	-
また、これにかかわる <u>産・官・学・民の取組に対して積極的な支援</u> を行う。	健全な水循環系実現に向けた総合的流水管理対策の立案及びそれに係わる支援	-	・健全な水循環系の実現に向けた検討に着手中であり、そのなかで支援体制等についても今後検討を行う。
多摩川は、都市化に伴う水問題に直面する諸外国への貴重な教訓がたくさんあることから、 <u>多摩川での水循環系の実態や各種の研究成果を世界に伝えていく。</u>	水循環系の実態及び各種研究成果の広報	・京浜河川事務所ホームページにおいて、水流実態解明プロジェクトに係わる項目を掲載。	-

第3項 河川環境の整備に関する事項			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川環境の整備に関しては、 <u>河川水辺の国勢調査等、継続的な環境モニタリングを実施</u> し、生態系等の自然の営みについて知識を深め、新しい知見を踏まえながら、 <u>整備内容を見直しつつ対策を実施</u> する。	河川水辺の国勢調査等の継続的な環境モニタリングの実施とそれによる整備内容の見直し	・平成20年度も、河川水辺の国勢調査（両生類・爬虫類・哺乳類）を実施し継続的なモニタリングを実施。	-
また、「多摩川流域リバーミュージアム」の実現に向けて、自治体、市民団体等と連携し、 <u>川の一里塚等の人と川のふれあい関連施設、市民活動拠点及び情報伝達体制の整備</u> を行うとともに、 <u>自然学習や文化芸術活動等の支援</u> 、並びに <u>自然、歴史・文化及び防災等の情報の収集・提供を可能とするシステムの構築</u> を行う。	「多摩川リバーミュージアム」の実現に向けた各種対策の実施	・「多摩川流域リバーミュージアム」の取り組みとしてITを活用して流域情報を収集・提供するシステムを運営。	-

(1)生態系保全回復関連対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川らしい豊かな自然環境を保全・回復するため、河道内においては 多自然型川づくり を推進する。	多自然型川づくりの推進	・護岸工事などを実施する際には、かごマットの採用、現地の河床材料を利用した護岸の覆土などに積極的に取り組んだ。	-
このため、 ワンド等の整備 や生物の生息・繁殖地となる 瀬と淵及び河原などの確保 に努める。	ワンドの整備及び瀬淵、河原等の生物の生息・繁殖地の確保	・多摩川河口域の健全な河川環境の保全・復元手法構築のため、植物の生育環境の復元手法についての基礎調査を行った。	-
また、魚類等の生息環境の連続性を確保するため、堰等において 魚道の設置 を行う。	魚道の設置による生物の生息環境の連続性確保	・羽村第三床固魚道の改築を実施	-
さらに、グランド等が連続する人工系空間においては利用区域の境界部等にその場の潜在能力に対応した 樹木や草木を植栽した連続的な緑地帯を創出し 、生態系の回復を図る 河川敷生態系回廊（以下、「リバーバイオコリドー」という。）の整備 を占有者と一体となって実施する。	リバーバイオコリドーの整備	-	・方法論も含め、沿川自治体や占有者と議論する場が必要。
加えて、生態系保持空間においては、必要に応じ河川生態学研究地区（福生市永田地先）のように、 本来の生態系の回復に向けた対策 を行う。	生態系回復対策	・礫河原再生箇所である永田地区においてモニタリングを継続。 ・魚道の遡上調査を実施。	-
河川は流域の中で多様な生物を育む基軸を構成していることから、流域の森林田畑や「水と緑のネットワーク」等と有機的に結ぶ ビオトープネットワーク形成の支援 を図ることによって、流域の生物多様性の回復を図る。	ビオトープネットワーク形成支援	-	・多摩川流域の都市域を良好な都市環境に保全・整備していく必要があり、計画実現までには推進体制の確保、管理方法の確立など様々な課題があるため、長期的な視点に立って努力していく。
その対策にあたっては、 地域住民、関係自治体及び関連機関等と連携 して行う。	関係住民等の連携	・上記の整備にあたっては、地域住民や関係機関との意見交換をふまえ事業を推進。	-
(2)水環境関連対策			
本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
水環境関連対策については、多摩川が有すべき水量とその変動及び水質等の水流の実態を把握するよう努める一方、人と川がふれあえる多摩川を目指して、必要に応じ 河川浄化施設や底泥浚渫等の水質改善対策及び水量確保対策 を実施し、良好な水量とその変動及び水質（底質を含む）の実現を目指す。	水質改善対策及び水量確保対策の実施	・水流実態解明プロジェクト「行動指針/計画」に基づき、各自治体における具体行動計画を検討。	-
また、内分泌攪乱化学物質やダイオキシン類等の 人体及び生物に影響をおよぼす化学物質や病原性微生物等についても関係機関と連携して調査・研究 を推進し、必要な対策を実施する。	人体及び生物に影響をおよぼす化学物質や病原性微生物等の調査・研究	-	-
さらに、東京湾の汚濁対策として関係機関と協力し 東京湾への流入負荷量の削減 を図る。	東京湾への流入負荷量の削減	-	・東京湾流域別下水道整備総合計画に関して調整する。

(3) 人と川のふれあい関連対策

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川を訪れる人々の、水辺への経路を確保するため、「 岸辺の散策路 」を整備するとともに、約2km間隔で堤防上に緑陰や水洗トイレ等を有した平場を設け「 川の一里塚 」として整備を行う。	岸辺の散策路と川の一里塚の整備	-	-
「川の一里塚」については、平常時には来訪者の憩いの場として人と川のふれあい増進に資するだけでなく、洪水発生時などの 緊急時には水防資材や関連機材の確保の場 として利用する。	水防資機材の確保の場	-	・第二種側帯の整備と合わせ、関係自治体と連携を図り、必要に応じ整備を推進していく。
また、「岸辺の散策路」や「川の一里塚」等を「 水と緑のネットワーク 」として位置づけ、流域内の公園・寺社等の 緑地や水路等と有機的に結びつける ことにより、中・下流域の都市部における自然豊かな環境と人のふれあいを増進する。	水と緑のネットワークの形成	-	・水と緑のネットワーク計画については、多摩川流域の都市域を良好な都市環境に保全・整備していく必要があり、計画実現までには推進体制の確保、管理方法の確立など様々な課題があるため、長期的な視点に立って努力していく。
さらに、川によって隔てられた兩岸を結び 地域の交流 に資するとともに、 震災時の通行機能を確保する「渡し」の復活 を支援する。	地域の交流	-	-
加えて、 地元自治体等からの桜づつみの整備 に関する要望に対しては、堤防の強化及び第二種・三種側帯整備とあわせて、良好な水辺環境の創出の観点から対処する。	良好な水辺環境の創出	-	・関係自治体からの要請を受け、治水上の整理（堤防強化等）をしつつ、側帯整備と合わせ検討する。
流域の都市化の進展等に伴い、多摩川は都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場となっており、流域の内外を問わず多くの人々に利用されている。			
首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川に対する利用者のより一層の利便性を向上させるために、河道外において 河川利用者用の駐車場 （以下、河道外駐車場という。） の確保 に努める。	河道外駐車場の確保	-	・候補地については、関連機関や機能空間区分との整合を図りつつ場所の検討を行う。
また、多摩川の自然環境や水辺を地域の 子供たち や人々の 遊びや自然学習の場 として活用できるよう、極力自然を生かした水辺の整備を行うとともに、「 水辺再発見プロジェクト 」等の 啓発活動 をはじめとして、ふれあい増進に関わる市民活動の支援を行う。	自然環境の学習と市民活動の支援	・平成20年度までに、登録12校、うち8校完成。また、3校が活動を開始し、登録・開校に向け準備を始めている。	-

(4) 福祉関連対策

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
少子高齢化社会の到来を踏まえ、利用者、福祉関係機関、地元自治体等と連携調整を図りながら多摩川の諸施設に係る点検や利用実態モニタリングを行い、利用ニーズと合致した バリアフリー化 を 推進 する。	バリアフリー化の推進	緩傾斜坂路5箇所において点字ブロックを設置 (大田区矢口・府中市・国立市・日野市・八王子市)	-
特に、高齢者、障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう 緩傾斜坂路(スロープ)の整備 を行うとともに、多摩川を訪れる全ての利用者が容易に利用できる構造の水洗トイレの整備や、河道外駐車場において 高齢者、障害者等が優先して駐車 できる区画を確保する。	高齢者・障害者・車椅子利用者への利便性向上	5箇所整備 (大田区矢口・府中市・国立市・日野市・八王子市)	-

(5) 歴史的・文化関連対策

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川や流域に関する歴史・文化等に関連する様々な情報の収集・提供を行うとともに、現地において多摩川への来訪者が容易に情報を得ることが出来るよう 歴史や文化を解説した看板等 の整備を行う。	歴史文化情報の提供	・地域史家の方などをお呼びして、「多摩川シンポジウム」を実施(H20.11.22)。これらを取りまとめパンフレットで広報するとともに、京浜河川事務所のホームページでも公開。	-
あわせて、多摩川誌やその他の流域に関わる様々な文献情報などを集めた 電子図書館の構築 を進めるとともに、技術革新が著しい高度情報機器を媒体として積極的にこれらの情報の提供を行う。	電子図書館の構築	・平成20年度も引き続き、流域の様々な情報を収集し、京浜河川事務所のホームページで提供するとともに、多摩川流域リバーミュージアムのホームページの充実を図る。	-

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川の維持のうち、洪水、高潮等による災害の防止又は軽減にあたっては、国土保全管理情報を適確に収集する他、河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその本来の機能が発揮されるよう、日頃からの <u>河川巡視等やモニタリング</u> により異常の早期発見に努め機動的な維持管理を行うとともに、 <u>河川管理施設等の機能の維持更新</u> を計画的に行う。	機能的な維持管理	・平成20年度も引き続き、河川管理施設等を良好な状態に保つため、河川巡視や堤防点検等を行う。	-
また、 <u>河川管理施設</u> については、操作規則、操作要領等に基づき <u>適切な操作を行い、機能の維持</u> に努める。	河川管理施設の機能の維持	・平成20年度も引き続き河川管理施設については、操作規則、操作要領に基づく管理を実施。	-
一方、洪水、高潮等の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するため、応急的に機能回復を図り出水期終了後に速やかに本復旧を行うとともに、平常時においても、被害の軽減のため洪水、高潮体制の充実に努めるほか、 <u>関係自治体と連携してハザードマップの作成</u> ・頒布等の情報提供体制の充実を図る。	災害復旧とハザードマップの作成	・平成20年4月 青梅市ハザードマップ公表 ・平成20年4月 立川市ハザードマップ公表 ・平成20年6月 大田区ハザードマップ公表	-
また、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全にあたっては、現況の流水機能の劣化防止や渇水調整体制の維持に努めるとともに、河川敷の公有化などによる河川の秩序ある利用形態、 <u>河川のもつ人と川との豊かなふれあい機能</u> 等を <u>維持</u> する。	現況の流水機能対策	・水流実態解明プロジェクト「行動指針/計画」に基づき、各エリアにおける具体的行動計画を検討。	-
さらに、これまでの歴史的背景を踏まえ、河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、各々の責務を認識し、 <u>有機的に連携</u> を図りながらきめ細かな河川管理を目指す。	有機的な連携	・平成20年度も引き続き、リバーシビックマネージャー制度を継続し、各分科会単位で、会議を2回(前期/後期)開催。	-
なかでも、 <u>川に関するモニター（監視）、レンジャー（警備）、レスキュー（災害時の救出）機能</u> を担うボランティアを実施する市民に対して、その活動を支援する制度などを充実し、「協働の維持管理」を推進する。	各関係機関の責務の認識・連携	・平成20年度も引き続き、リバーシビックマネージャー制度を継続し、各分科会単位で、会議を2回(前期/後期)開催。	-

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
(1) 国土保全管理情報の収集・提供システム

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川の維持を適切に行うため、河川現況台帳の整備・保管や水理、水文、水質等の情報ははじめとして、土地利用や土砂の移動状況などの 国土保全管理に関するデータの収集 を行う。	国土保全管理対策	・平成20年度も引き続き、水理・水文・水質等のデータ観測を実施。	-
また、データの収集にあたっては、観測施設を適切に配置するとともに観測手法についても高度化を図る。	観測手法の高度化	-	・高度化する技術等の変化を確認しながら、必要に応じたシステムの整備を行っていく。
さらに、 人工衛星によるモニタリング 等、高度化する技術を活用しつつ、時代に応じた収集提供システムを早急に整え、地域住民にこれらの情報を提供する。	情報収集提供システムの確立	-	・高度化する技術等の変化を確認しながら、必要に応じたシステムの整備を行っていく。

(2) 河川の形状機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川監理員等により、河川区域、河川保全区域、河川予定地及び高規格堤防特別区域における行為の状況等について、 日々の巡視 を行い 状況把握 するとともに 適宜モニタリングを実施 する。	日常の巡視	・平成20年度も引き続き、河川巡視を実施。	-
また、河川パトロールカーや河川巡視用バイク等の巡視用機材についても適切な管理を施す。	河川巡視	・巡視用機材の適切な管理を実施。	-
なお、河川巡視にあたっては、河川監理員の補助を的確に行う資質を有する河川巡視員の確保に努める。	河川巡視	・河川監理員の的確な補助が行える河川巡視員の確保	-
洪水発生等により河道内に 堆積した土砂 については、モニタリングの結果等により洪水の安全な流下に支障となる場合に瀬・淵など環境上の影響にも配慮して 適正に掘削、浚渫 を行う。	河道浚渫対策	-	・定期縦横断測量等のモニタリング結果により、必要に応じて適正に掘削、浚渫を行う。
また、河道内の樹木については、その繁茂が洪水の安全な流下の支障となる場合においては、周辺の植生や 生物の生息、生育環境に十分配慮した上で伐採 を行う。	植生管理	-	-
河床が安定していることから、河床の異常な低下を防止し環境を保全するため砂利採取規制を全川で継続する。	砂利規制	・平成20年度も引き続き、砂利採取規制を継続。	-

(3) 河川管理施設の機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
堤防や水門等の 河川管理施設 については、洪水（内水を含む）及び高潮に対する所要の機能が発揮されるよう 維持修繕及び補修 を行うと共に、他の工作物の管理についても審査・指導を適切に行う。	河川管理施設の維持修繕対策	・平成20年度も引き続き、河川管理施設については、機能が発揮できるよう適切なメンテナンスを実施。 ・許可工作物についても、履行検査等を行い適切管理が行われるよう指導。 （平成20年度も継続して実施）	-
さらに、 堤防等の除草 については、堤体の機能の維持等の観点から適宜作業を行う。	除草	・平成20年度も堤防の除草を引き続き実施。	-
洪水、高潮及び地震等による災害に伴う河川管理施設の被害については適宜、復旧対策を行うとともに、 災害後の適切なモニタリングを実施 し必要に応じ河岸維持管理法線の見直し等を行う。	災害後の復旧対策とモニタリング	・河道内の形状をモニタリングするため直轄管理区間の定期縦横断測量を実施している。 （基本的に、大きな出水がなければ2年に1度実施。次回：平成21年度実施予定） ・空中写真による河道現況の把握を行っている。 （基本的に、大きな出水がなければ2年に1度実施。次回：平成21年度実施予定）	-
加えて、旧来から受け継がれてきた 伝統的河川工法 により設置された河川管理施設については、 必要性 をその都度、 吟味した上で適切に保全 を行う。	伝統的河川工法の検討	・二子玉川地区において木工沈床を施工。	-
河川管理施設の効果が最大限に発揮されるよう水位、流量、雨量等を確実に把握するとともに、的確かつ迅速に、 操作規則・操作要領に定められた方法に基づく適切な操作 を行い、河川巡視による適切な操作の確認を実施する。他の工作物についても適切な操作を行うよう審査・指導を行う。	操作観測・要領の適切な実施	・二ヶ領宿河原堰など操作規則・操作要領が定められている河川管理施設はその方法に基づく適切な操作を行う。 ・許可工作物についても、履行検査等を行い適切管理が行われるよう指導。	-
また、施設操作にあたっては、的確に行う資質を有する操作員の確保に努めるとともに、その 技能の保持向上 を図る。	操作機能の保持向上	・平成20年度も引き続き、十分な実務経験及び知識を有する操作員の確保を実施。	-
さらに、情報機器の発達に伴って 遠隔操作システム を補完的に整備する。	遠隔操作システムの確立	水門等の操作を事務所などから遠隔操作できる設備を整備	-

(4) 洪水・高潮対策の体制

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
破堤等を未然に防止し河川管理施設の機能の維持に資するため、重要な 水防必要箇所を定め 、その箇所を水防管理者に周知し、毎年出水期前に合同巡視及び水防訓練等を実施するなど水防管理者と連携を図り、 洪水・高潮対策の強化 を行う。	水防必要箇所の強化と水防活動の実施	・ H20年8月末豪雨による出水に対し、警戒体制に1回移行。	-
さらに、出水時には、洪水予報を気象庁と共同で発表するとともに、水防活動が必要と判断した場合には、基準水位観測所ごとの的確な水防警報を発令し、 水防活動の実施を指示 する。	水防必要箇所の強化と水防活動の実施	・ H20年8月末豪雨による出水に対し、警戒体制に1回移行。	-

(5) 広域防災機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川敷の避難空間としての機能を維持するとともに、広域防災対策として整備する 地域防災活動拠点 (水防拠点及び河川防災ステーション)、樹林帯、 緊急用河川敷道路、緊急用船着場 等を平常時から関係自治体と連携し 適正な維持管理 を行う。	広域防災対策	・ 大師河原河川防災ステーションの平常時管理は川崎市と連携して実施。	-
また、災害時の 緊急用船着場への航路確保 のため、河口から多摩川大橋の区間については、災害復旧に用いる船舶の規模にあわせ現状の河床形状を勘案し、必要な航路幅と維持管理河床高を適正に維持管理する。	緊急用船着場への航路確保	大師河原防災ステーション周辺において河道掘削を実施	-
さらに、地震発生後の防災用水として、関係機関と連携し、多摩川の 河川水の有効活用 に努める。	防災用水の活用	-	・ 大規模な地震が発生した場合は、必要に応じて関係機関と連携し活用に努める。
なお、関係機関と連携して防災救命技術・システムの開発、普及に向けた支援対策を行うとともに、災害時に個人や地域の団体が自ら判断して互いに協力し活動できる 自助互助システム の構築支援を図る。	自助互助システムの構築	-	・ 各関係機関と調整を図りながら検討を進める。

(6) 情報システム

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
所管専用通信網及び光ファイバネットワーク等を用いた情報通信機能を活用し、的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため 災害時の即時対応システムを構築 し、維持更新していく。	情報通信機能の活用	多摩川・浅川の一部の区間において光ファイバケーブルを敷設	-
なお、情報管渠等を通信事業者等に開放し、情報通信網の基盤整備に貢献する。	情報通信網の基盤整備に貢献	・情報管路および光ケーブルの芯線について、一部を一般に開放。	-
また、インターネット等を積極的に活用した 多言語による防災情報提供システムを構築 し、より多くの地域住民へ情報伝達を行う。	多言語による防災情報の提供	-	・多言語による防災情報提供を含めた、広報戦略（手法）を現在検討している。
さらに、関係機関や地域住民等に対して行われる災害時の 避難方策等の防災教育を支援 する。	防災教育支援	-	・各関係機関と調整を図りながら検討を進める予定。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項
(1) 流水機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
流水機能については、現況の流水機能の劣化を防ぐために河川管理施設だけでなく他の工作物等も含めた既存の施設等を積極的に活用して適切な水量と水質（底質を含む）の確保とその維持保全を目指す。	流水機能の維持対策	-	・必要性が生じた場合、施設管理者など各関係機関間でニーズ等を踏まえて調整を図る予定。
また、水質汚濁の改善のため、河川浄化施設の機能の維持に努め、必要に応じ施設更新を図っていく。	浄化施設の機能維持	・平成20年度も引き続き河川浄化施設の適切なメンテナンスを実施。	-
一方、水質事故等の緊急時に迅速に対処するため、水質自動監視装置の増設や平常時の河川巡視員による日々の監視の徹底に努めるとともに、万一の油流出等の水質異常発生時には、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」に参加する都県、政令市等の関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。	水質汚濁・水質事故対策	・平成20年度も引き続き河川巡視による監視を徹底。 ・水質事故の際は、関係自治体と連携して対策を実施。	-
さらに、水生生物の生息・繁殖環境の保全のため、水の流れ等の連続性を保つよう河川管理施設等の適切な維持管理に努めるとともに、他の工作物に関する河川法の許認可にあたっては、水の流れの連続性の確保について指導する。	生物保全の観点からの流水維持	-	・必要性が生じた場合には適切に指導する。

(2) 渇水調整体制

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川流量が減少し渇水対策が必要となった場合の情報提供や情報伝達等について、関係機関や水利使用者等と連携して体制を構築し、被害の軽減に努める。	渇水調整体制づくり	-	・適宜取り組む。
このため、平常時から河川管理者及び水利使用者等との間において、情報・意見交換を定期的に行うために設置された「多摩川水系利水関係者連絡会」を活用し、適切な低水管理及び円滑な水利使用について対処していく。	多摩川水系利水関係者連絡会の活用	-	・適宜活用を行う。
また、渇水に強い社会をつくるため、水を大切にすると一体的な水型社会や水資源有効活用型社会に向けて関係機関等と一体となって取り組む。	渇水に強い社会に向けて	-	・適宜取り組む。

(3) 秩序ある利用形態

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川法に基づく占用許可に関しては、河川利用を計画的に行うために8つの機能空間の内容と性格を遵守し、施設管理者及び 占用者に対して許認可時に適切な指導 を行う。	占用者に対する適切な指導	・ 占用者等に対し、許可申請時に河川整備計画や河川環境管理計画の考え方を指導。	-
人工系空間の占用許可に際しては、多摩川の 自然環境に配慮した秩序ある利用 を図っていくため、下記の4つの原則に従った審査・指導を行う。	秩序ある利用形態に向けた指導充実	・ 占用者等に対し、許可申請時に河川整備計画や河川環境管理計画の考え方を指導するとともに、新たな許可については自然環境に配慮した秩序ある利用を図るための4つの原則に基づき、審査・指導を行う。	-
一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より滞筋側の空間においては、河川法に基づき車両等の乗り入れを禁止若しくは大幅な制限措置を講ずるとともに、生態系保持空間においては、植生等の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを規制する等の管理方針に基づき的確な利用に供するよう指導する。		・ 占用者等に対し、許可申請時に河川整備計画や河川環境管理計画の考え方を指導するとともに、新たな許可については自然環境に配慮した秩序ある利用を図るための4つの原則に基づき、審査・指導を行う。 ・ 自然系空間は、自然空間の管理方針に基づき、自然環境を保ち、貴重生物種の保全対策を行う。	-
また、自然系空間及び 河岸維持管理法線より滞筋側の空間 において占用許可し利用させる場合は、各占用者に対し 自然環境への配慮を義務付け るとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策の条件を付す。	自然環境への配慮の義務付	・ 河岸維持管理法線より滞筋側の空間における占用許可では、自然環境への配慮事項について指導。	-
不法占用・不法行為 については、洪水を安全に流下させる上での障害となるなど防災上の観点も踏まえ関係機関と協力しつつ 早期の是正に努める 。また、水面の利用に当たっては、秩序ある利用を維持していくため、利用標識板の設置を含めた水面利用の調整を図るとともに、 秩序ある水面利用の支障となる不法放置船舶等に対する対策 を自治体、関係機関等と連携して推進する。	不法占用・不法行為に対する早期の是正	・ 多摩川右岸川崎市港町地区において行政・簡易代執行を実施。 船舶21隻、棧橋5基、その他4件を排除。	-
さらに、河川敷での 野宿生活者（ホームレス）の増加に対して は、中央省庁、関係自治体が一体となって設立した「ホームレス問題連絡会議」での動向を踏まえながら、 関係機関と協力し適切に対処 していく。	ホームレス対策	・ 関係機関と合同で現地の確認を定期的実施し、さらに多摩川下流部では、関係機関と意見交換を行いながら対応を検討中。 ・ 他の地域でも、適宜関係機関と合同巡視等を実施。	-
加えて、首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川を利用する 人々の増加に伴い水難事故が多発 していることに対処するため、河川管理者並びに、沿川自治体、警察署、消防署等からなる「多摩川水難事故防止協議会」を設置運営し、防止に努める。	水難事故対策	・ パンフレットの配布、および現地への注意喚起のために看板設置等を含め、河川利用者への啓発活動を実施。	-

(4) 河川美化体制

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川美化のため、河川愛護月間やクリーン作戦等の 河川美化活動 を通してゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発を行うとともに、ボランティアを活用した監視制度や反則金制度の導入、及び不法投棄を発見した場合の円滑な現状回復方策など不法投棄の未然防止のために関係自治体と連携して対策を検討していく。	河川美化活動の推進	・沿川自治体と連携を図りながら、引き続きクリーン作戦を実施。	-
近年河川敷における仮設小屋の設置や 廃棄物の放置 等が増えつつあり、流域住民からは、河川景観上、また衛生上の観点からその対策を求められているため、適切に対処していく。	廃棄物対策	・河川巡視による日々の点検を実施。不法投棄があった場合は、出来る限り河川敷に不法投棄されたゴミなどを引き続き処理。 ・塵芥処理を引き続き実施。平成20年度は多摩川において899.5 t を処理（田園調布出張所：617.5 t、多摩出張所：210 t、多摩川上流出出張所：72 t）	-

(5) 人と川のふれあい機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川を利用する人々が 快適に河川を利用 できるよう設置された「岸辺の散策路」、「川の一里塚」等をその機能が確保されるよう、自治体、市民団体等と連携し、適正に維持管理を行う。	人と川のふれあい機能の充実	・快適に河川を利用できるよう設置された「岸辺の散策路」や「川の一里塚」が機能を確保されるよう維持管理を実施。	-
また、利用者施設標示に ユニバーサルデザインを導入 し、万人に利用しやすい多摩川ふれあい関連施設となるよう配慮する。	人と川のふれあい機能の充実	・緩傾斜坂路5箇所において点字ブロックを設置	-
さらに、子供たちだけでなく地域の人々の多摩川の自然環境や水辺を利用した 総合学習の支援 を行うため、自然を生かした水辺や施設の維持・保全に努める。	人と川のふれあい機能の充実	（大田区矢口・府中市・国立市・日野市・八王子市）	-
河川におけるふれあい活動を 阻害している要因を除去 するため、市民ボランティアによる河川利用者への助言・注意等を含めた方策について検討を行う。	阻害要因の除去	・平成20年度も引き続き、リバーシビックマネージャー制度を継続。	-

(6) 福祉関連施設の機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	
高齢者・障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう整備した 緩傾斜坂路（スロープ）や水洗トイレなどの諸施設 について、その機能を確保するため、適切な維持管理を図る。	福祉関係施設の機能の維持	・緩傾斜坂路の機能を確保するための適切な維持管理を引き続き実施。	-
また、河道外駐車場に設置した 高齢者、障害者等が優先して駐車 できる区画の確保がなされるよう関係機関や市民ボランティア等と連携して対処する。	河道外の駐車場	-	・周辺の利用状況等を考慮しながら、調整を図ってきたい。

(7) 河川環境モニター機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
環境モニタリングについては、これまでも「 <u>河川水辺の国勢調査</u> 」等により実施してきたが、今後も更なる調査の実施を行う。	河川管理データ収集と新たな手法の確立	・平成20年度も、河川水辺の国勢調査（両生類・爬虫類・哺乳類）を実施し継続的なモニタリングを実施。	-
特に、これまで調査実績が少ない <u>内分泌攪乱化学物質等に対して、モニタリング手法などの検討</u> を行い、環境データの収集に努める。	河川管理データ収集と新たな手法の確立	-	-
また、洪水発生後において、カワラノギクなどの貴重種を含めた自然環境の変化を把握するため、 <u>河川環境カルデによる点検</u> を実施する。	河川管理データ収集と新たな手法の確立	・平成20年度も、河川水辺の国勢調査（両生類・爬虫類・哺乳類）を実施し継続的なモニタリングを実施。	-
さらに、既存の河川管理施設、許可工作物に関して環境面から点検を実施し、 <u>生物の生息・生育環境に著しく阻害となる構造物</u> については、必要に応じ施設管理者に対して <u>適切な対処</u> を行うよう指導する。	河川環境モニタリングの実施	・河川管理施設については、環境面からの点検を継続実施。 ・平成20年度も引き続き、許可工作物については、出水期前に実施する履行検査でも環境面からの点検を実施。 ・平成20年度も引き続き、魚道維持管理のための遡上調査等を継続的に実施。	-
加えて、市民ボランティアによる <u>河川環境モニタリングの実施</u> に向けた支援を行う。	河川環境モニタリングの実施	・市民と共同で水生生物による簡易水質調査を実施。	-
環境モニタリング等により得られた調査結果により、更なる <u>環境データの充実</u> を図るとともに、GIS化等によりデータベースの整備を行い、インターネット等を活用した <u>情報提供体制を充実</u> させる。	環境データの情報提供	・平成20年度も引き続き、京浜河川事務所，多摩川流域リバーミュージアム，水文水質データベース等のホームページで多摩川の環境情報を公開。	-

(8) 河川環境

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
河川環境の保全のために、河岸維持管理法線及び河川敷や水面の区分の設定を適切に行う。	河岸維持管理法線、機能空間区分及び水面利用計画		
なかでも、 <u>河川敷の自然環境の保全</u> のため、人工系空間については、裸地化を極力さけるとともに、 <u>生態系及び水質へ悪影響を及ぼす化学物質等を極力使用しないよう必要な措置</u> を講じる。	河川敷の自然環境保全	・ 河川環境管理計画の機能空間区分に基づく管理方針で河川の環境管理を継続実施。	-
一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より濇筋側の空間においては、車両等の乗り入れの防止や、生態系保持空間における多様な生物及びその生息・生息環境の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを制限する等、地域住民や関係自治体と一体となって措置を講じる。	濇筋の自然環境保全	・ 河川環境管理計画の機能空間区分に基づく管理方針で河川の環境管理を継続実施。	-
このうち、 <u>生態系保持空間</u> については、河川法に基づく「 <u>動植物の生息又は生育地として、特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域</u> 」に指定するなどして、自然環境の保全を図る。	生態系保持空間等の河川環境対策	・ 空間のルールづくりなどを検討中。	-
なお、自然系空間及び河岸維持管理法線より濇筋側の空間において占用許可を行う場合は、各占用者に対し自然環境への配慮を指導するとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策等、環境保全上必要な措置の実施を求める。	生態系保持空間等の河川環境対策	・ 河川環境管理計画の機能空間区分に基づく管理方針で河川の環境管理を継続実施。	-
さらに、学術上又は希少性の観点から重要な種・群落、注目すべき生息地を含めた生物の多様な生息・生育環境を保全するため、 <u>河道内において、シマドジョウ、アブラハヤ等の生息地となる瀬と淵及びカワラノギク、カワラバツタ等の生存する河原等</u> が維持されるように努める。	貴重種の保全対策	・ 整備済み魚道の適正管理を実施（出水後の流木や土砂堆積の除去等）。	-
一方、本川及び支川等において、魚類等の移動に配慮するなど良好な環境の保全を図る。	魚類等の移動	・ 関係機関とともに魚道管理を実施。	-
このため、既存の堰等に設置された魚道やワンドなどについては、その機能が十分発揮されるよう適切に維持管理やその指導を行う。	魚道やワンドの維持管理	・ 適正管理を実施。	-
加えて、流域の良好な自然環境を保全するとともに <u>生物多様性を保全していくため、地域住民の適切な活動を支援するとともに、流域の森林田畑や都市部に形成される「水と緑のネットワーク」の保全を支援する。</u>	生物多様化の保全対策の支援	-	・ 河川内の連続性を優先的に図りながら、周辺の利用状況とを考慮しながら調整を行う。

(9) 河川景観

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川らしい河川景観を継承していくため、多摩川の特徴を美しい調和の中に浮かびあがらせ、多摩川らしさの代表となっている <u>多摩川八景、多摩川50景などの景観の保全</u> に努める。	多摩川らしい景観の保全	-	・新たな視点からの取り組み『多摩川の景観向上に向けた取り組み』で記載しているように、今後検討を行っていく予定。
特に、下流部においては多摩川が都市景観の重要な構成要素であること、上流部においてはそのほとんどが <u>狹父多摩甲斐国立公園区域であること</u> に十分配慮する。	国立公園区域としての配慮	-	・新たな視点からの取り組み『多摩川の景観向上に向けた取り組み』で記載しているように、今後検討を行っていく予定。

(10) 多摩川の文化育成機能

本文	キーワード	平成20年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川と文化の関わり合いについては、万葉集に詠まれるなど人とのかかわりが古くから記されている。	流域文化		
室町時代には、合戦場として軍記物語「 <u>太平記</u> 」に記され、江戸時代には、平賀源内が戯曲化した歌舞伎浄瑠璃「 <u>神靈矢口渡</u> 」の舞台となるとともに、安藤広重が描いた浮世絵「 <u>東海道五十三次</u> 」に登場している。	流域文化		
また、東京都の無形民俗文化財に指定されている祭礼の「 <u>水止舞</u> 」が受け継がれている。さらに、現在においても多摩川において撮影された映画等も多く見受けられるなど <u>多摩川は流域の文化と深く関わっている</u> 。	流域文化		
このため、「 <u>多摩川流域リバーミュージアム</u> 」や多摩川週間等を通じ、市民が多摩川の文化財としての価値を見いだすことが出来るよう啓発活動を推進し、多摩川を介した <u>文化の育成支援を行う</u> とともに、「有吉堤」等文化資産の発掘と継承を行う。	文化育成支援対策	・平成20年度も引き続き、多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」を開催し、多摩川の歴史・文化を紹介。	-

(11) 住民等との協働システム

本文	キーワード	平成20年度実施項目	
市民団体等が多種多様な目的をもって活動している多摩川において、市民団体、非営利機関（NPO）、地域住民及び市民ボランティア等の協力を得て河川の維持管理を行うため、 <u>市民等の主体的活動を可能とする市民活動拠点施設の維持</u> に努める。	市民と協働するための活動拠点施設の維持	・二ヶ領せせらぎ館、大師河原干潟館を行政・市民との協働により管理・運営。	-
また、河川管理者と地域住民を繋ぎ多様な主体の自主的運営を司る人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援していくとともに、川の左右岸や源流から河口までの上下流の <u>住民及び自治体間の交流活動及び上流部の清流や森林のみどりの保全活動等に対する支援</u> を行う。	市民活動の支援	・流域の市民活動について関係自治体と連携を図りつつ、支援。 ・多摩川流域セミナーを3回実施。（第28回（H20.6.21）、29回（H20.9.13）、30回（H20.11.29））	-

平成20年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action1 戦後最大流量規模の洪水を治水の目標とする。

項 目	整備目標	既存整備	平成13～19年度実施	平成20年度実施	備 考
河道断面の確保対策					
多摩川					
堰対策	5堰	-	1堰完了(四谷本宿堰) 1堰施工中(二ヶ領上河原堰)	-	
河道掘削	5区間	-	-	1区間(下流部)一部完了	
築堤	右 13区間	-	1区間一部完了(戸手～古市場区間0.24km) 1区間一部施工(殿町～大師河原区間0.06km)	1区間一部完了(日野市石田～八王子市小宮町0.21km)	
	左 11区間	-	1区間一部完了(柴崎町～富士見町区間0.06km)	1区間一部完了(立川市柴崎町～富士見町0.4km)	
陸閘対策	4箇所	-	1箇所完了(上丸子陸閘)	-	
樋門対策	左 18.0k(谷川排水樋管)	-	-	-	
	右 5.6km(0.0k～5.6k)	0.2km(高さ確保済み)	一部完了(大師河原地区0.4km、中瀬地区0.3km)	-	
	左 2.5km(3.1k～5.6k)	2.5km(高さ確保済み)	-	-	
浅川					
床止対策	7箇所	1箇所完了(百草)	4箇所完了(長沼、西平山、新井、石田)	-	
河道掘削	2区間	-	1区間(下流部)完了 1区間(中流部)一部完了	-	
築堤	右 7区間	4区間(一部完成)	2区間一部完了(元横山町～元本郷町区間0.12km、南平区間0.07km)	-	
	左 8区間	2区間(一部完成)	1区間完了(西平山(上流側)区間) 1区間一部完了(北野町区間0.03km)	-	
樋門対策	左 4箇所	-	2箇所完了(上村用水樋管、川北用水樋管)	-	
堤防の安全性向上対策					
多摩川					
堤防強化対策	直轄管理区間 (対策が必要となる区間で実施)	-	-	下記の高水護岸整備等を実施	過去の洪水実績等により漏水のおそれのある箇所及び浸透・ 侵食等に関した堤防の点検により必要となる区間
高水護岸整備	右 19区間	9区間(一部完了)	9区間一部完了 (殿町～中瀬区間0.26km、旭町～中丸子区間1.00km、天神町～諏訪区間0.47km、 溝口～久地区区間0.42km、中野島～押立区間0.5km、押立～大丸区間0.31km、 関戸～落川区間0.5km、新井～万願寺区間0.1km、万願寺～栄町区間0.32km)	3区間一部完了(川崎市川崎区殿町～中瀬0.05km,川崎市川崎区旭町～中原区 中丸子0.03km,日野市万願寺～栄町0.17km)	
	左 15区間	8区間(一部完了)	5区間一部完了 (西六郷～田園調布区間1.04km、猪方～染地区区間0.41km、染地～是政地区1.1km 矢崎町～錦町区間1.71km、柴崎町～拝島区間0.06km)	1区間一部完了(立川市柴崎町～昭島市拝島町0.64km)	
漏水対策	左 2区間	-	-	-	
水衝部対策	右 21区間	-	1区間完了 (等々力区間) 11区間一部完了 (大師河原～中瀬区間0.34km、鈴木町～小向町区間0.15km、上平区間0.52km、溝口～久地区区間0.2km、 中野島～菅区間1.08km、押立～大丸区間0.58km、大丸区間0.3km、関戸区間0.74km、 一ノ宮～百草区間0.17km、新井～東常安寺区間0.84km、日野～栄町区間0.69km)	6区間一部完了(川崎市川崎区殿町～大師河原0.05km,川崎市川崎区鈴木町～ 小向町0.23km,川崎市多摩区中野島～菅0.36km,稲城市大丸0.15km,日野市日 野～栄町0.1km,あきる野市草花～青梅市友田町0.27km)	
	左 21区間	-	8区間一部完了 (南六郷区間0.07km、西六郷～矢口区間0.56km、矢口区間0.17km、 野毛～玉川区間0.25km、猪方～染地区区間0.49km、多摩川～押立町区間1.11km、 南町～谷保区間2.64km、錦町～柴崎町区間0.49km)	4区間一部完了(世田谷区野毛～玉川0.16km、調布市多摩川～府中市押立町 0.25km,府中市南町～国立市谷0.3km,福生市熊川～南田園0.1km,福生市北田園 ～羽村市羽中0.05km)	
浅川					
堤防強化対策	直轄管理区間 (必要に応じ対策)	-	-	下記の高水護岸整備等を実施	必要性・緊急性・利用面・景観及び環境面等を総合的に判断し て必要な対策を行なう
高水護岸整備	右 6区間	2区間(一部完了)	4区間一部完了 (新井～高幡区間0.3km、南平区間0.07km、元横山町～元本郷町区間0.12km、明神町区間0.22km)	-	
	左 7区間	1区間(一部完了)	1区間完了 (西平山(上流側)区間) 2区間一部完了 (北野町区間0.03km、大和田町区間0.32km)	1区間一部完了(八王子市大和田町0.32km)	
水衝部対策	右 6区間	4区間(一部完了)	6区間一部完了 (石田～上田区間0.84km、堀之内～豊田区間0.01km、東平山～長沼町区間0.36km 、長沼町～明神町区間1.86km、元横山町区間0.12km、元横山町～元本郷町区間0.35km)	3区間一部完了(日野市石田～上田0.1km,日野市東平山～八王子市長沼町 0.67km,八王子市長沼町～明神町0.37km)	
	左 9区間	1区間(一部完了)	2区間完了 (北野町区間、中野上町区間) 4区間一部完了 (石田～新井区間0.2km、西平山区間0.52km、長沼町区間0.11km、大和田町～中野上町区間1.62km)	1区間一部完了(八王子市大和田町～中野上町0.07km)	

今後の災害の発生や調査結果及び施設管理者との協議等により、新たに河川工事が必要となる場合がある。

平成20年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action1 戦後最大流量規模の洪水を治水の目標とする。						
項 目	整備目標	既存整備	平成13～19年度実施	平成20年度実施	備 考	
総合的な治水対策						
被害を最小限に抑える対策						
情報伝達の充実	-	-	平成14年2月 多摩川浸水想定区域図の公表 平成17年7月 浅川浸水想定区域図の公表 平成20年3月 浅川圏域、大栗川及び三沢川流域の 浸水想定区域図の公表 ハザードマップ公表(自治体) 川崎市(H16.11)、世田谷区(H17.10)、調布市(H17.3)、府中市 (H17.11)、稲城市(H18.3)、日野市(H18.3)、八王子市(H18.9)、福生市 (H19.2)、狛江市(H19.3)、昭島市(H19.3)、多摩市(H19.3)	平成20年4月 青梅市ハザードマップ公表 平成20年4月 立川市ハザードマップ公表 平成20年6月 大田区ハザードマップ公表		
CCTVカメラ	-	-	多摩川本川 75箇所 浅川 12箇所 多摩川本川7箇所 でカメラのケーブルネットワーク強化	多摩川本川 37箇所 浅川 5箇所		
河川情報板	-	-	3箇所で情報を提供 (二ヶ領せせらぎ館・JR八王子駅前・JR川崎駅前)			
超過洪水対策		action5 スーパー堤防の整備 参照				
広域防災対策						
多摩川						
	河川防災ステーション 6箇所 水防拠点 15箇所	1箇所(関戸)	河川防災ステーション1箇所完成(大師河原) 鉄塔 1箇所(多摩川上流出張所)	-	施行の場所、設置される河川管理施設等について は、流域住民、自治体等と調整を図る。	
樹林帯整備	日野橋より上流		-	-		
緊急河川敷道路	右 0.1k～46.2k 左 1.5k～46.3k	約12km 約15km	705m、坂路1箇所 2186m、坂路2箇所、平瀬川渡河橋梁上部工完了	- -		
緊急用船着き場	川崎市	2箇所(幸区、大田区)	-	-	施行の場所の詳細は今後検討	
情報通信機能	右 0.1k～61.8k 左 1.8k～61.8k		光ケーブル 約42.31k 情報コンセント 69箇所	-		
二種側帯整備	直轄管理区間 (必要に応じ整備を実施)		-	-	高規格堤防整備完了区間は除く	
浅川						
地域防災活動 拠点整備	水防拠点 2箇所		-	-	施行の場所、設置される河川管理施設等について は、流域住民、自治体等と調整を図る。	
樹林帯整備	直轄管理区間 (必要に応じ整備を実施)		-	-		
情報通信機能	直轄管理区間		情報コンセント 9箇所	-		
二種側帯整備	直轄管理区間 (必要に応じ整備を実施)		-	-		
広域防災機能	緊急船着き場2箇所、緊急用河川敷道路28kmの維持管理					
情報システム	ホームページ・マルチコールなどITを活用した災害情報の提供					
○治水に関する維持管理		既存河川管理施設の維持管理				
国土保全管理情報の 収集・提供	水位、雨量、流量など水文データを継続して計測。また、インターネットなどを通じて計測結果も公表。					
河川の形状機能	継続して河川巡視を行う。					
河川管理施設の機能	河川管理施設の操作を行う。					
洪水・高潮対策の体制	平成13年度 2回(注意)体制、そのうち1回警戒体制へ移行。 平成14年度 3回(注意)体制、そのうち2回警戒体制へ移行。 平成15年度 3回(注意)体制、そのうち1回警戒体制へ移行。 平成16年度 2回(注意)体制、2回とも警戒体制へ移行。 平成17年度 3回注意体制に入ったが、田園調布(上)観測所で指定水位を超えた程度で、洪水予報の発令には至らなかった。 平成18年度 注意体制3回、異常潮位への対応として警戒体制に1回移行 平成19年度 1回(注意)体制、そのうち1回非常体制へ移行			平成20年度 8月末豪雨時に1回(警戒)体制へ移行		
洪水・高潮災害の復旧	平成13年 9月 台風15号 多摩川13箇所 平成14年10月 台風21号 多摩川9箇所 浅川1箇所(南平) 平成16年10月 台風22号 多摩川5箇所 平成19年9月 台風9号 多摩川1箇所(二ヶ領宿川原堰護床工)			平成19年9月 台風9号による被災箇所:多摩川11箇所 (関戸、久地、下石原、堰1丁目、古市場、石田、福生、明神町4丁 目、友田、大丸、熊川)		

平成20年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action2 多摩川リバーミュージアムの実現						
項 目	整備目標	既存整備	平成13～19年度実施	平成20年度実施	備 考	
生態系保全回復関連対策						
ワンド	直轄管理区間 ・自然環境の良好な保全、 回復が可能な場所 ・治水上問題のない場所 ・長期間保存可能な場所 など	1箇所 (上河原ワンド)	3箇所 (あきしま・かわさき・浅川滝合小)	-	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、自治体等と調整を図る。	
リバーバイオコリドー	直轄管理区間 グランド等が連続する人工系空間において利用区域の空隙部分 など	-	3箇所 世田谷区 1箇所 川崎市 1箇所 丸子通地区 1箇所	-		
魚道の整備	8箇所 他 直轄管理区間のうち、 対応等が必要となる箇所	6箇所 二ヶ領宿川原堰左右岸 二ヶ領上河原堰左右岸 京王線護床工左右岸 四谷本宿用水堰左岸 羽村床止第一 羽村床止第二	6箇所(施工) 日野用水堰(右岸側)完了 羽村取水堰完了 白丸ダム完了 四谷本宿床止完了 八高線護床工完了 JR中央線護床工魚道完了 魚道技術レポート作成	羽村第三床固魚道改築完了		
本来の生態系の回復	生態系保持空間 (必要に応じ対策)	-	・永田地区において礫河原の再生とモニタリングを実施			
水環境関連対策	-	-	action4 水流実態解明 プロジェクト参照			
人と川のふれあい関連対策						
環境学習活動支援	-	-	TRM研修実施 活動支援 多摩川ふれあい教室運営	多摩川ふれあい教室運営 活動支援(夏休み多摩川教室・環境学習研修など)	多摩川での活動を支援するために活動プログラムの相談、講師の派遣、支機材貸出しを支援。	
環境学習懇談会	-	-	環境学習懇談会・環境学習交流会等を開催			学校教育におけるTRMの浸透を図るため流域の学校教員との意見交換を開催。 学校教育者の現地での活動教材を作成。
	-	-	環境学習教材(事例集、プログラム集、環境学習マップの作成)検討作成、配布、ホームページ公開			
TRM現地情報拠点	11拠点	-	5拠点 (大師河原ひがた館・二ヶ領せせらぎ館・川の志民館・日野市かわせみ館・多摩川源流研究所)			
岸辺の散策路	46km	左岸約23km 右岸約6km	5.638km完了	-	実施主体及び施行の詳細な場所については、流域住民、自治体等と調整を図る	
緑陰整備	71箇所	-	-	-		
川の一里塚整備	54箇所	左岸7箇所、右岸1箇所	1箇所	-		
渡しの復活支援対策	数力所	-	2箇所	-		
水辺の楽校基盤整備	16箇所	1箇所	・6箇所整備完了(とどろき、狛江、かわさき、あきしま、福生、滝合) ・10箇所登録済み(とどろき、世田谷、狛江、かわさき、府中、あきしま、福生、浅川潤徳、滝合、多摩川源流小菅) ・7箇所登録予定(大師、調布、稲城、多摩、立川、八王子浅川子供の水辺協議会)	・2箇所整備(世田谷、府中) ・4箇所登録(調布、立川、稲城、多摩) ・3箇所登録予定(大師、青梅、八王子浅川子供の水辺協議会)		
福祉関連対策						
水洗トイレ	64箇所	-	-	-	実施主体及び施行の詳細な場所については、流域住民、関係福祉団体、自治体等と調整を図る	
緩傾斜坂路(スロープ)	84箇所	1箇所	13箇所(登戸2箇所・南六郷・本羽田・宿河原・鶴の木・田園調布・関戸・大丸2箇所古市場地区・小柳町地区・大丸地区)	5箇所(大田区矢口・府中市・国立市・日野市・八王子市)		
歴史文化関連対策						
歴史文化関連対策	-	-	・TRMや京浜河川事務所のホームページを通じての支援 ・多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」 ・渡しの体験支援(矢口・丸子)	・TRMや京浜河川事務所のホームページを通じての支援 ・多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」(青梅編)		

平成20年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action3 協働の維持管理						
項 目		平成 13～19 年 度 の 主 な 実 施 内 容		平成20年度実施	備 考	
秩序ある利用形態		ラジコン飛行場1箇所を移動、不法係留対策に関する協議会を立ち上げ。 不法係留船の撤去(簡易代執行:羽田(H16年度)、羽田(H18年度))(行政・簡易代執行:羽田第 期(H19年度))		六郷地区において不法係留船21隻、栈橋5基、その他4件の排除(行政・簡易代執行)		
河川美化体制		自治体の主催するクリーン作戦を支援(平成13年度約92,000人、平成14年度約94,000人の参加、平成15年度約96,000人、平成16年度約80,000人、平成17年度約77,000人、平成18年度約84,000人、平成19年度約95,159人の参加) 塵芥処理を実施(平成19年度:1271tを処理)		クリーン作戦を平成20年度各自治体で計24回実施、のべ約93,496人の参加 塵芥処理を実施(899.5tを処理)		
人と川のふれあい機能		action2 人と川のふれあい関連対策欄の各施設の維持管理 参照				
福祉関連施設の機能		action2 福祉関連対策欄の各施設の維持管理 参照				
河川環境モニター機能		水辺の国勢調査の実施 平成13年度には洪水攪乱後のモニター調査を市民と合同で実施。 市民と協働で水生生物による簡易水質調査を実施 市民と協働で「川の通信簿」を実施		水辺の国勢調査(両生類、爬虫類、哺乳類)の実施		
河川環境		魚道の維持管理、 空間では、行為の規制に対し、協力を求める看板を設置 アユの遡上調査の実施		多摩川機能空間区分検討分科会の設置 魚道の維持管理・アユの遡上調査の実施		
河川景観		ホームページを通じて多摩川らしい風景のPRを積極的に行う。				
多摩川の文化育成機能		新多摩川誌の発行。多摩川週間などのイベントをとおして、啓発活動を推進。 平成15年度は、夏休み多摩川教室、多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」、源流見学会、河口域船上見学会、多摩川ふれあい教室		多摩川週間などのイベントをとおして、啓発活動を推進。 夏休み多摩川教室、多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」(青梅編)、多摩川ふれあい教室		
住民等との協働システム		TRMや水辺の楽校など、市民協働の各種施策を推進 平成13年10月から毎月、RCM機関誌「川の市民情報」を発行 RCMについては、毎年各分科会毎に会議を開催 RCM全体を対象に、RCM全体会議を開催(H19年度)		TRMや水辺の楽校など、市民協働の各種施策を推進 毎月、RCM機関誌「川の市民情報」を発行 各分科会毎に会議を開催(年2回)		
action4 水流実態解明プロジェクト						
項 目		平成 13 ～ 19 年 度 の 主 な 実 施 内 容		平成20年度実施	備 考	
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保						
アンケート		多摩川の有すべき水流の目標値の設定に向け、広く一般流域住民の意向の把握を行なう。 ・流域内の全市区町村を対象に約2,000件のアンケート ・平成15年度には、野川・浅川流域を対象に約1,400人のアンケート ・流域内の水辺13箇所において、約600件のアンケートを実施(H19年度)		・流域内の水辺13箇所において、約650件のアンケートを実施		
水流解明キャラバン		流域住民、河川管理者、流域自治体が一体となって、現地の確認により水流の問題・課題に対する共通認識を形成したうえで要望・意見等を聴取し、水流の改善に向けた討議を行なう場とする。 ・平成13年度に1回開催 ・平成14年度に3回開催 ・平成15年度に5回開催 ・平成16年度に3回実施 ・平成17年度に3回実施 ・平成19年度に行政担当者を参加対象として、1回開催		・平成19年度は行政担当者を参加対象として、1回の現地見学を実施 昭島市昭島つつじヶ丘ハイツ 浸透工法団地 八王子市:八王子みなみ野シティ 水循環再生システム 多摩ニュータウンライブ長池地区 せせらぎ計画		
水循環再現モデル		流域の水循環系を再現するモデルを構築し、将来の施策検討を議論 ・基礎情報の収集(水文、水質、気象、地形地質、社会条件等) ・物理分布型モデルによる流域再現モデルの検討 平成15年度に、同時流量観測の実施、水循環再現モデルを用いた水流の再現検討 平成19年度には水循環モデルの入力データを至近年(H11～H18)に変更し、多摩川流域の現状の水流を再現可能に		-		
行動指針・計画		平成19年8月に、「川の流れ、その由来と行方を知ろう～多摩川流域水流実態解明プロジェクト行動指針/計画～」を策定		「行動指針/計画」に基づき、各エリアにおける具体的行動計画を検討		
action5 スーパー堤防の整備						
項 目		整備目標	既存整備	平成13～19年度実施	平成20年度実施	備 考
超過洪水対策						
高規格堤防整備推奨区間						
		右	河口～第三京浜	1地区(一部完) (戸手)	4地区完成(中瀬第一・古市場・大師河原第一・第二) 4地区施工中(殿町第一・戸手・小向仲野・東古市場)	1地区完成(小向仲野) 1地区施工中(殿町第一・港町・戸手・東古市場)
		左	海老取川～丸子橋	1地区完了 (多摩川二丁目)	1地区完成(下丸子)	-
高規格堤防整備候補区間						
		右	第三京浜～日野橋	1地区完了 (大丸第一)	3地区完成(大丸第二・東町・矢野口)	-
		左	丸子橋～日野橋	1区間(一部完)(染地) 1区間完了(鎌田)	-	-

平成 20 年度の実施状況の評価

構成と記述内容について

構成と記述内容について

平成 20 年度の実施状況の評価

「実施状況の評価」のページは、それぞれの action や実施内容ごとに、次の要素から構成されています。

 実施項目の背景や目的について記述しました。

 実施 平成 20 年度に実施した項目の内容を記述しました。
可能な限り、位置図、工事完成後の状況、活動様子の写真などの情報を詳細に示しました。

 達成 目標に対する達成度を記述しました。
・整備率からの達成度
いわゆるアウトプット指標です。整備内容全体に対してどれだけ整備できたかの進捗を示しました。
ただし、維持管理の項目などのように、達成・進捗度を示すことが難しいものもあります。

 これから 実施項目に関する今後の整備の方針を記述しました。

平成 20 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(1)

二子玉川南地区無堤部解消プロジェクト（１）

河道断面の確保対策・堤防の安全性向上対策

- 無堤部区間である二子玉川南地区に堤防を整備する『二子玉川南地区無堤部解消プロジェクト』を平成 20 年度より実施しています。

—二子玉川南地区無堤部解消プロジェクト—

< 事業の背景 >

東京都世田谷区の二子玉川南地区は、多摩川下流部左岸で唯一堤防が無い危険な区間です。

平成 19 年 9 月 7 日、台風 9 号が多摩川に大出水を引き起こし、当時世田谷区では、世田谷区玉川一丁目、三丁目の一部に、多摩川による氾濫の危険が予測されたことから 740 世帯、1,490 名に避難勧告を発令しました。

世田谷区消防署、消防団等と国土交通省京浜河川事務所では 9 月 7 日未明から水防活動を開始し、午前 6 時 30 分までに延長 131m、最大高さ 110cm の土のう積みを実施しました。もし、土のうが無ければ、区道まで浸水していました。この台風 9 号を超える台風が再来すれば、二子玉川南地区は多摩川下流部で、最初に浸水してしまいます。

なお、平成 20 年 8 月豪雨による出水においても、水位が住宅地に迫り、水防管理団体が出動しました。

国土交通省 京浜河川事務所では、平成 18 年から世田谷区と協力して、地域を水害から守るための堤防整備の必要性に関する説明会を実施しています。

さらに平成 20 年秋には、堤防の土台となる基盤の造成およびコンクリート護岸と根固めブロックを整備する工事を行いました。

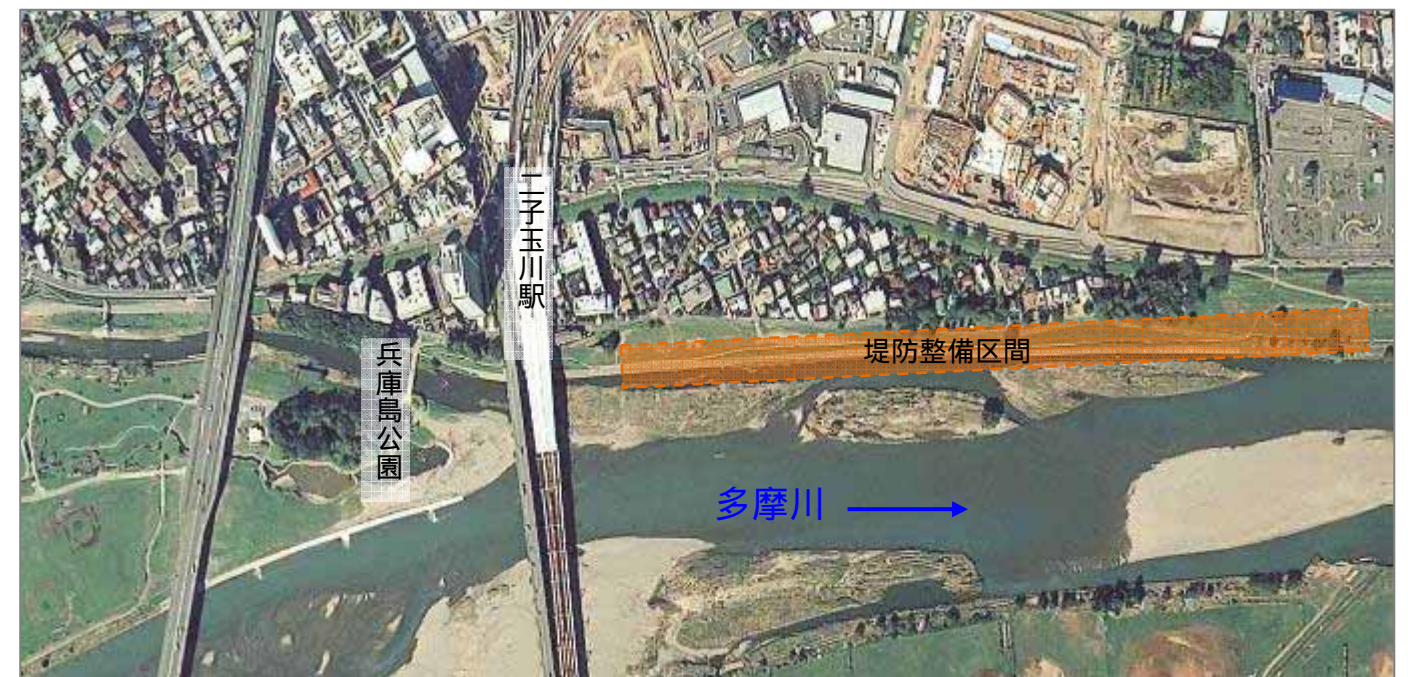


H19.9.7 台風 9 号での水防活動状況
(世田谷区玉川一丁目)

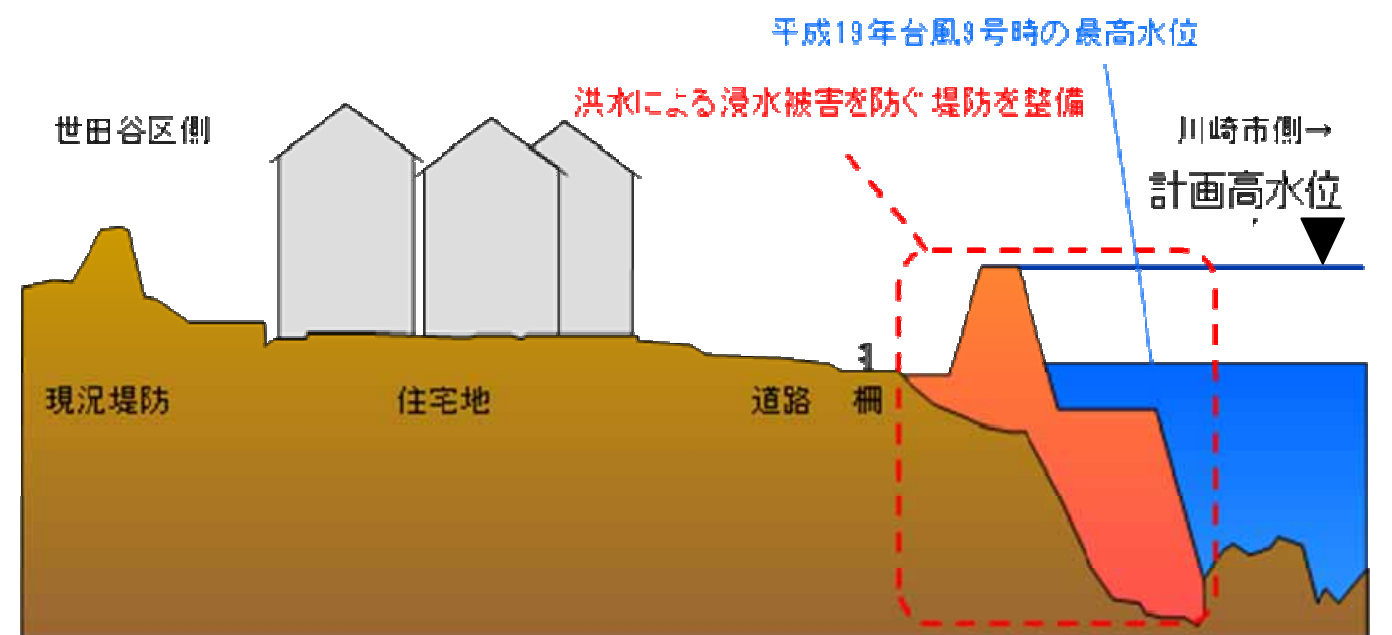


H20.8.29 8 月末豪雨での出水状況
(世田谷区玉川一丁目)

< 事業箇所 >



< プロジェクトイメージ >



平成 20 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(2)

二子玉川南地区無堤部解消プロジェクト（２）

河道断面の確保対策・堤防の安全性向上対策

実施 平成 20 年度は、堤防基盤造成および低水護岸の整備（根固め＆コンクリート低水護岸）を行いました。

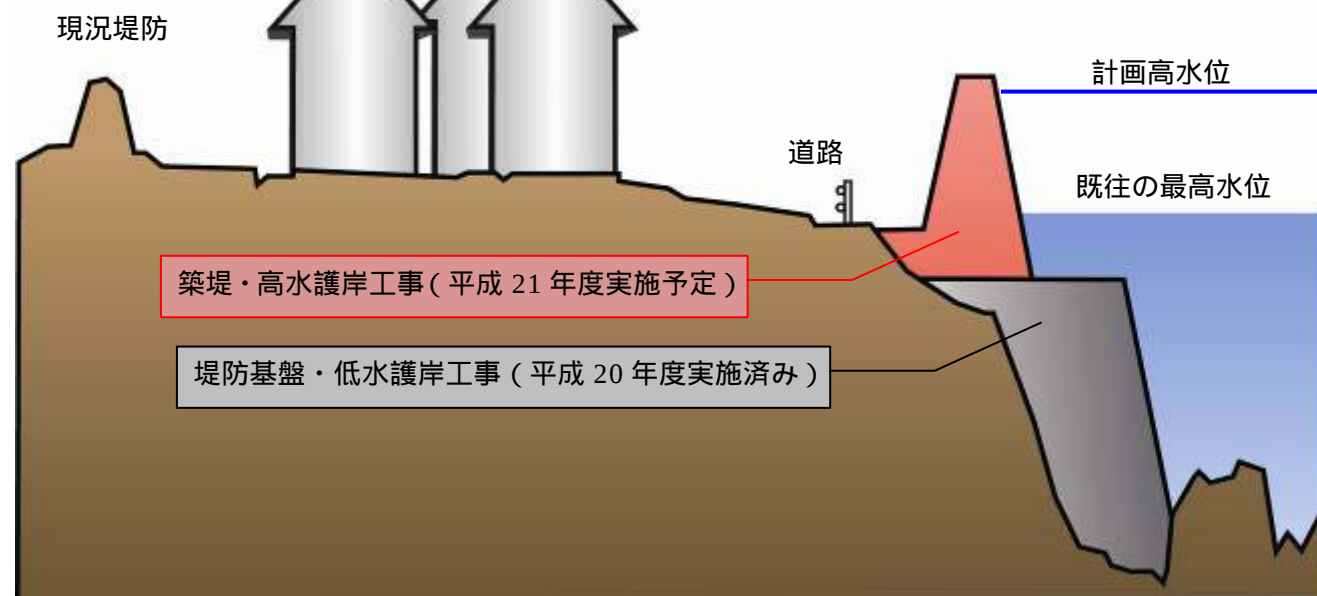
達成 堤防基盤造成および低水護岸が完了し、堤防本体整備工事への準備が整いました。



低水護岸および堤防基盤造成

これから 平成 21 年度より、堤防本体の整備工事（築堤および高水護岸工）に着手します。

< 世田谷区 >



～トピックス～ 二子玉川南地区堤防沿川まちづくり懇談会を開催

二子玉川南地区の堤防整備に伴う周辺のまちづくりに
ついて、地元住民から意見や提案を収集するため、「二子
玉川南地区堤防沿川まちづくり懇談会」を開催しました。

さらに、懇談会を通して出された意見・提案を元に
堤防周辺の整備案を取りまとめ、「二子玉川南地区堤防
整備に関する報告会」において住民への説明を行いました。



< 各会の内容 >

第 1 回：（各自のまちづくりへの意見を出しあい、グループごとに整理）

平成 21 年 1 月 20 日 玉川町会会館 住民参加者 24 名

第 2 回：（グループで整理した意見や提案を具体化）

平成 21 年 2 月 13 日 玉川町会会館 住民参加者 20 名

第 3 回：（各グループの意見や提案を懇談会全体の提案としてとりまとめ）

平成 21 年 3 月 9 日 玉川町会会館 住民参加者 23 名

二子玉川南地区堤防整備に関する報告会：（提案を踏まえた最終整備案の説明）

平成 21 年 5 月 9 日 玉川町会会館 住民参加者 36 名



懇談会での意見・提案を踏まえた整備案のイメージ*

（*ただし今後、関係機関との調整により、内容が一部変更となる可能性があります）

平成 20 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(3)

浅川特殊防護対策プロジェクト

堤防の安全性向上対策

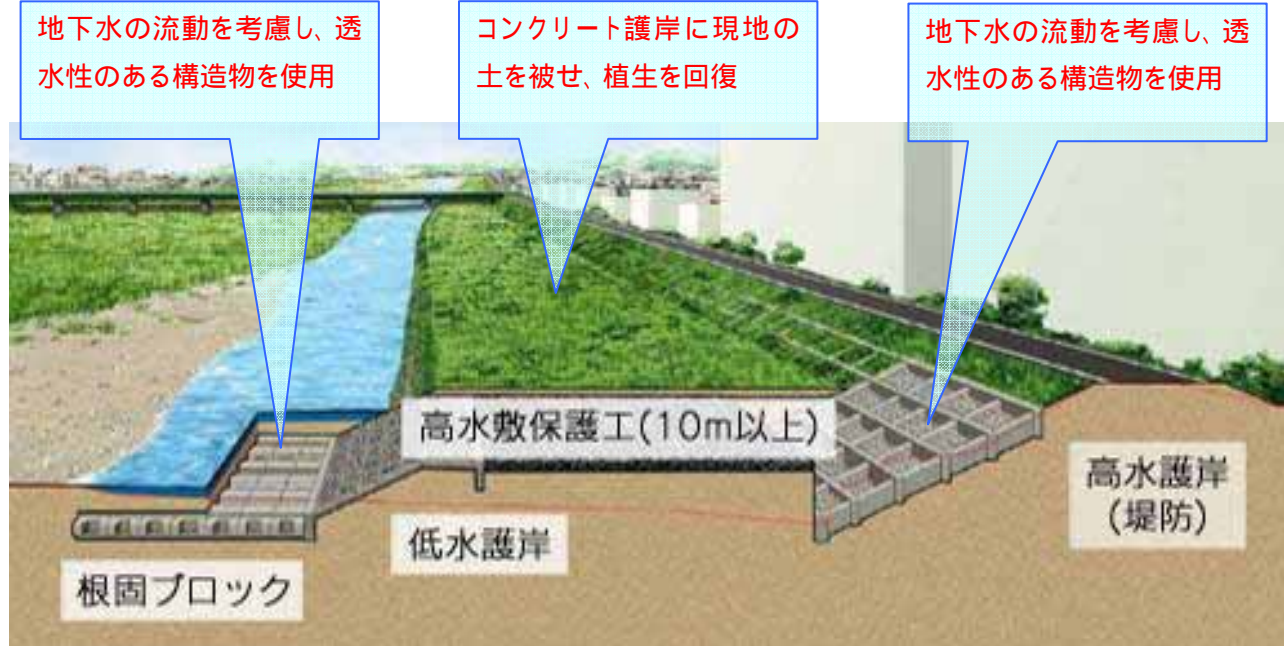
- 堤防侵食被害が相次ぐ浅川の堤防を強化する『浅川特殊防護対策プロジェクト』を平成 16 年度から実施しています。

—浅川特殊防護対策プロジェクト—

<事業の概要>

このプロジェクトは、これまで堤防侵食の被害が集中して発生してきた浅川上流部において、重要度の特に高い区間の堤防強化を行い、被害の防止を図るものです。平成 16 年～平成 19 年までに重要度の高い区間を集中的に整備しました。現在も引き続き、重要度の高い区間の整備を推進しています。

<特殊防護対策イメージ図>



実施 平成 20 年度には、以下の整備を行いました。



八王子市大和田 3 丁目地先の低水護岸と高水護岸

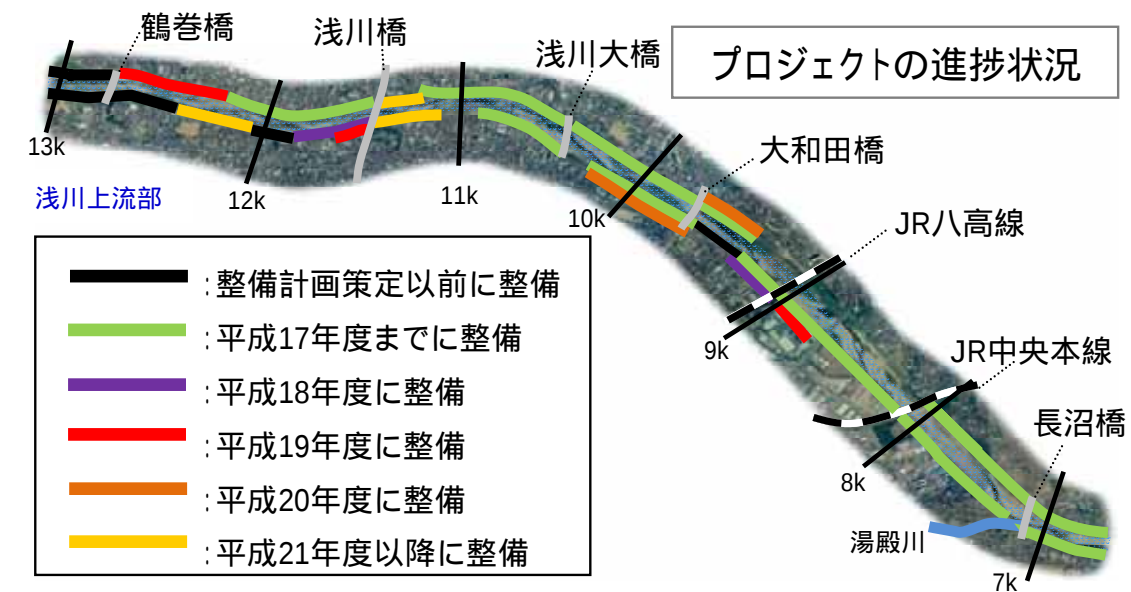


八王子市元横山町地先の低水護岸



八王子市明神町 4 丁目地先の低水護岸

達成 平成 20 年度までに以下の箇所で堤防の強化を行い、堤防侵食に対する安全性が高まりました。



これから 浅川では 21 年度以降も引き続き、特殊防護対策区間において重要度の高い区間の整備を推進します。

～トピックス～ 「知っていますか？浅川のこと！」懇談会を開催

身近な浅川について、より多くの市民の方々に知っていただくため、平成 20 年 10 月 29 日に八王子市労政会館で懇談会を開催しました。

当日は、30 名の方々にご参加いただき、はじめに知花武佳さん（東京大学大学院講師）から「護岸と川の形の関係について」と題し、護岸のしくみや、その構造が川にどのようなインパクトを与えるのか、これからの護岸のあり方についてお話をいただきました。

続いて、近年の地球温暖化に伴う気候変動と浅川における治水対策の取り組みについてビデオや写真、グラフなどを用いて紹介した後、参加された方々からのご意見・ご感想をいただきました。



平成 20 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(4)

CCTV カメラ・光ケーブル

総合的な治水対策

- CCTV カメラネットワークの整備を進めています

—CCTV カメラ—

・河川や河川管理施設の状況を 24 時間リアルタイムで把握するため、CCTV カメラの設置が進められています。

CCTV カメラがとらえた映像は一旦、京浜河川事務所へ集められ、さらに光ファイバーネットワークを通じて、自治体（東京都調布市、大田区、神奈川県横浜市、川崎市、平塚市）と報道機関（テレビ神奈川、YOU テレビ(CATV)、イッツ・コミュニケーションズ、遭難ケーブルネットワークなど）へと伝送されています。

映像は、インターネットでも配信されるため、平常時はもとより、洪水時や災害発生時にも、一般市民でもリアルタイムで正確な情報を得ることができます。

京浜河川 ライブカメラ

検索



カメラ画像の配信ページ



CCTV カメラ

実施 平成 20 年度は、新たに 42 台の CCTV カメラを設置しました。

多摩川・浅川の平成 20 年度新規 CCTV カメラ設置台数

多摩川		浅川	
左岸:17 台	右岸:20 台	左岸:4 台	右岸:1 台

達成 平成 20 年度末時点において、多摩川・浅川で計 129 台の CCTV カメラの設置が済んでいます。これにより、洪水時における河川の状況の迅速な把握や、平常時の河川や河川管理施設の監視をきめ細やかに行うことが可能になっています。

多摩川・浅川の平成 20 年度末の CCTV カメラ設置総数

多摩川		浅川	
左岸:62 台	右岸:50 台	左岸:7 台	右岸:10 台

これから よりきめ細やかな維持管理を行うため、今後も必要性に応じて CCTV カメラの設置を検討していきます。

広域防災対策

- 光ケーブルの敷設を進めています。

—光ケーブル—

光ファイバケーブルを用いることで、災害発生時に各種情報（河川水位・水質データや CCTV カメラ映像等）を超高速かつ安定的に送信することができます。

これまでの銅線（メタルケーブル）では、1 本で 1 回線しか使えませんでした。光ファイバは 1 本で 100 万回線を使用することが可能です。

また光ファイバは、ガラス繊維で電気を通さないため電波障害を起こさないといった利点もあります。



光ファイバケーブル

実施 平成 20 年度は、多摩川沿いに約 23km の光ケーブルの敷設を進めました。

達成 平成 20 年度末時点において、次の箇所で光ケーブル敷設が済んでいます。

光ケーブル敷設区間

		敷設済み区間	目標区間
多摩川	右岸	0.11km ~ 46.27km	0.1km ~ 61.8km
	左岸	1.88km ~ 59.46km	1.5km ~ 61.8km
浅川	右岸	0.0km ~ 12.66km	0.0km ~ 13.2km
	左岸	0.0km ~ 6.76km	0.0km ~ 13.2km

現時点で多摩川・浅川のほぼ全区間で光ケーブルによる通信が可能になっており、洪水などの災害が発生した場合には、情報をリアルタイムで収集し、被害を最小限にとどめる対策に役立てることができます。

これから 未敷設区間への敷設の検討をするとともに、災害時における断線等のリスクに備えたネットワーク強化等の検討を進めていきます。

平成 20 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(5)

治水に関する各種維持管理（１）

治水に関する維持管理

・洪水、高潮等による災害を防止、または被害を最小限におさえるために、治水に関する各種維持管理を継続的に行っています。

● 国土保全管理情報の収集・提供システムの維持管理

河川の維持を適切に行うため、水理・水文・水質などの情報や、河道地形および沿川の土地利用の変遷などの国土保全管理に関するデータを収集します。

また、観測手法の高度化を図るとともに、時代に応じた最新の情報収集提供システムを整え、地域住民に迅速な情報提供を行います。

実施 水理・水文・水質データを継続して観測しています。また、インターネットなどを通じて計測結果を公表しています。

< インターネットを通じた計測結果の公表（例） >

○ 京浜河川事務所「災害情報」のページ

（<http://www.bousai.keihin.ktr.mlit.go.jp/calamity/>）

項目→ライブカメラ画像・水位・雨量・レーダ雨量・台風情報

○ ケイヒンモバイル（携帯端末向けサイト）

（<http://www1.river.go.jp/>）

項目→ライブカメラ画像・水位・雨量・レーダ雨量など



京浜河川事務所 HP「災害情報」



ケイヒンモバイル

効果 市民自らが雨量や水位等の情報を入手し、洪水時の避難行動の判断等に活かせるようになっていきます。

● 河川の形状機能

堤防・河川敷・水面部からなる河川区域について、巡視による維持管理を実施します。

< 巡視のポイント 10 項目 >

流水の占用状況 土地の占用状況 産出物の採取に関する状況

工作物の設置の状況 土地の形状変更 船舶繫留等の状況

河川環境の状況 河川管理施設及び許可

親水施設等の維持管理等の状況

河川保全区域、河川予定区域及び高規格堤防特別区域における行為の状況

また、河道内の土砂堆積状況や樹木生育状況についてもモニタリングを行い、洪水の安全な流下に支障を及ぼすおそれがある場合は、適宜河道掘削や樹木伐採を行います。

実施 継続して河川巡視を行っています。

また、浅川の 8 月末豪雨後に実施した縦横断測量データと、過去の縦横断測量図の重ね合わせや、航空写真による過去の河道状況との比較により、砂州や滞筋等の変遷を把握しました。

効果 日々のモニタリングにより、河道や河川管理施設等の変化を素早く把握し、適切な維持管理につなげています。

● 河川管理施設の機能

堤防や水門等の河川管理施設の正常な機能維持のため、維持修繕や補修を行います。許可工作物の管理や利用状況の審査指導、堤防の除草、河川管理施設が災害によって被害を受けた場合の復旧対策や防護ラインの見直しも行います。

実施 河川管理施設の機能維持のため、補修工事・堤防の除草・塵芥処理・災害による被災箇所の復旧などの維持管理を行っています。

効果 河川管理施設の機能を維持することにより、河川の安全な維持管理につながっています。

平成 20 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(6)

治水に関する各種維持管理（２）

治水に関する維持管理

● 洪水・高潮対策の体制

破堤等を未然に防止するため、毎年重要な水防箇所を定め、重点的に点検を行います。さらに水防管理者と共に毎年、合同巡視や水防訓練等を行い、洪水・高潮対策での連携の強化を図っています。また、出水時には洪水予報を気象庁と合同で発表したり、必要に応じて水防警報を発令し、水防活動の実施を指示します。

実施

< 合同巡視 >

RCM の方々と合同巡視を行いました。(→ Action3 参照)

< 水防訓練 >

京浜河川事務所では出水期を前に、大師河原水防センターにおいて、川崎市と合同で平成 20 年度水防訓練を行いました。当日は土のうを使った工法の実施訓練や、ヘリコプターによる救助訓練など実践的な訓練を行いました。

また、会場では特殊車両や災害体験車の展示、災害時に役立つ縄結びコーナー、防災に関するパネルなど、地域の方々の防災意識の向上に役立つような展示を行いました。



土のうによる水防工法の実施訓練



ヘリコプターを使った救助訓練

< 洪水時の体制 >

平成 20 年度は、8 月末豪雨による出水時に、警戒体制に移行しました。また、多摩川・浅川・鶴見川において気象庁と共同で洪水予報を発表するとともに、水防警報を発令しました。

効果

洪水・高潮等の災害に対する関係機関との連携を深め、迅速な体制の確立を図ることにより、被害の最小化につながっています。

● 広域防災機能

関係自治体と連携し、河川敷の避難空間、地域防災活動拠点、樹林帯、緊急用河川敷道路、緊急用船着場等の維持管理を日頃から行います。

また、河口～多摩川大橋の区間については、災害時の緊急用船着場への航路を確保するため、必要な航路幅と維持管理河床高の確保に向けて維持管理を行います。

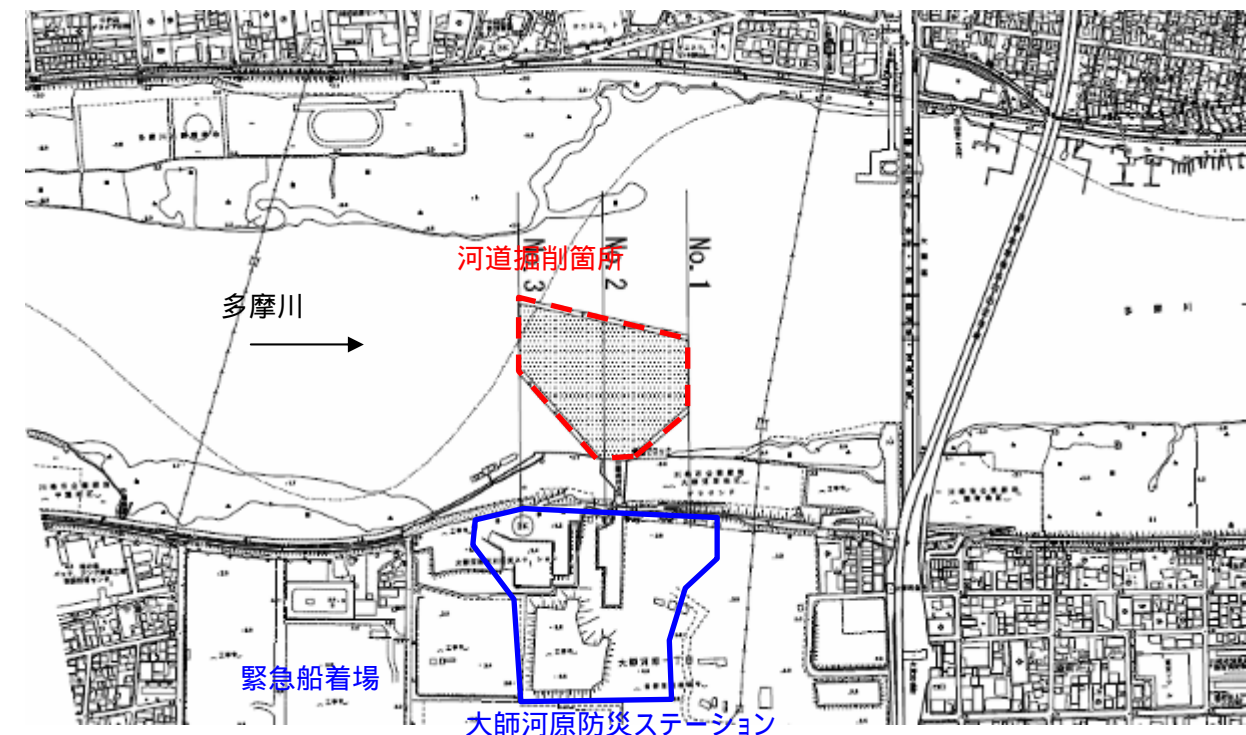
実施

< 緊急用河川敷道路の維持管理 >

緊急船着場 2 箇所、緊急用河川敷道路 54.9km の維持管理をしています。

< 緊急船着場への航路確保のための河道掘削 >

大師河原地先において、大師河原防災ステーション緊急船着場への航路確保のため、河道掘削を行いました。



効果

大師河原防災ステーション緊急船着場の航路確保により、災害時における物資輸送経路を確保しました。

これから

平成 19 年度に策定された「多摩川河川維持管理計画(案)」に基づく維持管理を継続して実施していきます。

平成 20 年度の実施状況の評価～action2「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します（1）

魚がのぼりやすい川づくり

生態系保全回復関連対策

- 堰などにおいて魚道を整備しています。

—魚道の整備—

多摩川および浅川において、魚類などの生息環境の連続性を確保するため、河口～小河内ダム間の河川横断構造物に魚道を整備します。

平成 18 年 3 月には多摩川本川の河口～小河内ダムまでの区間において、ひと通りの魚道が整備されましたが、羽村第三床固魚道の直下では洗掘による落差が生じ、魚の遡上が困難になっていました。

実施 羽村第三床固魚道について、落差解消のための改築を行いました。

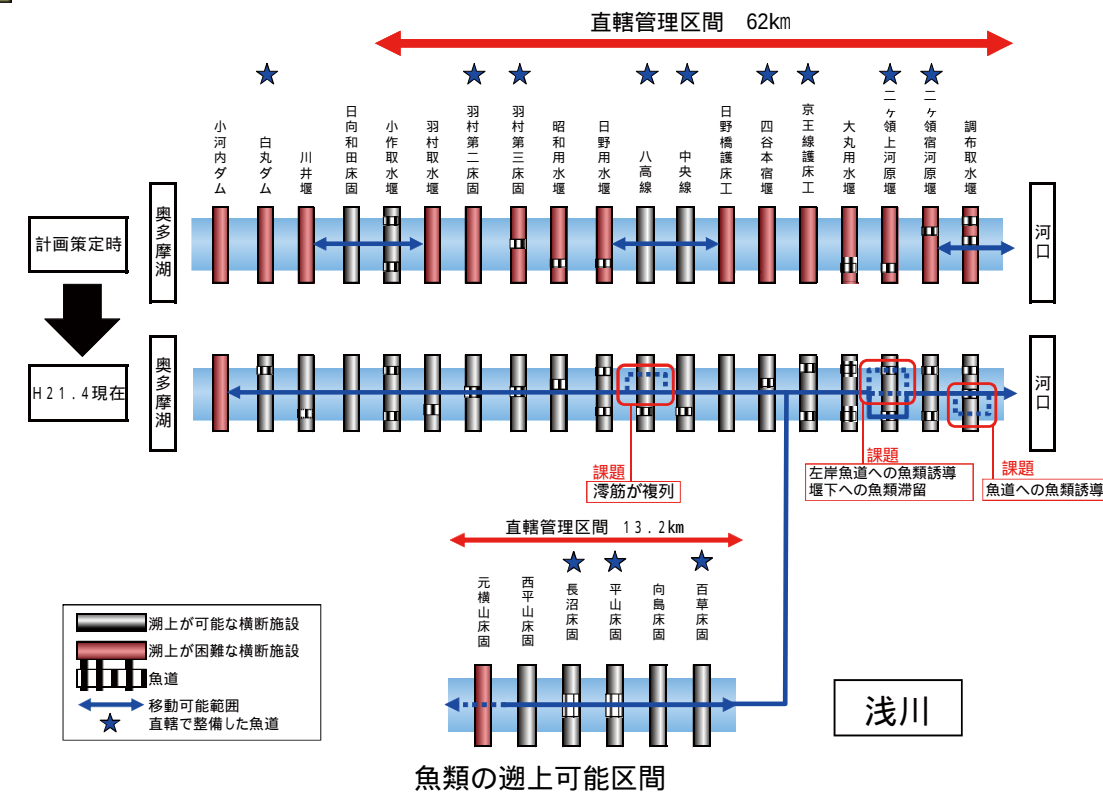


洗掘により魚道の直下に落差が生じ、魚の遡上が困難になっていました。



護床ブロックの設置（●部）により落差の解消および今後の洗掘防止を図りました。

達成 改築により、河口から小河内ダムまでの魚の移動が可能になりました。



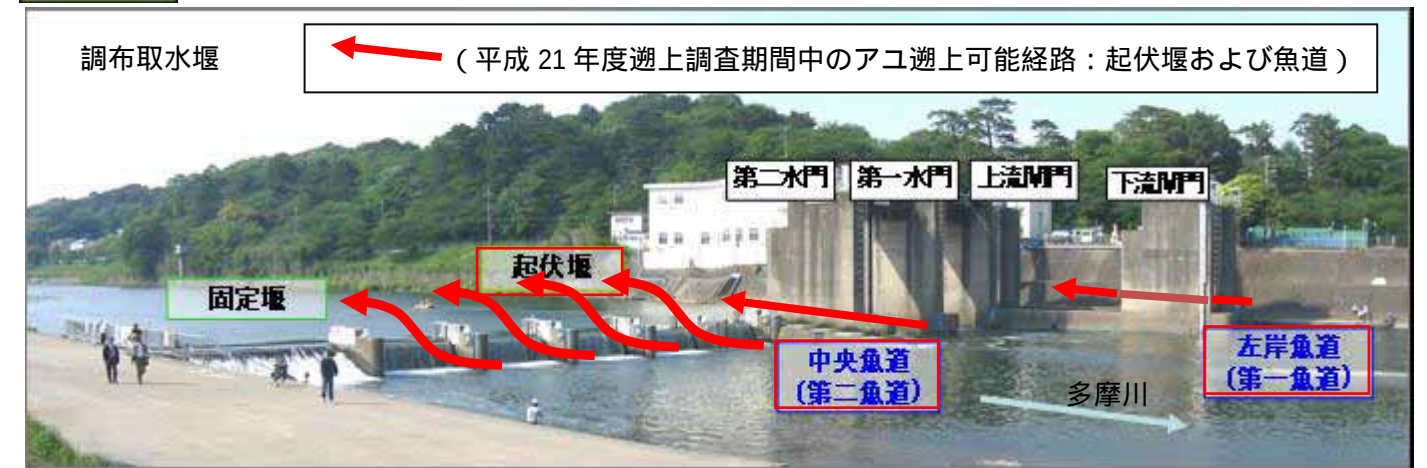
これから 魚の遡上状況のモニタリングを続けるとともに、遡上に問題がある魚道の改築や維持管理方法を検討します。

- 調布堰においてアユの魚道遡上調査を行いました。

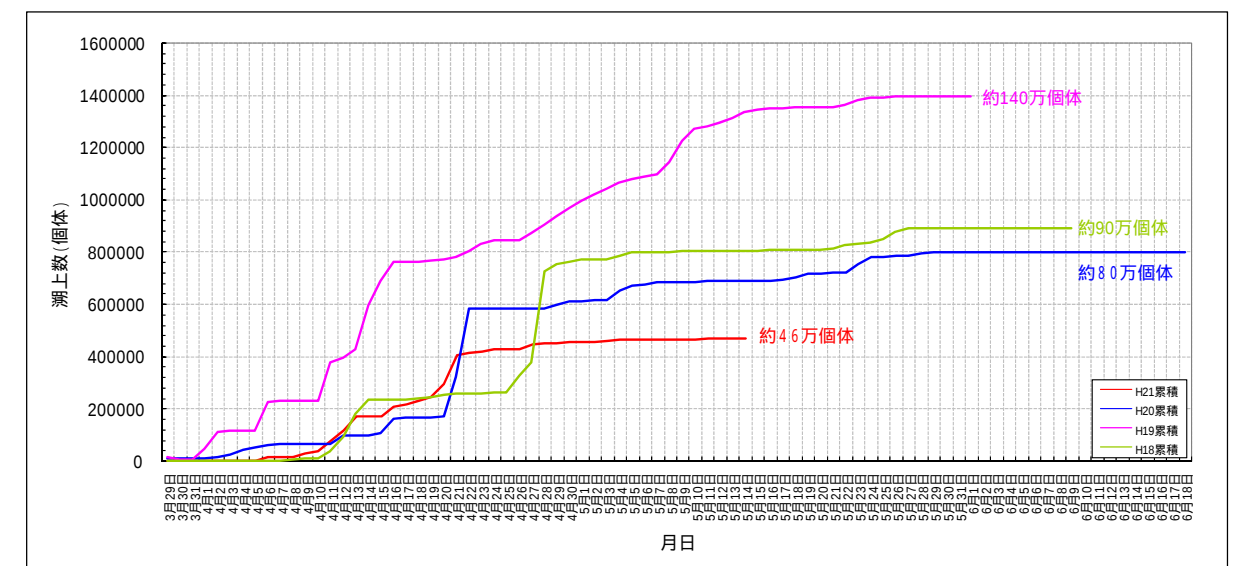
—アユの遡上調査—

調布取水堰は、海からのぼってきたアユが最初に出会う河川横断構造物です。毎年 4 月初旬～5 月中旬のアユの遡上時期において、東京都水道局の協力のもとに起伏堰や水門を開放してアユが遡上しやすくするとともに、遡上数の調査を併せて行っています。

実施 平成 21 年度は、起伏堰を開放した上で遡上調査を実施しました。



達成 遡上調査の結果、平成 21 年度には 4 月・5 月中に約 46 万匹のアユの遡上が確認されました。



H18 年度～H21 年度のアユ遡上実績（推定）

これから 来年度も引き続き調布取水堰において、東京都水道局と調整しながらアユの遡上数調査を行っていく予定です。

平成 20 年度の実施状況の評価～ action2 「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します（２） 水辺の楽校

人と川のふれあい関連対策

- 水辺の楽校づくり、および活動支援を行っています。

—水辺の楽校プロジェクト—

川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身ともにたくましい子供を育てていくことを目的とするプロジェクトです。

地域の住民やボランティア団体が中心となって進める活動を国土交通省が支援します。多摩川では沿川の各市区に 1 箇所以上の配置を目指し、計 16 箇所の基盤整備を計画しています。

京浜河川事務所は、管内の水辺の楽校に対して、それぞれの特徴や地元市民との連携を重視し、学習・観察のための環境整備や活動支援に取り組んでいます

京浜管内の水辺の楽校の特徴

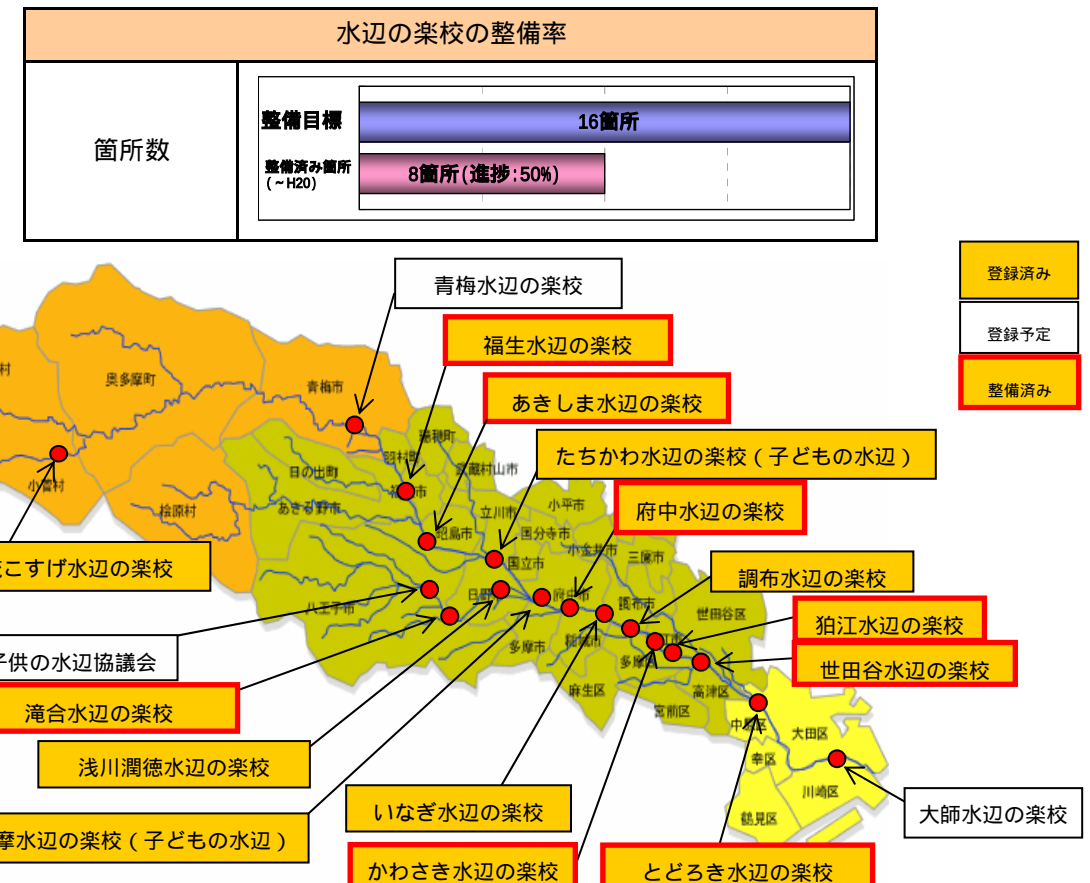
- ・ 自然環境の重視（整備は必要最小限）
- ・ 行政の活動支援はハード面よりもソフト面を重視
- ・ 市民主導による活動
- ・ 活動範囲の広域性（上下流交流）
- ・ 市民管理によるホ - ムページの立ち上げ

実施 多摩川水系では平成 20 年までに、登録校 12 校のうち 8 校の整備が完了しています。また、青梅・八王子・大師の 3 校が登録、開校に向けて準備を進めています。平成 20 年度には、全校で計約 200 回のイベントが開催されました。



水辺の楽校の活動風景（左：とどろき水辺の楽校 右：立川水辺の楽校）

達成 多摩川水系の水辺の楽校における整備・登録・活動実施状況は以下のとおりです(平成 21 年 3 月現在)。整備箇所数目標に対し、50%を達成しました。



楽校名	自治体	推進協議会 立上げ日	運営協議会 立上げ日	登録日	開校日	整備内容	活動実績
狛江水辺の楽校	狛江市	H11.10	H13.4	H13.1.31.	H13.4	池掘削、園路整備等	平成20年度イベント回数:35
かわさき水辺の楽校	川崎市(多摩区)	H13.4.25	推進協議会の 名称で運営	H13.1.31.	H13.7.1	池掘削、カゴマット、 スロープ、園路	平成20年度イベント回数:13
とどろき水辺の楽校	川崎市(中原区)	H14.7		H19.3.30	H14.4.20	魚らん池掘削、 散策路、スロープ	平成20年度イベント回数:18
世田谷水辺の楽校	東京都(世田谷区)	H14.7 準備会立上げ	H17.6.28	H19.3.30	H18.4.1	散策路整備、ワンド保全(予定)、緩 傾斜スロープ、サイン設置	平成20年度イベント回数:8
稲城水辺の楽校	稲城市	H16.2.28	H16.5.23	H21.3.31	H17.2	せせらぎ水路(予定)、緩 傾斜スロープ(予定)	平成20年度イベント回数:4
府中水辺の楽校	府中市	H16.7 (子どもの水辺協議会として)	H18.4.25	H16.3.30	H18.7.22	スロープ	平成20年度イベント回数:6 総合学習支援8回
浅川潤徳水辺の楽校	日野市	H16.10.3	未定	H13.1.31.	H18.4.15	検討中	平成20年度イベント回数:12
滝合水辺の楽校	日野市	H14.5	未定	H13.1.31.	H17.3.22	ワンド	平成20年度イベント回数:18
八王子浅川子供の水辺協議会	八王子市	H18.5.23	未定	未定	H18.7 (子供の水辺)	未定	平成20年度イベント回数:3
あきしま水辺の楽校	昭島市	H14.2(準備会) H14.6(協議会)	H15.4.1	H14.1.31.	H15.5.17	ワンド掘削、木道整備、園路、柳枝 工	平成20年度イベント回数:6
福生水辺の楽校	福生市	H16.1 (運営協議会として)	H16.1	H16.3.30	H19.4.8	自然観察路 看板設置	平成20年度イベント回数:8
立川水辺の楽校	立川市	H18.4 準備会立上げ	未定	H20.3 (子供の水辺)	H21.5.12	未定	平成20年度イベント回数:18
青梅水辺の楽校	青梅市	H18.4 準備会立上げ	未定	未定	未定	未定	平成20年度イベント回数:13
多摩川源流こすげ水辺の楽校	小菅村	未定	未定	H18.3.31	未定	未定	平成20年度イベント回数:4
調布水辺の楽校	調布市	H19.2 準備会立上げ	未定	未定	H21.3.31	H21.4.29(親水護岸)	平成20年度イベント回数:5
(仮称)大師水辺の楽校	川崎市(川崎区)	準備会立上げ	未定	未定	未定	未定	平成20年度イベント回数:14
多摩水辺の楽校	多摩市	H21.1.24	未定	H20.6 (子供の水辺)	H21.1.24	未定	平成20年度イベント回数:7

これから 地域との連携により、引き続き水辺の楽校の整備を進めていきます。

平成 20 年度の実施状況の評価～action2「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します（3）

環境学習支援

人と川のふれあい関連対策

- 様々な機会を通じ、多摩川を利用した環境学習の支援を行っています。

—環境学習支援—

「多摩川流域リバーミュージアム」の実現に向けて、施設の整備だけでなく、多摩川を利用した環境学習の推進に取り組んでいます。

一般市民や子供達を集めた「ふれあい教室」や「夏休み多摩川教室」等のイベントの開催を始め、市民活動の支援や、先生方への環境学習の普及など、幅広い活動を進めています。

実施

< 多摩川ふれあい教室の運営 >

多摩川の河川環境に関する啓発を目的に、多摩川に関するいろいろなものの展示や来館者からの質問の回答などを行い、市民と多摩川を通じたふれあい活動を実施しています。また、定期的に自然観察会を行い、多摩川の自然を利用した遊びの体験も行っています。

平成 20 年度には約 11,530 人が多摩川とふれあいました。

< 多摩川環境学習懇談会を開催 >

平成 20 年度は、環境学習懇談会を 3 回、研修会を 2 回開催しました。

○ 多摩川環境学習懇談会

流域の小中学校の先生への学習支援として、先生どうしの情報交換やコミュニケーションを図り、ネットワークづくりをするために開催しました。



○ 多摩川環境学習（体験型）研修会

流域の小中学校の先生への学習支援として、多摩川の学習資源について幅広く知っていただくとともに、安全確保の方法についても学んでいただくために開催しました。



< 夏休み多摩川教室を開催 >

平成 20 年度で第 17 回目を数える「夏休み多摩川教室」を、平成 20 年 7 月 23 日（水）24 日（木）に、二子地区の河川敷で開催しました。これは、主に小中学生を対象に、多摩川の自然環境に興味を持ってもらうことを目的としたイベントです。約 700 人の参加者でにぎわいました。

・『夏休み多摩川教室』各コーナーの様子



「多摩川の水質を調べよう」コーナー



「多摩川ミニ水族館」コーナー

< 環境学習支援ツールの作成・配布 >

学校の先生の『多摩川』を題材とした「多摩川環境学習」の手助けとなるように、本支援ツールが多摩川リバーミュージアムホームページにおいて公開されています。

(ツールのアドレス):

http://www.tamariver.net/04siraberu/tama_material/2008_tamagawa_top.htm

本ツールには、多摩川に関連する様々な情報を整理・集約しており、必要な情報を円滑に抽出することができます。



これから 環境学習を行うにあたり、現地での安全確保の方法が分からない、魚の採り方などの具体的な方法が分からない、など実施に至るまでの多数の課題が見えてきました。今後は、これらの課題を解決していくと共に、環境学習の授業を実施する際の人材や道具などの支援や、環境学習に関する情報を共有できるネットワーク作りを行っていくことが必要です。

平成 20 年度の実施状況の評価～action2「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します（４）
緩傾斜坂路

福祉関連対策

●誰もが川に近づきやすくするため、スロープの整備を進めています。

—福祉関連対策—

少子高齢化の到来を踏まえ、多摩川の諸施設に係る点検や利用実態モニタリングを行い、利用ニーズと合致したバリアフリー化を推進します。

特に、高齢者、障害者や車椅子利用者などが容易に川に近付けるよう緩傾斜坂路（スロープ）の整備を行うとともに、多摩川を訪れる全ての利用者が容易に利用できる水洗トイレや、河道外駐車場において高齢者・障害者等が優先して駐車できる区画を確保します。

「緩傾斜坂路」は河川利用の多い場所を中心に計 84 箇所、「水洗トイレ」は堤防沿いの両岸 2km に 1 箇所の割合で整備する計画です。

実施

次の 5 箇所において、緩傾斜坂路を整備しました。

地点名	整備箇所周辺の状況
大田区矢口	高水敷：グラウンド
府中市	河岸周辺：府中水辺の楽校
日野市	高水敷：公園、サッカー場、テニスコート
国立市	高水敷：グラウンド、堤内：福祉施設
八王子市	堤内：都営アパート、高齢者住宅、身体障害者用住宅

・各地点の完成写真



緩傾斜坂路（大田区矢口地先）



緩傾斜坂路（府中市地先）



緩傾斜坂路（日野市地先）



緩傾斜坂路（国立市地先）



緩傾斜坂路（八王子市地先）

達成

緩傾斜坂路の進捗は次の通りです。（平成 20 年度末時点）
整備率：約 40%



緩傾斜坂路の整備率

箇所数

整備目標

84箇所

整備済み箇所
（～H20）

整備計画：34箇所
（進捗：約40%）

これから

関連自治体や機能空間区分との整合を図りつつ、今後の整備箇所の検討を行っていきます。

平成 20 年度の実施状況の評価～action2「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します（5）

多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」

歴史文化関連対策

< 多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」を開催しました。 >

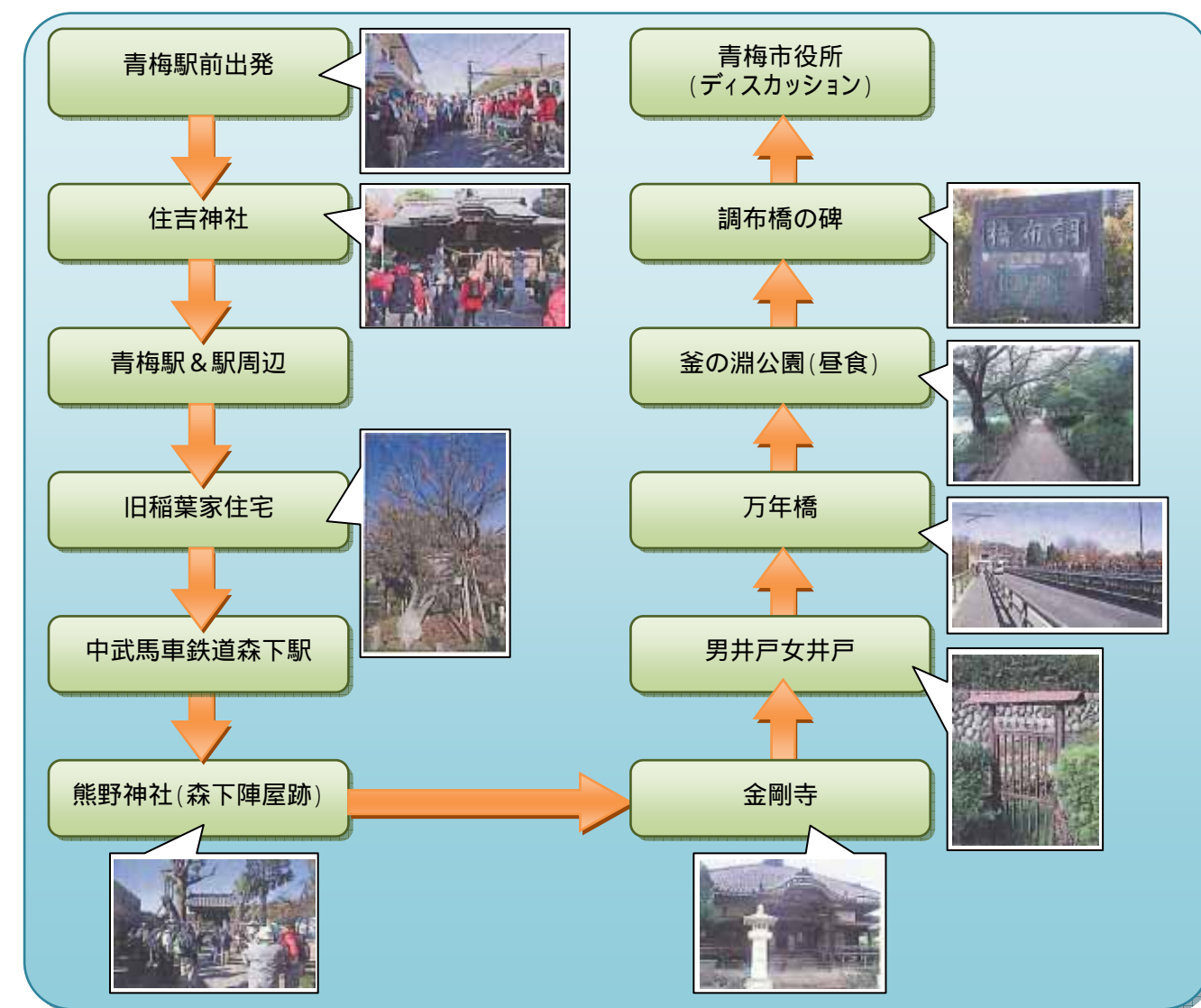
—多摩川シンポジウム—

多摩川シンポジウムは、多摩川流域各地を歩いて川の自然や周辺の歴史、文化にふれあい、散策後に気づいたことを皆で話し合うイベント「多摩川を歩く」として、毎年開催されています。

実施

「多摩川を歩く～青梅編～」を開催しました。

12 回目となる今回は多摩川上流部に位置する青梅の町を訪れ、紅葉の美しい季節の中、多摩川上流の景観や史跡旧跡見学を楽しみながら散策を行いました。散策後のディスカッションでは、「多摩川上流賛歌！多摩川の上流を見つめ直そう」をテーマに、活発な意見が交わされました。



「多摩川を歩く～青梅編～」行程

達成

今回は 111 名もの参加者が青梅の自然・歴史文化に親しみました。開催後、参加者からは「多摩川の上流がきれいで驚いた」「もっと多摩川を大切にしたいと思った」などの声がよせられました。

また、今回の「多摩川を歩く」の開催概要をまとめたパンフレットを作成しました。



「多摩川を歩く～青梅編～」パンフレット

これから

今後も引き続きシンポジウムを行い、より多くの人に多摩川の歴史・文化を広めていく予定です。

平成 20 年度の実施状況の評価～ action3 協働の維持管理をめざします（１） 河川美化・水面利用の適正化

河川美化体制

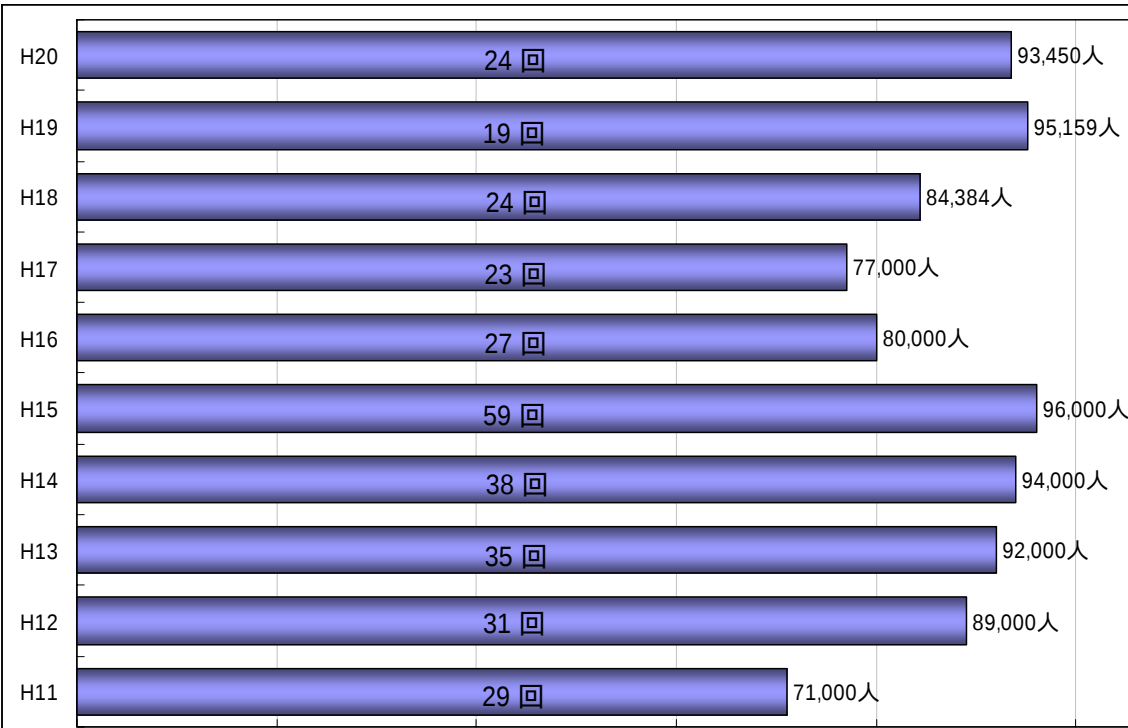
- 多摩川クリーン作戦の支援を行いました。

—多摩川クリーン作戦—

多摩川クリーン作戦は、自治体が主催し、ボランティアによる市民が参加して多摩川およびその支川でゴミ清掃を行うイベントです。

京浜河川事務所は、ゴミ袋や軍手などの物資提供や開催情報の広報などにより、活動を支援しています。

実施 平成 20 年度は、各自治体で合計 24 回実施され、のべ 93,496 人の参加がありました。



多摩川クリーン作戦参加者の推移

達成 この運動により、約 14 万 8 千トン以上のゴミが回収されました。市民や自治体と連携する体制が整いつつあります。

秩序ある利用形態

- 第 2 弾行政代執行を実施しました。

—多摩川下流部水面等利用者協議会と行政代執行—

多摩川の秩序ある水面・水際の実用利用の実現に向けて、学識者・水面利用者・関係自治体からなる「多摩川下流部水面等利用者協議会」が設立され、不法係留問題などの解決に向けて協議しています。

不法係留船舶及び不法工作物対策については、協議会での意見を踏まえ、関東地方整備局で策定された計画に基づく対応を実施しています。

「行政代執行」は、行政代執行法に基づいて、所有者が判明している物件の自主撤去や、改善が行われない場合に所有者に代わり行政が撤去、保管等を実施するものです。

多摩川では平成 20 年 2～3 月に多摩川左岸大田区羽田地先において初めての行政代執行を実施しました。

実施 平成 20 年 9 月下旬から 10 月下旬にかけ、多摩川左岸川崎区港町地区において、羽田地先に続き多摩川で 2 回目となる行政代執行を実施しました。

達成 行政代執行により、船舶 21 隻、栈橋 5 基、その他 4 件を排除しました。この結果、当該地区における支障物が無くなり、洪水の安全な流下、および河川利用・景観ともに向上を図ることができました。



対象物件名	代執行宣言時の対象物件総数	代執行による撤去数	不法行為者による自主撤去数
船舶	21	6	15
栈橋	5	0	5
その他(物置等)	4	0	4

これから 今後も引き続き、不法係留船舶などの是正を実施するとともに、不法係留の再発防止に向けて取り組んでいきます。

平成 20 年度の実施状況の評価～action3 協働の維持管理をめざします（2）

リバーシビックマネージャー制度

住民等との協働システム

- 市民との協働で多摩川を見守っています（住民等との協働システム）

—リバーシビックマネージャー制度(RCM)—

平成 21 年で創設 10 年目を迎える RCM は、多摩川・鶴見川・相模川について様々な分野の専門知識を有する住民の方、及び河川に深く関心を持つ住民の方のボランティア活動の支援を通じて、河川管理者と住民の協働による河川の適正な維持管理の実施を目的とする日本で初めてのシステムです。

その活動内容は RCM の機関紙「川の市民情報」を通じて公開されています。

実施 平成 20 年度は、京浜河川事務所管内で 90 名の方がリバーシビックマネージャーとして登録しており、うち 63 名が多摩川・浅川で活動し、京浜河川事務所管内で全 290 件の報告をいただきました。

<RCM 分科会の実施>

リバーシビックマネージャーには、多摩川の河川管理に関する気づいた点を日々FAX やメール等で報告していただいておりますが、直接顔を合わせての会合も年に数回行っており、事務所職員とリバーシビックマネージャーが意見交換することで、様々な話題が活発に話されています。

平成 20 年度にも、出張所ごとに分科会を開催し、意見交換を行いました。

分科会	前期分科会	RCM 出席者数	後期分科	RCM 出席者数
多摩川上流	H20.7.15	10	H21.2.4	3
多摩川中流	H20.7.29	11	H21.1.29	10（浅川と合同実施）
多摩川下流	H20.7.14	10	H21.1.15	6
浅川	H20.8.5	5	H21.1.29	10（多摩川中流と合同実施）

・前期分科会

前期分科会では、京浜河川事務所ホームページの紹介や河川管理についての説明、マルチコールの紹介などを行いました。また、今回分科会としては初めて RCM の方々に活動発表を行っていただきました。



・後期分科会

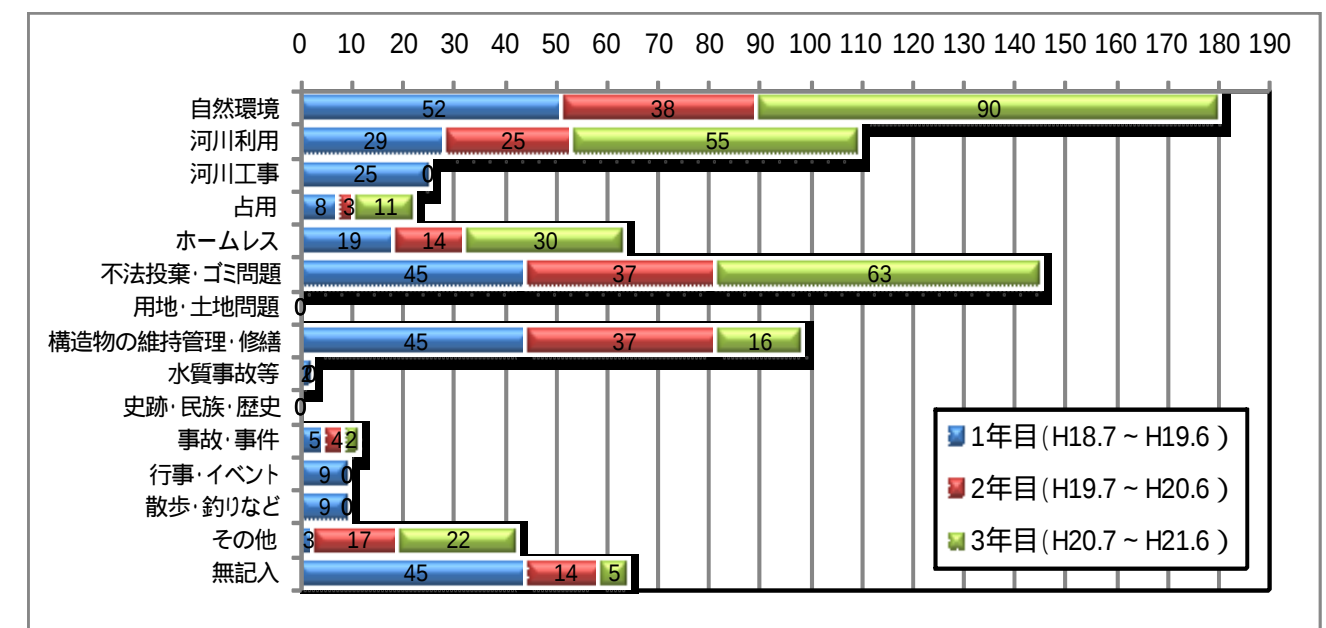
後期分科会では、巡視船等による見学・河川巡視をメインに行いました。

分科会	開催場所
多摩川上流	鶴見川、多摩川
多摩川中流・浅川合同	多摩川、荒川ロックゲート（荒川） 霊岩島水位観測所（荒川）
多摩川下流	鶴見川、多摩川



達成

平成 20 年度も、リバーシビックマネージャーの方々から数多くのご報告を頂きました。



- H18～20 年度における京浜河川事務所管内の分野別 RCM 報告件数

これから

平成 12 年にリバーシビックマネージャー制度が発足して 8 年が経過し、その発案が具体化され効果を発するなど、活動の幅も広まっています。今後もリバーシビックマネージャー制度による、住民の方々との共同の維持管理を続けていきます。

平成 20 年度の実施状況の評価～action3 協働の維持管理をめざします（3） 多摩川河川相談室

住民等との協働システム

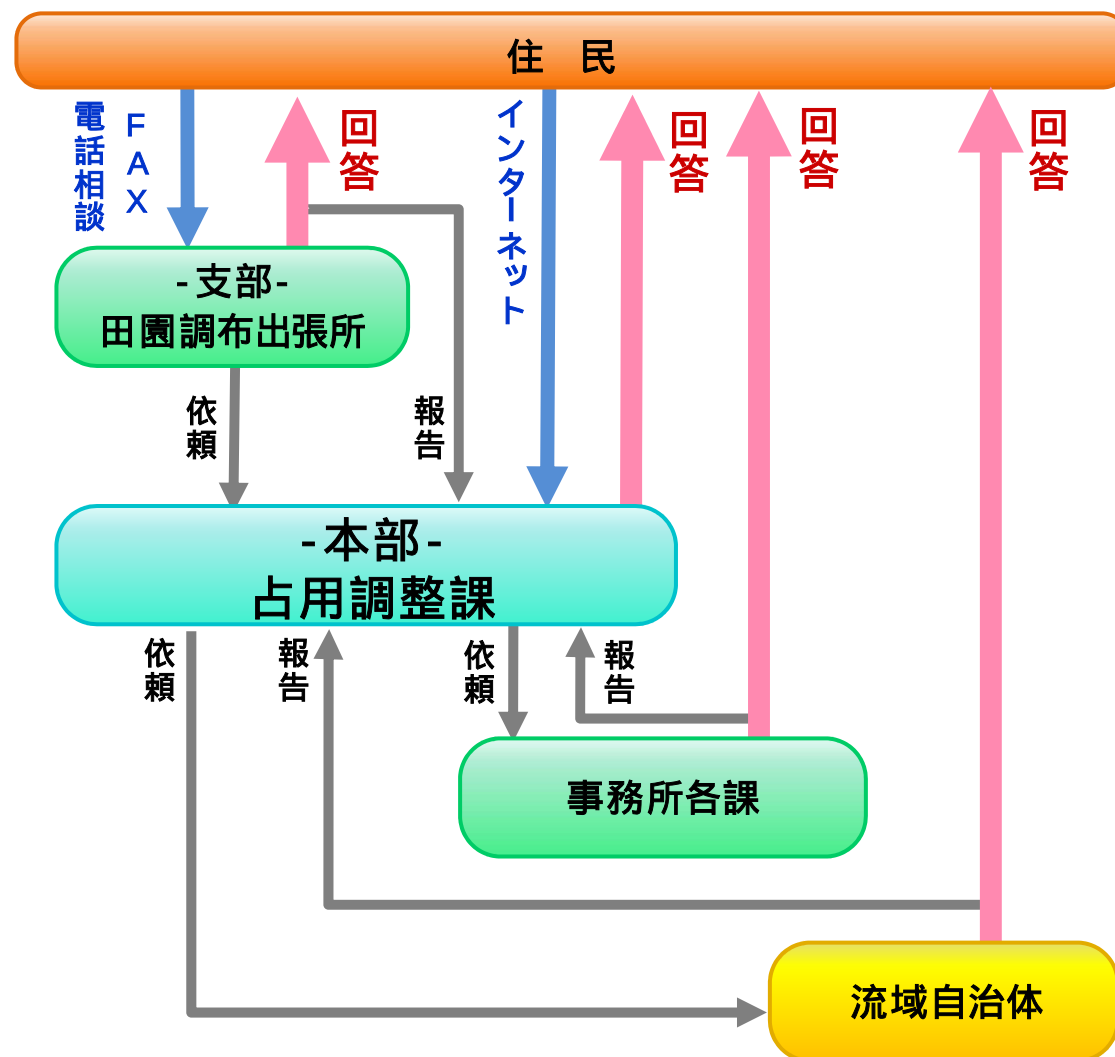
- 引き続き多摩川河川相談室を設置しています。

—多摩川河川相談室—

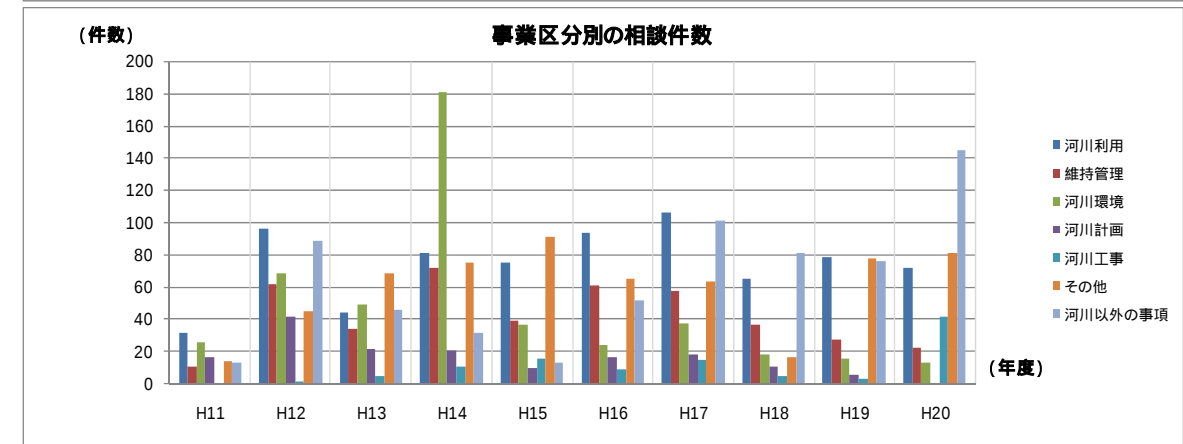
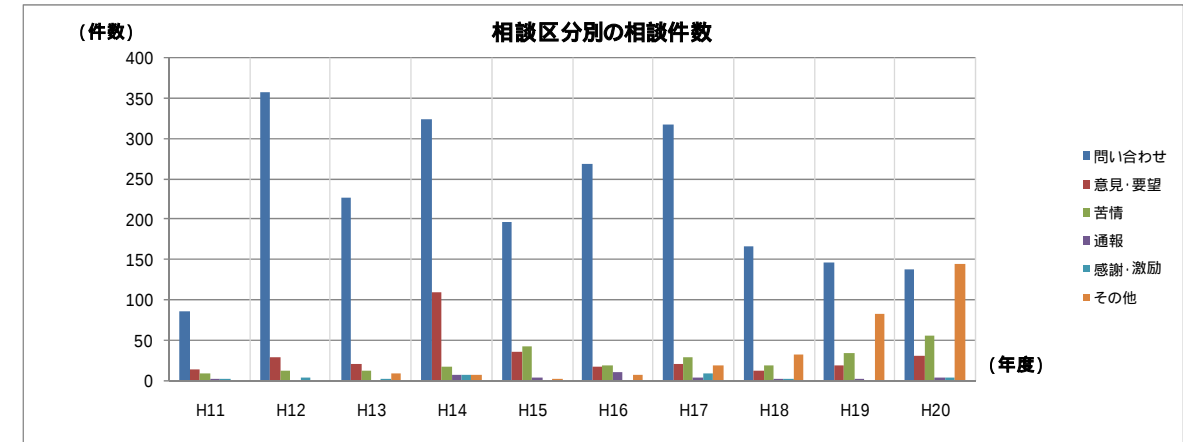
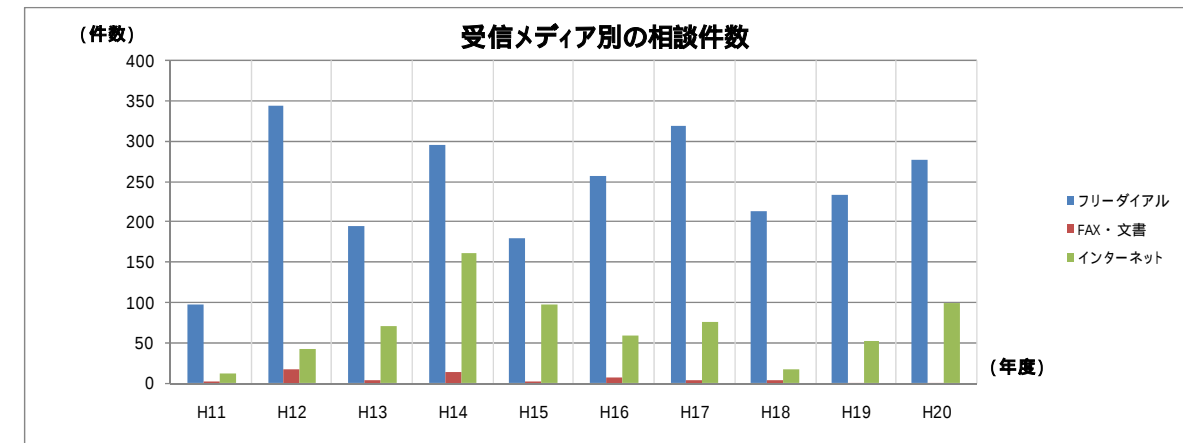
広報公聴事業の一環として、多摩川の河川事業に対する沿川住民のニーズを直接把握し河川行政に反映させる仕組みとして平成 11 年 8 月 2 日に開設されました。日常的に市民と共同して河川管理を行う仕組みを作ることとを目的としています。

住民から寄せられた相談（問い合わせ、意見、要望、苦情、通報、提言など）を電話（フリーダイヤル）、FAX、インターネットで受け付け、流域自治体とも連携しながら迅速な対応を図ることとしています。

住民が一つの窓口で一度だけ相談することにより、いわゆる「たらい回し」をなくし、総合的な窓口として機能しています。



達成 377 件の様々なご意見、ご要望、ご質問等を受付けました。



これから 今後も引き続き多摩川相談室を通じて河川行政に対する沿川住民の方々のニーズを把握し、いい川づくりに反映させるよう努めていきます。

平成 20 年度の実施状況の評価～action4 水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います(1) 「有すべき水流としての目標設定」に向けての検討

水流実態解明プロジェクト

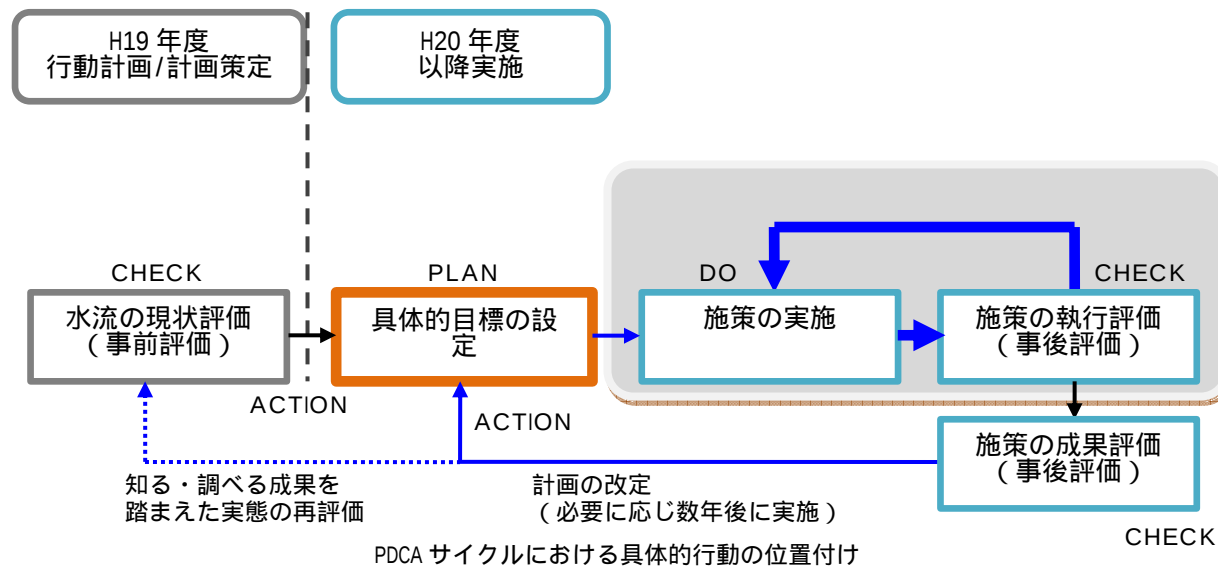
- 水流実態解明プロジェクト「行動指針/計画」に基づき、各エリアにおける具体目標を設定することを目的に検討を行いました。

—水流実態解明プロジェクト—

多摩川流域の水循環の調査により適切な水量や水質を明らかにし、多摩川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に向けて関係機関や流域住民の協働による取り組みを行っていくものです。

実施 平成 19 年度に流域協議会で策定された「行動指針/計画」に基づき、平成 20 年度は、望ましい水流に向けた具体的な行動計画を検討しました。

流域全体の視点から各小流域毎に設定される「重点課題」に対して、その課題を改善するための施策を「重点施策」として位置づけ、重点施策の推進に向けた 5 ヶ年程度の短期的な行動計画を検討しました。



重点課題および重点施策

重点課題	重点施策	重点施策を踏まえた行動計画策定方針	対象小流域
○「森林」の荒廃深刻化 ○森林の現状把握・管理施策が実施されていない	森林保全対策の推進	現状把握（可視化）・維持管理体制構築推進 現状を踏まえた可能な限りの森林整備の推進 森林保全に対する意識啓発活動の推進 林業育成施策の推進	多摩川源流域 秋川流域 平井川流域
○市街化に伴う地下水流出量の減少（支川伏没、湧水涸渇化） ○湧水の涸渇化が顕在 ○画的情報が把握されていない（雨水浸透対策） ○雨水浸透対策の推進が必要 ○流量が乏しい支川・水路に対する導水対策の推進が必要	支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	各自治体における不浸透面積削減を目標とした着実な雨水浸透対策の推進 湧水状況・メカニズムの解明（涵養域の調査など） 雨水浸透対策・湧水保全に対する啓発活動の推進 湧水保全（水脈確保）の推進	多摩川上流域 多摩川中流域 多摩川下流域 浅川流域 残堀川流域 野川流域 仙川流域

達成 「重点施策を踏まえた行動計画策定方針」に基づき、京浜河川事務所および各自治体について、具体的な行動計画の素案を作成しました。

「森林保全対策の推進」における行動計画（「京浜河川事務所」の例）

重点施策	分類	具体的施策内容		具体的行動目標（5 ヶ年）
		方針との対応	施策内容	
○森林保全対策の推進	ソフト整備		各自治体提供の森林マップの一元管理とその公表（水流実態解明データベースシステムの活用）	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する（流域委員会・協議会等でも公表）
			各自治体提供情報による「市民連携PRシート」の更新とその公表	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する（流域委員会・協議会等でも公表）
			水流キャラバン等による、上下流連携を意識した森林関連勉強会・見学会の実施	3回/5年間の頻度で実施する
			HPやパンフ等を活用した、各自治体の施策実施状況の公表	各自治体の施策実施状況をHPや各種イベント・会議を通じてプロジェクトの成果として公表する
			水循環モデルや現場調査等に基づいた、森林保全による水流改善効果の定量評価に関する調査研究推進	調査研究を継続的に実施し、適宜成果を公表する

「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画案（「京浜河川事務所」の例）

重点施策	分類	具体的施策内容		評価指標	具体的行動目標（5 ヶ年）
		方針との対応	施策内容		
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備		各自治体提供の浸透施設DBの一元管理とその公表（水流実態解明データベースシステムの活用）	更新・公表頻度（回/年）	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する（流域委員会・協議会等でも公表）
			水循環モデル等を用いた浸透施設の水流改善効果の定量評価に関する調査研究推進	-	調査研究を継続的に実施し、毎年成果を公表する
			モデル小流域を対象とした浸透施設社会実験による浸透施設の水流（湧水等）への影響評価の実施	実施箇所（箇所/5年間）	2箇所/5年間の頻度で実施する
			各自治体提供情報による「市民連携PRシート」の更新とその公表	更新・公表頻度（回/年）	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する（流域委員会・協議会等でも公表）
			水流キャラバン等による、浸透施設普及を目的とした勉強会・見学会の実施	開催回数（回/5年間）	3回/5年間の頻度で実施する
			浸透施設普及を目的としたパンフレットの作成、自治体への提供	広報内容、発行部数	浸透施設の効果を示した市民にわかりやすいパンフレットを作成し、各自治体に○○部配付する
			各自治体への「水流調査マニュアル」の提供	方策内容	希望自治体に対して、「水流調査マニュアル」を提供する
			HPやパンフ等を活用した、各自治体の施策実施状況の公表	広報方法、広報内容	各自治体の施策実施状況をHPや各種イベント・会議を通じてプロジェクトの成果として公表する

これから 今回作成した具体的な行動計画の素案をもとに、関係機関と検討を行った上で具体的な行動計画を策定し、平成 25 年末を当面の目標年次として、望ましい水流に向けた施策を推進します。

平成 20 年度の実施状況の評価～ action4 水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います(2)

水流解明キャラバン

水流実態解明プロジェクト

- 市民および行政担当者を参加対象に、水流解明キャラバンを行いました。

—水流解明キャラバン—

水流解明キャラバンは、平成 14 年から平成 18 年には「流域市民が水流の現状(問題・課題)を把握し、共通認識を醸成する」ことを目的として、『市民』を参加対象に計 15 回(延べ参加人数 660 人)の現地見学会を開催してきました。

平成 19 年度は、「流域内の水流改善に対する先進的な施策事例を見学し、今後の施策展開に活用する」ことを目的に、『関係自治体担当者』を対象に 1 回の現地見学会を行いました。

実施

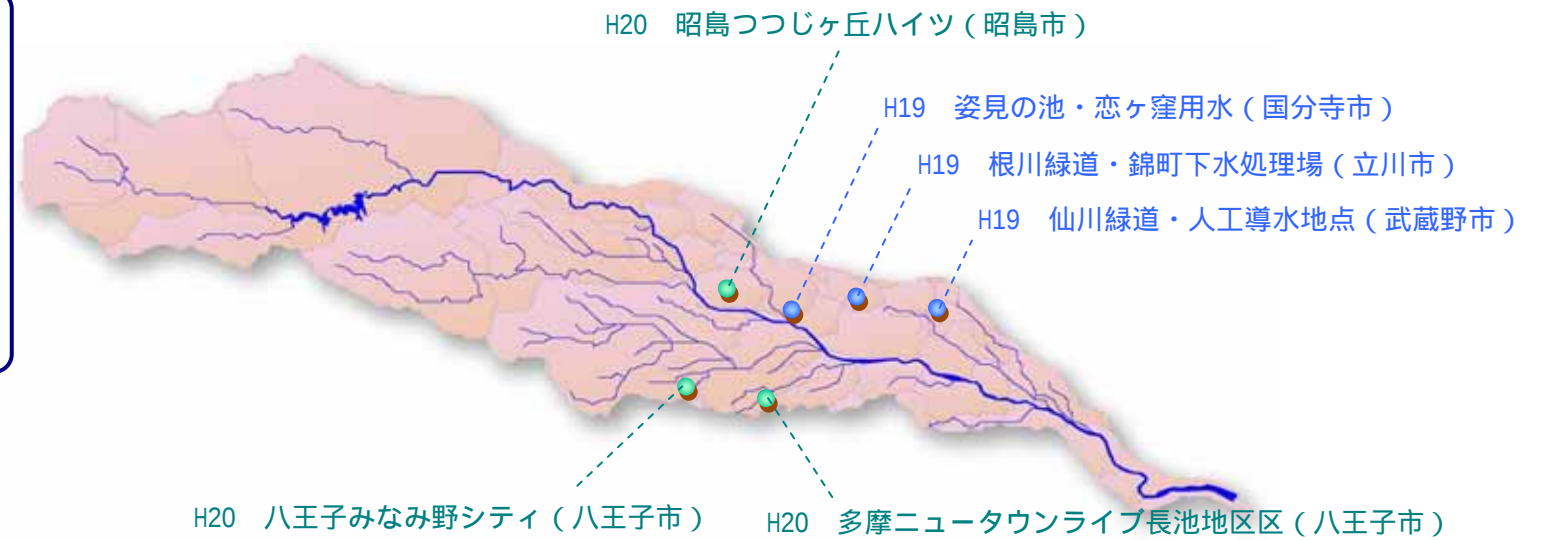
平成 20 年度は、行政向けキャラバンを 1 回実施しました。

- 行政用キャラバンの実施

平成 20 年度の行政用キャラバンの実施方針として、「水循環に配慮したまちづくり(＋市民連携施策)」をテーマに、3 箇所の水流改善に対する先進事例の現地見学を実施しました。また、加えて 3 件の事例報告も行われました。

< H20 年度キャラバン実施内容 >

- ・ 見学地点 : 昭島つつじが丘ハイツ(昭島市内)
浸透工法団地
- ・ 見学地点 : 八王子みなみ野シティ(八王子市内)
水循環再生システム
- ・ 見学地点 : 多摩ニュータウンライブ長池地区(八王子市内)
せせらぎ計画
- ・ 事例報告 : ふっさ湧水探検隊の取組み報告(福生市)
- ・ 事例報告 : 浸透施設設置推進事例の報告(小金井市)
- ・ 事例報告 : 市民提案事業の取組み報告(国分寺市)



●: H20 年度キャラバン開催位置

●: H19 年度キャラバン開催位置



昭島つつじヶ丘ハイツ
浸透工法団地



八王子みなみ野シティ
水循環再生システム



多摩ニュータウンライブ長池地区
せせらぎ計画

達成

各自治体の行政担当者については、水流に関する他の自治体の取り組み例を実際に現場で見学することにより、今後の水流施策を検討する上でのヒントや水量確保の重要性に対する共通認識を得られました。

これから

今後も水流解明キャラバンの実施を継続的に検討します。

平成 20 年度の実施状況の評価～action4 水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います(3)

現地感覚調査アンケート

水流実態解明プロジェクト

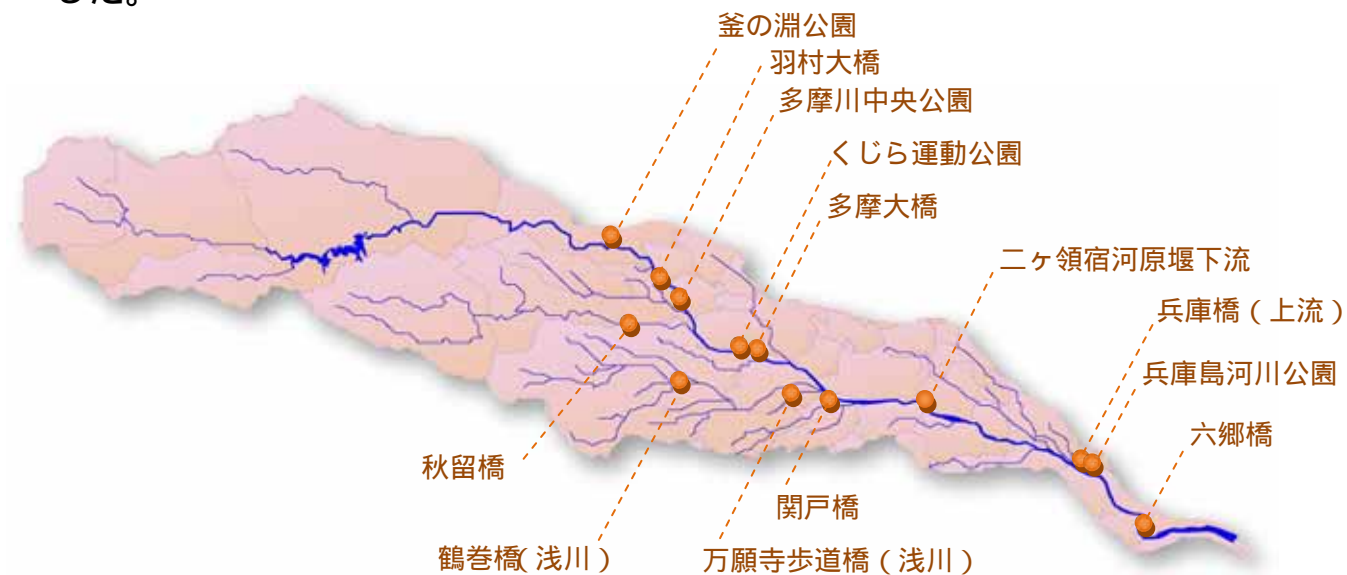
- 現地感覚調査アンケートを行いました。

—現地感覚調査アンケート—

多摩川の水辺利用に望ましい水量・水質環境の検討にあたり、流域住民の意見を反映させるため、多摩川流域各地の水辺における現地の河川利用者にヒアリング調査（現地感覚調査）を実施しています。

実施

平成 20 年度は、5 月の渇水～低水期に以下の 13 地点において、現地の河川利用者に協力していただき、実際に現地を見て受けた印象について意見収集を行いました。また、同時に流量、水質等についても観測を行いました。

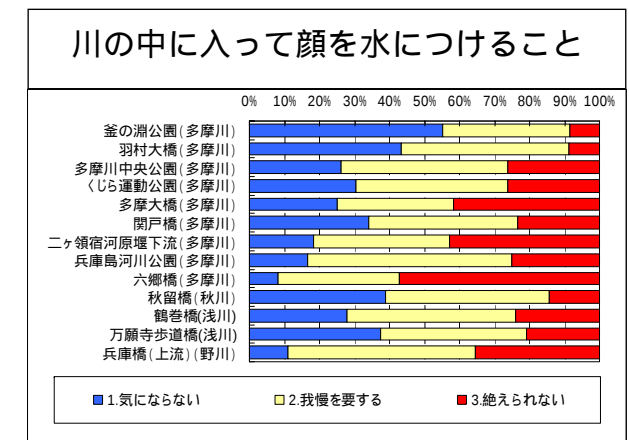
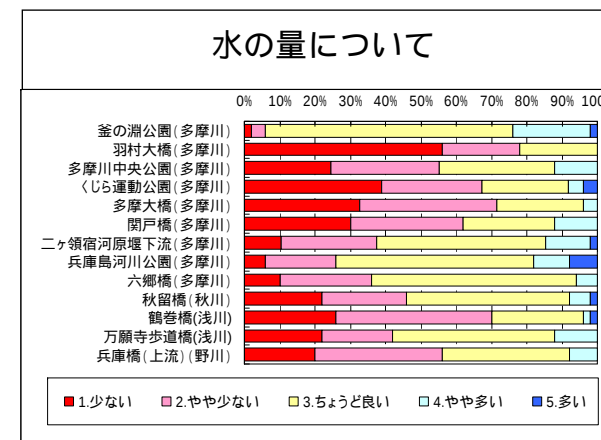


現地感覚調査アンケート実施の様子（左：六郷橋、右：鶴巻橋（浅川））

達成

アンケートの結果、合計約 650 の回答を得ました。

また、平成 16 年度、19 年度、20 年度のアンケート調査結果をもとに、「泳ぐ」「川の中で遊ぶ」「水辺で水遊びする」「見る・眺める」の 4 項目について、望ましい水流条件を検討しました。



アンケート結果（例）

望まれる水流指針

（行動形態別に 50% の人が気にならないと回答する水流条件および目標流量）

行動形態	望ましい水流条件		
	比流量(流量/流域面積) (m ³ /s / 100km ²)	流れの速さ (m/s)	水面の幅/見た目の川幅
泳ぐ	3.6以上	—	—
川の中で遊ぶ	2.8以上	0.49以上	0.87以上
水辺で水遊びする	1.6以上	0.41以上	0.53以上
見る・眺める	—	—	—

地点		望ましい流量(m ³ /s) (本検討)			正常流量(m ³ /s)	
		泳ぐ	川の中で水遊び	水辺で水遊び	H18(景観)フォトモン	H20(景観)W/B(水面幅/川幅)
多摩川	兵庫島公園	40.2	31.2	17.9	5.5	1.8
	多摩川原橋上流	37.8	29.4	16.8	6.2	2.3
	日野橋下流	28.7	45.5	12.7	4.8	3.6
	永田橋上流	17.5	13.6	7.8	3.2	5.0
	釜の淵公園	16.8	13.1	17.1	6.8	2.6
浅川	万願寺歩道橋	5.5	4.3	2.4	0.6	-
	鶴巻橋	3.2	2.5	1.4	1.5	-

これから

望ましい水流条件の客観性を一層高めるため、今後も更なるデータの蓄積を図ります。

浸透施設効果社会実験

水流実態解明プロジェクト

- 浸透施設効果について、検証実験による調査を行いました。

—浸透施設効果社会実験—

多摩川流域の湧水の実態解明およびその保全を将来的な目標として、東京大学湧水の涵養域において、浸透施設が湧水保全に寄与する効果を検証します。

この社会実験により、雨水浸透と湧水量との応答特性を明らかにするとともに、雨水浸透施設設置の効果を市民レベルで認識できるようなデータの取得を目指します。

なお、今回の実験は、国分寺市と東京経済大学、京浜河川事務所の連携により実施しました。

実施

本調査では、雨水浸透施設に人工的に注水し強制的に水を浸透させ、湧水量や地下水位の変化を観測しました。

- ・ 場所：東京経済大学（国分寺市）
- ・ 注水試験（平成 21 年 1/20～1/22 の 3 日間）
- ・ 観測（2008 年 11/20～2009 年）



浸透人孔



注水作業の様子



実験位置

達成

実験の結果により、以下の知見が得られました。

- 地下水位変動と湧水量変動には明確な相関関係があり、浸透施設設置により流域内の地下水位が上昇すると、湧水量が増加した。
- 予備試験、本試験において、注水の効果として算定された湧水の増加量は、注水量に対して約 5%であった。
- 人工的な注水量は、自然の降水量に比べて非常に小さいものであり、注水によって近傍の地下水位は局所的に上昇が認められるものの、涵養域全体での地下水位上昇に比べると、その湧水増加への寄与は非常に小さかった。

これから

実験および国分寺市における雨水浸透促進について、今後は以下の検討を予定しています。

○ 東京経済大学・新次郎池における湧水社会実験を通して、国分寺崖線における雨水浸透と湧水の機構を把握する。

○ 上記検討にあたっては、年間を通したデータの取得が望ましい。また、降水量は年によって偏りがある（多雨年や渇水年など）ため、東京経済大学における湧水社会実験は数年間実施する。

○ 渇水期の湧水涸渇解消に向けた検討結果のとりまとめを行う。

○ 国分寺市全域を対象とした雨水浸透及び湧水復活に向けた検討結果のとりまとめを行い、リーディングモデルプロジェクトとして位置づける。

スーパー堤防

超過洪水対策

- スーパー堤防（高規格堤防）の整備を進めています。

—スーパー堤防—

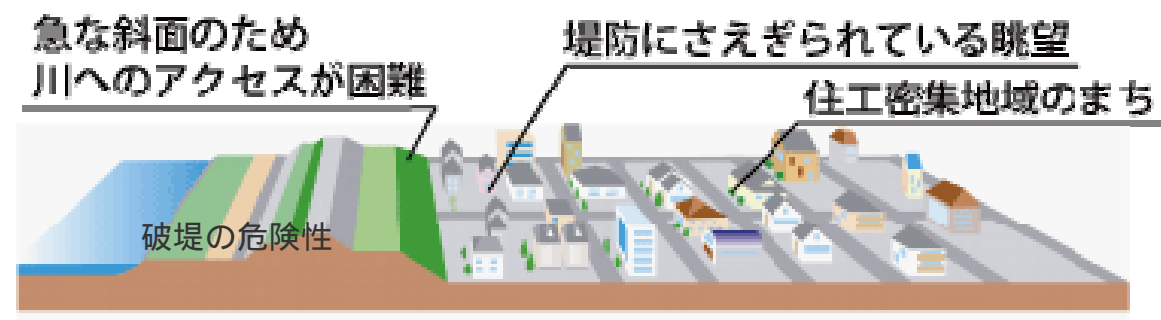
都市河川の中でも比較的勾配が急な多摩川は、洪水が一気に流下する特性があり、計画を上まわるような洪水が起きれば堤防が壊れる恐れがあるため、さらなる堤防の強化が望まれています。

そこで堤防の幅が非常に広いスーパー堤防を整備することにより、万が一計画を超えるような大洪水が起きた場合でも、水が溢れることはあっても堤防の決壊を防いで壊滅的な被害を避けることができます。

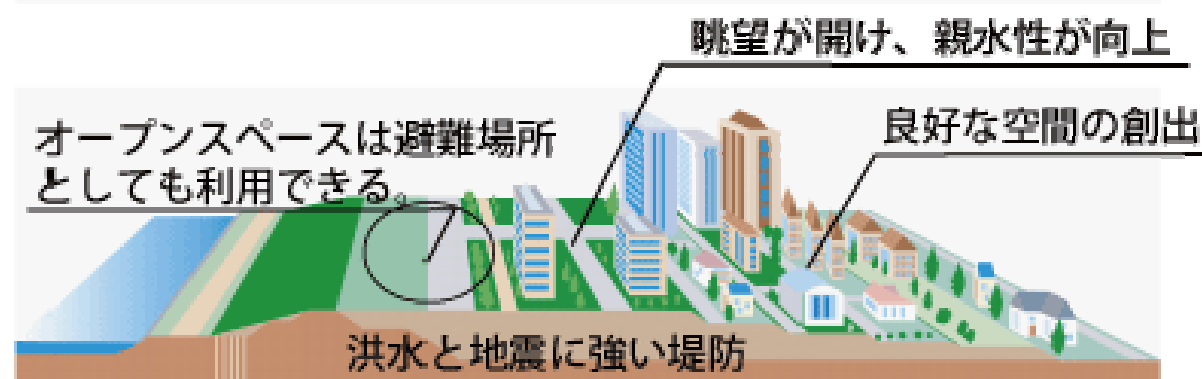
また、以下の効果も期待できます。

- ・ 必要に応じて地盤改良を施すため、地震に強い堤防になります。
- ・ 堤防の傾斜が緩やかになり、川へのアクセスが向上します。
- ・ 堤防の川側でない斜面を公園や緑地、道路など公共のオープンスペースとして土地の有効活用ができます。
- ・ 災害時には避難場所としても利用できます。

< 普通の堤防 >



< スーパー堤防 >



実施

整備箇所：● 殿町第一地区* ● 東古市場地区* ● 戸手地区* ● 港町地区 ● 小向仲野地区（完成）
（*：H19 年度から引き続き施工中）

殿町第一地区



施工前



完成予想図

東古市場地区



施工前



完成予想図

戸手地区



施工前



完成予想図

小向仲野地区



施工前



完成予想図

港町地区



施工前



完成予想図

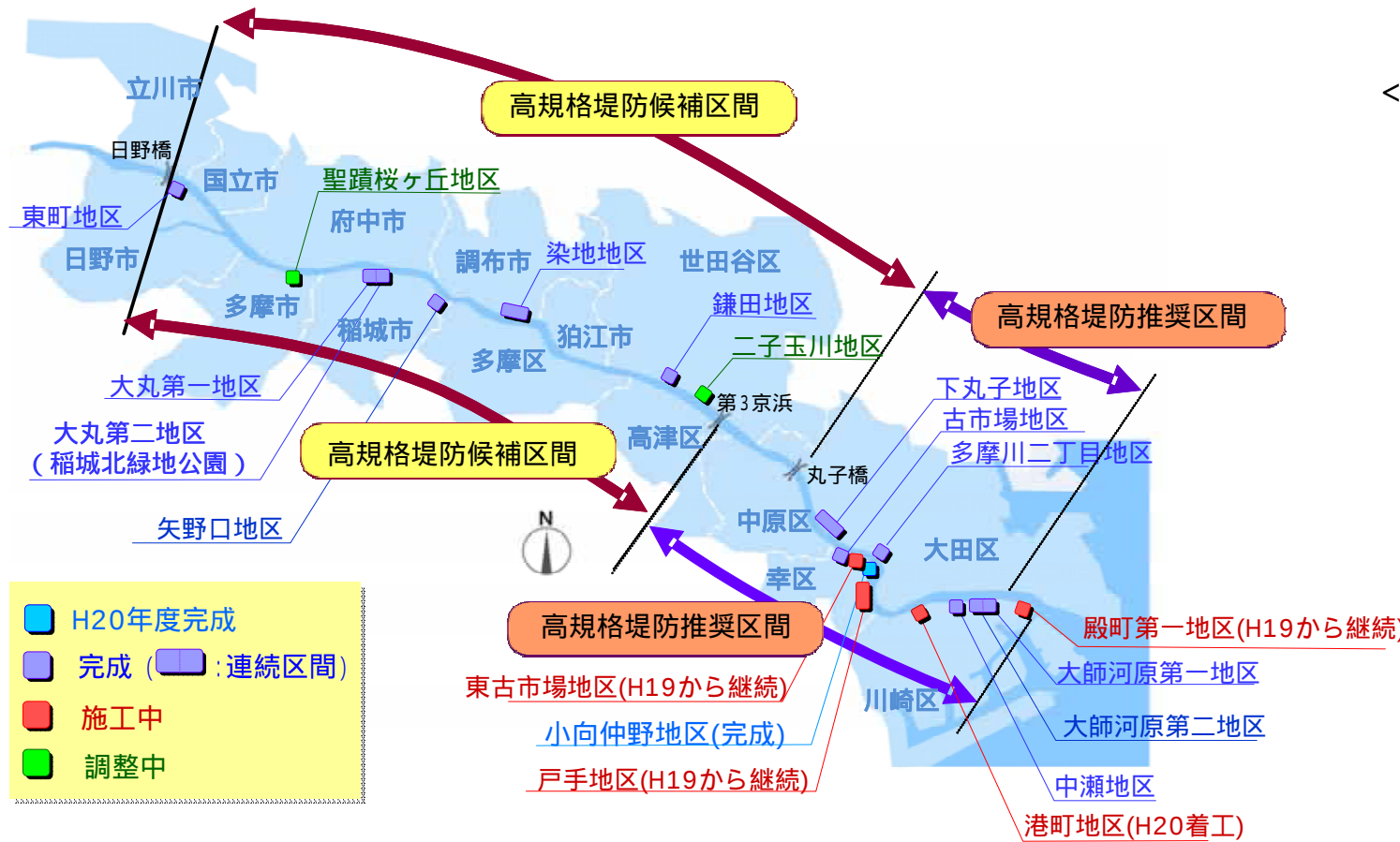
平成 20 年度の実施状況の評価～ action5 スーパー堤防の整備を進めます(2)

スーパー堤防

超過洪水対策

達成 平成 20 年度までに、両岸 82.6km のうち 7.42km の区間でスーパー堤防事業を進めています。

・スーパー堤防事業の平成 21 年 3 月現在の進捗状況を以下に示します。



・スーパー堤防の整備率は以下の通りです。

○スーパー堤防整備率
(事業実施中・事業調整中を含む)

推奨区間			候補区間		
対象延長	整備延長	整備率	対象延長	整備延長	整備率
28.1km	4.34km	15.44%	54.5km	3.08km	5.65%
				計	8.98%

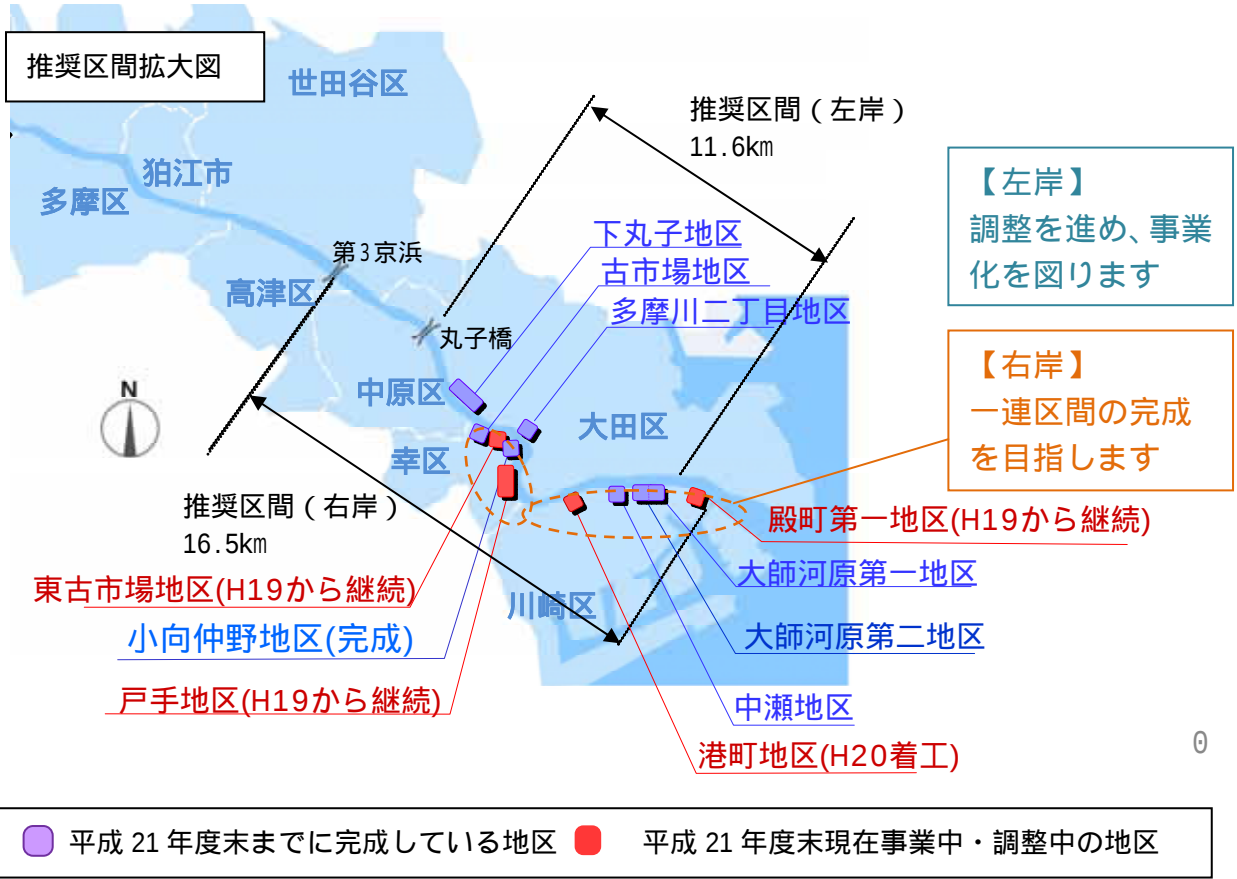
これから 高規格堤防推奨区間(重点整備区間)において、次のように整備を進めます。

< 右岸側 >

高規格堤防推奨区間である多摩川右岸下流部においては、一連区間の完成を目指します。また、堤防強化(殿町、港町) 無堤部(戸手)の解消も併せて実施し、治水効果を高めます。

< 左岸側 >

工場、事業所等の建替や再開発に合わせて事業化に向けた調整を進めていきます。また、地区計画等のまちのルールづくり、密集市街地の環境改善、防災性能向上のためのまちづくり、基盤整備事業の推進とあわせて事業化を図ります。



スーパー堤防事業は、世代を超えてねばり強く取り組むべき、息の長い事業です。よりよい街づくりと安全な川づくりの融合を目指して、地域との合意が得られた地区から進めていきます。

多摩川流域懇談会

- 「多摩川流域セミナー」が3回開催されました。

—多摩川流域セミナー—

多摩川流域セミナーを主催する多摩川流域懇談会は、市民・企業・学識経験者・流域自治体・河川管理者などが、多摩川について継続的に情報や意見の交換を行い、いい川づくりに向けて緩やかな合意形成を図ることを目的に設立された会です。セミナーはこの目的実現の一環として、継続的に開催されています。

第1回～第30回の多摩川流域セミナー 一覧

	開催年月日	開催テーマ	備考
第1回	1999年3/22	パートナーシップではじめる“いい川づくり”	多摩川水系 河川整備計画 策定前
第2回	1999年6/26	多摩川河川整備計画の基本的な考え方	
第3回	1999年10/30	多摩川河川整備計画 中間での報告と意見交換	
第4回	2000年1/29	多摩川河川整備計画(概要・叩き台)&多摩川沿川整備基本構想	
第5回	2000年3/25	多摩川河川整備計画 - まとめに向けた討論会	
第6回	2000年9/14	機能空間区分の設定に向けて	
第7回	2000年12/8	多摩川河川整備計画「計画原案(草案)」について議論しよう!	
第8回	2001年1/28	多摩川水系河川整備計画「計画原案」について	
第9回	2001年5/26	多摩川のみらいプラント今後の多摩川での取り組み	多摩川水系 河川整備計画 策定後
第10回	2001年9/28	みんなで育てよう! 多摩川流域リバーミュージアム	
第11回	2002年3/17	みんなで育てよう! 多摩川流域リバーミュージアム Part2	
第12回	2003年1/18	みんなの夢を実現しよう! 水流実態解明プロジェクト・多摩川流域リバーミュージアム	
第13回	2003年9/6	私の考える TRM ～実現をふまえて～	
第14回	2004年2/7	多摩川をどう変える? 「ステップ バイ ステップ みんなで育てる多摩川」～多摩川水系河川整備計画・市民行動計画のフォローアップ～	
第15回	2004年12/11	源流再生・森と川と海をつなぐネットワークを	
第16回	2004年12/20	お知恵拝借! 多摩川のいい川づくり ～多摩川水系河川整備計画のフォローアップ～	
第17回	2005年2/19	新たなチャレンジ!! 人と自然を活かした川づくり ～多摩川水系河川整備計画のフォローアップ～	
第18回	2005年8/20	多摩川の環境をつないで語ろう! ～源流から、河口から～	
第19回	2005年10/1	おいしいアユ、泳げる川	
第20回	2005年12/17	予期せぬ集中豪雨にどう備える!? ～多摩川の安全と安心を考える～	
第21回	2006年2/19	みんなでぞでてる た・ま・が・わ フォローアップ!! 川づくり計画	
第22回	2006年6/24	「生まれ変わる多摩川を歩く」～西六郷・土手の昔と今～	
第23回	2006年9/18	「五感で調べる多摩川の水」～子供といっしょに川をたのしもう!～	
第24回	2006年12/2	「多摩川に虹を架けよう 私達の夢」	
第25回	2007年7/1	「八景・ハッケン・再発見」～みんなの宝 見に行こう!～	
第26回	2007年10/20	「多摩川ジャブジャブ大作戦」～水辺の楽校で生き物を調べよう～	
第27回	2007年12/16	「いのちを育む河口干潟」～安全、安心、やすらぎの拠点～	
第28回	2008年6/21	「源流～多摩川のさいしょの一滴を見に行こう!」	
第29回	2008年9/13	「肌で感じる河口の魅力」～河口のすばらしさを肌で感じよう!～	
第30回	2008年11/29	多摩川流域懇談会 10周年シンポジウム ～多摩川の歴史 これまでの10年、これからの10年～	

多摩川流域懇談会の設立から10周年目にあたる平成20年度には、「源流」「河口」「10周年記念シンポジウム」のテーマで3回の流域セミナーを開催しました。

回	テーマ	内容
第28回 6/21,22	源流～多摩川のさいしょの一滴を見に行こう!	多摩川源流・笠取山にある「水干」の見学や周辺の自然を観察するなど、源流への理解を一層深める目的で行いました。 <プログラム> (1日目) ・多摩川源流の水干(山梨県笠取山)見学 (2日目) ・話題提供、ディスカッション -多摩川源流猟師の民俗知- -源流の森林再生について- -多摩川源流にこだわった村づくり-
第29回 9/13	「肌で感じる河口の魅力」～河口のすばらしさを肌で感じよう!～	羽田空港近くにある多摩川 0.0km 地点(多摩川の基点)から川崎市川崎区大師河原地区にある「大師河原干潟館」までを徒歩で巡り、河口干潟などの自然や周辺地区の歴史を感じながら多摩川河口域の“魅力”を再発見しようという目的で行いました。 <プログラム> (午前) ・多摩川河口周辺の見学 (午後) ・フリートーク(河口を歩いた感想など)
第30回 11/29	多摩川流域懇談会 10周年シンポジウム ～多摩川の歴史 これまでの10年、これからの10年～	多摩川流域懇談会設立10周年記念シンポジウムを開催。多摩川とその流域の理想像である いい川 や いいまち の実現に向けて、これまでの10年を振り返ると共に、これからの10年を考える機会として、講演やパネルディスカッション等を行いました。 <プログラム> ・開会の言葉(多摩川流域懇談会 高橋裕会長) ・調布市長あいさつ ・基調講演((財)日本自然保護協会顧問 柴田敏隆氏) -川は生命(いのち)の宿り- ・多摩川に想う～音楽演奏～(桐朋学園音楽学部) ・パネルディスカッション -「多摩川での10年の活動」・「未来、これからの10年」- ・閉会のことば(京浜河川事務所長)

なお、各セミナーの詳細は、ホームページでも紹介しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/tama/project/conference/index.htm>

平成 20 年度の環境データ（概要版）（1）

平成 20 年度の水質調査

● 水質の調査項目について

京浜河川事務所では、多摩川水系の水質調査を毎年継続して行っています。
平成 20 年度の主な調査項目は、定期水質調査（BOD などの生活環境項目等）、浄化施設水質調査、底質調査、農薬調査、地下水調査、ゴミの状況調査等でした。

● 定期水質調査の結果概要

【BOD について】

表 - 主要地点の水質（BOD）（平成 20 年度）

地点（河口からの距離）	大師橋	調布取水堰	多摩川原橋	拝島橋	兵庫橋	報恩橋	高幡橋
BOD（mg/l）	（2.6km）	（13.4km）	（28.1km）	（47.5km）	（野川）	（大栗川）	（浅川）
75% 値	1.5	1.6	2.1	0.8	5.7	1.5	1.1
平均値	1.3	1.4	1.9	0.7	4.3	1.2	0.9
環境基準値	3.0	3.0	3.0	2.0	8.0	3.0	3.0
75% 値の基準値満足状況	○	○	○	○	○	○	○

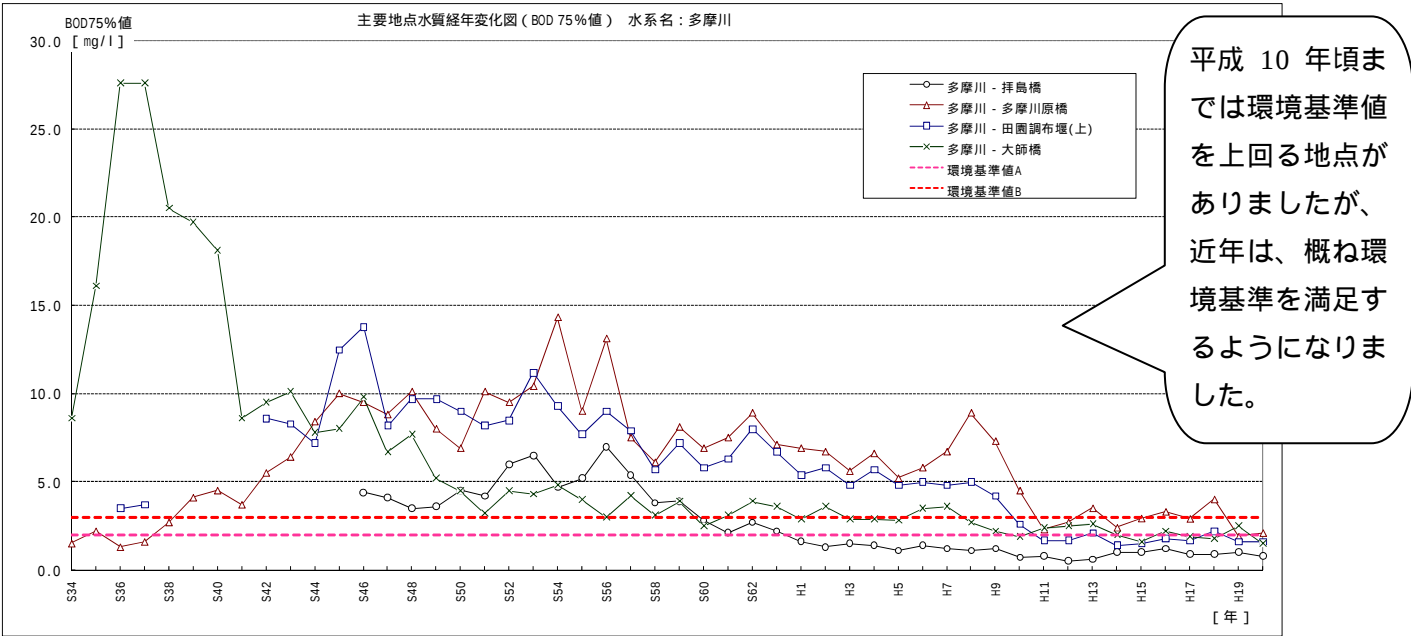
75% 値および平均値は月平均値（日間平均値）より算出。
（75% 値：調査結果の全データを水質が良いものから並べたときの 3/4（75%）番目の値。BOD 等生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断値として用いられる。）

【生活環境項目について】

表 - 主要地点の生活環境項目水質概要（平成 20 年度）

地点（河口からの距離）	大師橋	調布取水堰	多摩川原橋	拝島橋	兵庫橋	報恩橋	高幡橋
項目（平均値）	（2.6km）	（13.4km）	（28.1km）	（47.5km）	（野川）	（大栗川）	（浅川）
pH（-）	7.6	7.7	7.5	7.7	7.6	7.9	7.5
BOD（mg/l）	1.3	1.4	1.9	0.7	4.3	1.2	0.9
SS（mg/l）	7.0	6.0	4.0	3.0	10.0	6.0	6.0
DO（mg/l）	7.3	8.9	8.4	10.1	7.9	9.4	8.9
大腸菌群数（MPN/100ml）	35,000	17,000	97,000	3,900	-	31,000	36,000

（参考）図 - 主要地点の BOD75% 値の経年変化



（参考）表 - 生活環境の保全に関する環境基準

項目類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	該当地点
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以下	1000MPN/100ml以下	拝島橋
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以下	5000MPN/100ml以下	大師橋 調布取水堰 多摩川原橋 報恩橋 高幡橋
D	工業用水2級、農業用水、及びE以下の欄に挙げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以下	-	兵庫橋

（水質調査結果の整理：）

- 平成 20 年度の水質を BOD75% 値で見ると、すべての主要地点において環境基準を満足しています。
- 大腸菌群数は、すべての地点で環境基準に適合していませんでした。（ただし D 類型の兵庫橋では基準無し）
- その他の生活環境項目や健康項目は、環境基準に適合していました。
- BOD75% 値の経年変化を見ると、平成 11 年以降、安定しています。

平成 20 年度の環境データ（概要版）（ 2 ）

平成 20 年度の河川水辺の国勢調査（ 1 ）

—河川水辺の国勢調査—

河川水辺の国勢調査は、河川環境の基礎情報の収集整理を目的として、多摩川では平成 2 年度から始められました。多摩川水系における既往の調査実施状況は下記の通りです。

表 - 多摩川水系での生物調査実施状況

調査内容	実施年
河川調査	H3、H5、H6、H7、H8、H17
魚介類	H2、H4、H7、H13、H18
底生動物	H4、H7、H13、H19
植物	H6(補足 H7)、H11(補足 H12)、H17～18
鳥類	H5、H10、H16
両生類・爬虫類・哺乳類	H4、H8、H14、H20
陸上昆虫類等	H4、H9、H15
河川空間利用実態調査	H3、H4、H5、H9、H12、H15、H18

- 調査
 - ・平成 20 年度に多摩川では、両生類・爬虫類・哺乳類の調査を行いました。
- 調査時期
 - ・調査は夏季から冬季にかけて以下の計 4 回行いました。

表 - 調査時期一覧表

調査項目	調査時期	調査日
現地調査	夏季	平成 20 年 9 月 2 日～9 日
	秋季第 1 回	平成 20 年 10 月 6 日～14 日
	秋季第 2 回	平成 20 年 11 月 5 日～12 日
	冬季	平成 21 年 1 月 6 日～9 日

- 調査位置
 - ・現地調査は以下の 11 地点において行いました。



図 - 調査地点

表 - 調査地点一覧表

調査地区番号	調査地区名	位置	左右岸
多多京 1	大師橋下流地点	2.5km	右岸
多多京 2	丸子橋上流地点	14.0km	右岸
多多京 3	東名高速多摩川橋下流地点	20.0km	右岸
多多京 4	調布排水樋管地点	25.0km	左岸
多多京 5	大栗川合流地点	33.0km	右岸
多多京 6	浅川合流地点	37.2km	右岸
多多京 7	多摩大橋下流地点	43.0km	右岸
多多京 8	昭和水堰地点	48.0km	右岸
多多京 9	永田橋地点	52.0km	右岸
多多京 10	下奥多摩橋下流地点	58.0km	右岸
多浅京 1	(浅川)長沼橋下流地点	6.0km	右岸

（多摩川合流部からの距離）

平成 20 年度の環境データ（概要版）（ 3 ）

平成 20 年度の河川水辺の国勢調査（ 2 ）

● 現地調査結果

- ・平成 20 年度の現地調査により、多摩川において確認された哺乳類、爬虫類、両生類は以下の通りです。
- 哺乳類の確認種：計 5 目 9 科 12 種
- 爬虫類の確認種：計 2 目 6 科 11 種
- 両生類の確認種：計 1 目 3 科 6 種

表 - 現地調査での確認種一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	
				和名	学名
1	両生綱	カエル目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	<i>Bufo japonicus formosus</i>
2			アマガエル科	アマガエル	<i>Hyla japonica</i>
3			アカガエル科	ニホンアカガエル	<i>Rana japonica</i>
4				トウキョウダルマガエル	<i>Rana porosa porosa</i>
5				ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i>
6				ツチガエル	<i>Rana rugosa</i>
7	爬虫綱	カメ目	イシガメ科	クサガメ	<i>Chinemys reevesii</i>
8				ミシシippアカミミガメ	<i>Trachemys scripta elegans</i>
-			-	カメ目	Testudinata fam. gen. sp.
9		トカゲ目	ヤモリ科	ヤモリ	<i>Gekko japonicus</i>
10			トカゲ科	トカゲ [®]	<i>Eumeces latiscutatus</i>
11			カナヘビ科	カナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>
12			ヘビ科	シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>
13				ジムグリ	<i>Elaphe conspicillata</i>
14				アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i>
15				ヒバカリ	<i>Amphiesma vibakari vibakari</i>
16				ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>
17				クサリヘビ科	マムシ [®]
18		哺乳綱	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	ジネズミ
19				モグラ科	アズマモグラ
20					<i>Mogera imaizumi</i>
21			コウモリ目（翼手目）	-	コウモリ目
22			サル目（霊長目）	オナガザル科	ニホンザル
23			ネズミ目（齧歯目）	アカネズミ	<i>Apodemus speciosus speciosus</i>
24				カヤネズミ	<i>Micromys minutus japonicus</i>
25				ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>
26				ネズミ科	Muridae gen. sp.
27		ネコ目（食肉目）	アライグマ科	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>
28			イヌ科	タヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides viverrinus</i>
29			キツネ		<i>Vulpes vulpes japonica</i>
合計	3綱	8目	18科		29種

※トラップ法調査時の確認

注1) 目名、科名、種名及び配列は「平成20年度版河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に従った。

● 重要種

現地調査で確認された両生類、爬虫類、哺乳類のうち、特定種に該当する種は、両生類が 2 種、爬虫類が 7 種、哺乳類が 6 種の合計 14 種でした。

表 - 現地調査で確認された重要種一覧

No.	綱名	種名	選定基準				
			天然記念物	種の保存法	環境省RL	神奈川県RDB	東京都RDB
1	両生綱	トウキョウダルマガエル			NT	絶滅危惧Ⅱ類	C (西多摩)
2		ツチガエル					C (南多摩)
3	爬虫綱	クサガメ					C (北多摩、西多摩、南多摩)
4		ヤモリ					C (南多摩)
5		トカゲ [®]					B (南多摩)
6		シマヘビ					B (北多摩)
7		ジムグリ					C (西多摩)
8		アオダイショウ					C (西多摩)
9		ヒバカリ					C (西多摩)
10	哺乳綱	ジネズミ					C (南多摩)
11		ニホンザル					C (西多摩)
12		アカネズミ					C (北多摩)
13		カヤネズミ					C (西多摩、南多摩)
14		キツネ					C (西多摩)
15		イタチ				準絶滅危惧	C (南多摩)
合計	3綱	15種	0種	0種	1種	2種	15種

※トラップ法調査時の確認



トウキョウダルマガエル



トカゲ



ジネズミ

● 外来種

現地調査で確認された外来生物のうち、特定外来生物に該当する種は、両生類はウシガエル、爬虫類は無し、哺乳類はアライグマでした。

要注意外来生物に該当する種は、両生類と哺乳類は無し、爬虫類はミシシippアカミミガメでした。

表 - 現地調査で確認された外来種一覧

No.	綱名	種名	備考
1	両生綱	ウシガエル	特定外来生物
2	爬虫綱	ミシシippアカミミガメ	要注意外来生物
3	哺乳綱	アライグマ	特定外来生物
合計	3綱	3種	-



ウシガエル



ミシシippアカミミガメ